

平成27年 第1回

南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成27年第1回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成27年3月6日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

日程第 4 平成27年度町政施政方針説明

日程第 5 議案第2号から議案第62号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 6 委員会提出議案第1号及び第2号の上程

(提案理由の説明)

日程第 7 請願・陳情委員会付託

①平成27年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見
書提出の請願について

②平成27年陳情第1号 南会津町役場新庁舎建設、公共工事予算の確保に関
する陳情書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	大桃英樹	議員	2番	星光久	議員
3番	湯田良一	議員	4番	室井嘉吉	議員
5番	室井実	議員	6番	湯田哲	議員
7番	渡部優	議員	8番	楠正次	議員
9番	高野精一	議員	10番	山内政	議員
11番	渡部忠雄	議員	12番	湯田秀春	議員
13番	星登志一	議員	14番	阿久津梅夫	議員

15番 五十嵐 司 議員

16番 大竹 幸一 議員

17番 菅家 幸弘 議員

18番 芳賀沼 順一 議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅 宗吉	町 長	渡部 龍一	副 町 長
五十嵐 竹則	教 育 長	芳賀 美恵子	会 計 室 長
角田 厚	総合政策課長	湯田 文則	総 務 課 長
相原 盛隆	商工観光課長	星 不二夫	税 務 課 長
渡部 正義	住民生活課長	舟木 由紀子	健康福祉課長
鈴木 忠男	建設課長	長沼 豊	環境水道課長
大竹 洋一	農 林 課 長	星 正信	農業委員会 事 務 局 長
馬場 秀成	学校教育課長	湯田 順一	生涯学習課長
星 善光	館岩総合支所長	宍戸 英樹	伊南総合支所長
馬場 美光	南郷総合支所長	木下 光廣	監 査 委 員

事務局職員出席者

室井 裕	事 務 局 長	鈴木 雄蔵	事 務 局 長 補 佐
------	---------	-------	-------------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

最後の議会ですので、10時ぴったりに始めたいと思って、皆さんにお待たせいたしました
が、それぞれ緊張して、今回、最後の議会を私も務めてまいりたいと思います。よろしくお願
いします。

ただいまから平成27年第1回南会津町議会定例会を開会します。



◎表彰状の伝達

○芳賀沼順一議長 会議に先立ちまして、表彰の伝達を行います。

去る2月6日開催の全国町村議会議長会定期総会において、本町議会議員4名の方が、多年
にわたる議会議員の活動の功績が認められ、在職15年以上の自治功労者表彰を受賞し、2月
25日開催の県町村議会議長会の席上において、表彰の伝達がありましたので、これより受賞者
へ伝達を行います。

○室井 裕議会事務局長 菅家幸弘議員、前にお進みください。

○芳賀沼順一議長 表彰状、福島県南会津町、菅家幸弘殿。

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまこと
に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成27年2月6日。

全国町村議会議長会会長、蓬清二。（拍手）

○室井 裕議会事務局長 続きまして、阿久津梅夫議員、前にお進みください。

○芳賀沼順一議長 表彰状、福島県南会津町、阿久津梅夫殿。

以下同文であります。（拍手）

○室井 裕議会事務局長 続きまして、星登志一議員、前にお進みください。

○芳賀沼順一議長 表彰状、福島県南会津町、星登志一殿。

以下同文でございます。（拍手）

○室井 裕 議会事務局長 最後に、芳賀沼順一議長には、副議長から伝達をお願いいたします。

○菅家幸弘副議長 表彰状、福島県南会津町、芳賀沼順一殿。

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成27年2月6日。

全国町村議会議長会会長、蓬清二。

どうもおめでとうございます。（拍手）

○芳賀沼順一議長 以上で、表彰状の披露及び伝達を終わります。

◇

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名

○芳賀沼順一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、5番、室井実君、9番、高野精一君を指名します。

◇

◎会期の決定

○芳賀沼順一議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から3月13日までの8日間
したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月13日までの8日間に決定しました。



◎諸報告

○芳賀沼順一議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

平成26年第4回定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告、文教厚生委員会調査報告書、産業建設委員会調査報告書及び議会報告会報告書は、お手元に配付のとおりであります。

次に、2月20日に招集された平成27年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会並びに同日招集された平成27年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会の概要は、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から平成27年1月までの例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書によって通知がありましたので、報告しておきます。

次に、行政報告を行います。

平成26年第4回定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおり
であります。

これで、諸報告は終わりました。



◎平成27年度町政施政方針説明

○芳賀沼順一議長 日程第4、平成27年度町政施政方針説明を行います。

町長の登壇を許します。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

本日ここに、平成27年度一般会計予算を初めとする重要案件のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する所信と重点施策をご説明し、議員各位並びに町民の皆様のご理解と、より一層のご協力をお願い申し上げます。

さて、来年3月20日には、南会津町が誕生いたしまして10周年を迎えます。これまで地域特性の違いをお互いに受け入れながら、新生南会津町として、着実にその歩みを進めてくることができましたのは、議員各位並びに町民の皆様のご理解を初め、多くの南会津町を応援して下さる方々のご支援のたまものであると、改めて深く感謝申し上げる次第であります。

新年度の町政運営は、これからの南会津町を創造していく新たなスタートの年として、大変重要な年であります。さまざまな諸課題に的確に向き合い、これまでどおり、「公平、公正、誠実、思いやり」という政治信条を貫き、町民一人一人が豊かさを実感できる、そして、将来に希望が持てるまちづくりに邁進してまいり所存でございます。

続きまして、平成27年度町政運営に当たりまして、私の基本的な考え方を申し述べさせていただきます。

我が国が抱える大きな課題である少子高齢化対策は、これまで多くの地方自治体で解決に向けて取り組まれてきておりますが、昨年、日本生産性本部の日本創成会議が公表した消滅自治体リストと提言は、全国に大きな衝撃と反響を呼ぶことになりました。

このような状況において、第2次安倍内閣では、東京圏への人口の過度な集中を是正し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、昨年11月、まち・ひと・しごと創生法を施行し、総合戦略と長期ビジョンを決定しました。そして、地方にも、その策定を求めているものであります。地方を取り巻く内政的環境が大きく変化し、地方の自律がより一層強く求められることになったものと受けとめております。

私は、本町における政策課題、まちづくりの基本方向は変わるものではないと認識しておりますが、この時期をチャンスと捉え、未来につながる夢と希望に満ちた南会津町、これを創造していくため、1月30日、推進母体となる南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部を設置いたしました。この推進本部を基軸に、第2次南会津町総合振興計画後期基本計画の策定と同時並行で、南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンを策定してまいります。議会、町民の皆様と連携し、しっかりとしたまちづくりの方向性を確認して計画に盛り込み、実行してまいりたいと思います。

また、平成27年度の町政運営に当たっては、庁内における今後の推進体制を整えたことから、国の地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を活用しながら、平成26年度補正予算に一部事業を前倒しすることとし、新年度当初予算とあわせて切れ目のない予算編成を行うことにより、地域経済の循環や生活支援などの施策効果の早期発動につなげてまいります。

まちづくりの基本は、町民と行政が信頼で結ばれ、南会津町に住んでいる皆様が誇りを持って、生き生きと生活できることであると思います。これまで、地域の特性や資源を生かした産業の振興と地元企業への支援などによって、雇用の拡大、若者定着に努めてまいりました。また、安心して子供を産み育てることのできる環境整備や、高齢者、障害者の皆様が心穏やかに、生きがいを持って暮らすことのできる生活環境の整備を進め、集落の活性化につながる支援を行ってまいりました。

これまでの取り組みを十分検証するとともに、人材の育成を進め、英知を結集して、町民の皆様が主人公となる、住んでよかった町、住みたい町、そして、将来につながる活力あるまちづくりに総力を注いでまいります。

続きまして、平成27年度予算編成について申し述べます。

平成26年度における国の経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の三本の矢の一体的推進によって穏やかな回復基調が続いているものの、個人消費に弱さが見られ、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減や物価上昇に家計が追いついていないことも影響し、年度前半の実質GDP成長率がマイナスになるなど、とりわけ地方にアベノミクスの効果を広く行き渡らせることが、3年目に入った安倍内閣の重要な課題となっています。

平成27年度の国の当初予算についても、平成26年度の第1次補正予算で掲げた緊急経済対策を重要な柱としつつ、人口減少の克服と地方の創生に本格的に取り組み、地方がそれぞれの特徴を生かして、自律的で持続的な社会を形成することを促す予算として編成されたところがあります。

これらを踏まえ、平成27年度の地方財政対策を見ると、地方創生に取り組むために必要な経費として1兆円が地方財政計画の歳出に計上され、計画全体の規模は、昨年度を2.3%上回る85兆2,710億円となる一方、そのうち本町の財政運営に大きく影響を及ぼす地方交付税は、地方財政計画全体での地方税収の伸びが予想されることから、前年度を0.8%下回る16兆7,548億円が確保されたところがあります。

一方、福島県における平成27年度の一般会計当初予算案は、福島未来を開く予算として1

兆8,994億円が計上されており、県政過去最高額となった平成25年度を超える予算規模となりました。このうち、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の対応予算が、予算全体の54%を占める1兆287億円となるなど、多くが復興関連事業に重点的に充てられております。

その中身を見てみますと、ふくしま新生プランで掲げる13の重点プロジェクトに基づき、ロボット開発支援や医療関連の拠点整備による新産業創出など、復興を新たな段階に進める事業に重点配分し、復興のさらなる加速化に取り組むこととしておりますが、一方では、1,600億円を超える多額の財源不足を、基金の取り崩しや県債の発行で補填していること、また、復興関連予算が特例的に措置される集中復興期間が平成27年度で終了することが予定されていることなどから、長期化する復興事業に対応するための財源の確保が県政最大の課題となっております。

このような状況の中、本町の財政状況は、行政改革大綱に基づく計画的な人件費の削減や公債費の計画的な抑制、内部管理経費の削減努力などにより、財政健全化判断比率の指標は安定した状況を保っておりますが、今後は、町の財政運営に大きな影響を及ぼす普通交付税の合併算定替えが平成27年度で終了し、一般財源が大きく減少する時期を迎えます。さらに、老朽化した公共施設の維持管理経費や、更新に要する経費の増大が町財政を圧迫することも見込まれることから、行政サービスの低下を招かないため、創意工夫による事務事業のスリム化が喫緊の課題となっております。

しかし、一方では、人口減少社会に対応するための取り組みや、多様化する行政課題に的確に対応するための果敢な財政出動も重要であるため、「少子高齢化、人口減少に歯どめを！ U・Iターンしやすいまちづくり」を平成27年度の予算編成のテーマとして、第2次南会津町振興計画の重点政策に基づいて、限りある財源の効果的な配分に努めたところであります。

これらの結果、一般会計では、財政健全化に配慮しつつ、選択と集中による事業の重点選別に努めたことにより、前年度当初予算に対し3.2%の増加となる127億5,600万円を計上いたしました。

また、特別会計は6会計で57億420万円、公営企業会計は1会計で2億7,634万円、全会計では187億3,654万円の予算規模といたしたところであります。

それでは、第2次南会津町総合振興計画に掲げました町の5つの目標の柱に沿って、地方創生関係事業を含め、順次、重点事業の内容をご説明申し上げます。

1点目は、第2次総合振興計画の最も重要な目標の柱に位置づけをしております、定住対策、雇用対策、産業振興の推進について申し述べます。

定住対策を進めるため、昨年、役場内の横断的な組織として、職員による定住対策プロジェクトチームを設置し、U・Iターンや若者の定住対策について、調査検討を進めてまいりました。その結果、新年度から新たに地域おこし協力隊の導入を初め、仕事、住まい、子育てなど、定住に関するさまざまな相談に対し、一元的に対応できる移住総合相談窓口の整備を進めるとともに、若者定住応援プログラム交付金などによる支援を行いながら、定住対策を進めてまいります。

雇用対策では、南会津町郡内の月平均有効求人倍率は、平成25年以降1倍を上回り、昨年12月では1.41倍となっており、回復傾向が続いております。

しかし、業種別では、事務系が0.32倍と低く、また、免許や資格を必要とする建設、介護などの専門技術職が高い割合を示しており、求職者との乖離が依然として継続しているため、関係機関と連携した資格取得のための研修会実施や費用の支援、看護資格取得奨学金貸与を継続し、求人求職のミスマッチ解消に向けた取り組みを進めてまいります。

産業の振興では、企業誘致と町内企業への支援を充実しながら、地域経済の活性化と定住に向けた仕事づくりを行ってまいります。具体的には、企業立地奨励金制度を継続し、本町の立地条件や自然環境などの優位性をアピールしたトップセールスを行ってまいるほか、建設業における若年者の人材育成・処遇改善を目指す地域人づくり事業の実施、町内で新たな起業を志す皆様を支援する創業チャレンジ支援事業を新設いたします。

本町の基幹産業である農業においては、定住対策でも大きな成果につながっている新規就農者支援事業を積極的に活用し、南郷地域に新規就農者就農促進住宅1棟2戸の整備を継続し、関係機関、団体と連携を強め、U・Iターン者を初めとする就農体制の充実を図ってまいります。さらに、3月1日に合併しました南会津森林組合の合併効果を引き出しながら、森林資源を活用した仕事づくりを推進してまいります。

一方、本年度の米価下落は、本町農業にとっても大きな痛手であり、喫緊の対策を要するものであります。水稻栽培農家が生産意欲を失わず、再生産に向かって取り組んでいけるよう、町として肥料等に係る経費を支援し、米価下落に対する緊急支援を実施してまいります。

また、本町の地域性を生かしたトマト、アスパラガス、花卉等の重点振興作物の生産性向上と、栽培農家の拡大による農業振興を推進するためには、県を初め関係機関、農家との連携が極めて重要であり、生産者の意見を伺いながら県が実施する元気な産地づくり整備事業等とあわせ、町独自の農業振興事業を連結させて、課題解決のため、的確に対応してまいります。

農業基盤の整備においては、既設の農業用排水施設の老朽化対策等を継続しますが、新た

に田部地区で区画整理や水路、農道等の整備促進を図るため、調査設計事業に取り組むほか、台板橋地区圃場整備の面工事に着手し、平成29年度完了に向けて事業を進めてまいります。

平成24年度から取り組みを始めた森のエネルギー創出事業は、これまで山で切り捨てられていた間伐材を搬出し、再生可能エネルギーや建築用材への活用につなげる事業として定着しつつあります。町内の森林整備促進と地域経済への波及効果向上に結びつくものであり、地域資源活用のモデル的な事業として継続してまいります。

年々増加傾向にある有害鳥獣による被害防止のため、昨年からは猟友会員の協力をいただき、鳥獣被害対策実施隊を組織し、対策の強化を図ってまいりました。新年度は、実施隊の人材育成が課題であることから、狩猟免許資格取得支援対策等の充実を図り、被害の縮減に取り組んでまいります。

商工業の振興と消費喚起による地域経済の活性化対策として、20%及び10%のプレミアムを付加した商品券の発行を新年度当初予算から前倒しをし、地方創生地域住民生活緊急支援交付金を活用して平成26年度補正予算で対応することで、早期の経済効果の発現につなげてまいります。

また、町内4地域の商店街の街路灯193基のLED化を支援し、安心して買い物ができる環境整備や維持管理コストの低減、さらに害虫対策につなげ、商店街の活性化と安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

観光誘客対策では、ふくしまdestinationキャンペーンが4月から本番を迎えることとなり、本町といたしましては、これまで関係機関と準備を進めてきた集大成として温泉やヒメサユリ、前沢集落、駒止湿原など豊富な観光資源を2次交通で連結させ、情報発信を行いながら、持続的な観光誘客につながる取り組みを進めてまいります。

さらに、伊南地域の古町地区に整備を進めてきたクロスカントリー常設公認コースの早期完成を図るとともに、会津田島祇園祭時に運行する中大屋台格納庫を建設し、4つの屋台格納庫が整う祇園の町としての環境整備を行ってまいります。

また、平成28年8月11日が新たな国民の祝日、山の日となることから、尾瀬国立公園田代山などを活用した独身男女の出会いイベント、自然体験交流活動事業を実施いたします。町内4スキー場に関しましては、リフト関連設備の修繕やスノーモービルの更新、グリーンシーズンの活用につなげるチップロード整備などを行い、受け入れ体制の充実に努めてまいります。

さて、東日本大震災・福島第一原子力発電所事故から4年が経過いたしますが、一部明るい兆しが見えつつも、本町における風評被害の払拭には至っておりません。特に教育旅行は依然

として厳しい状況にあり、首都圏への誘客キャラバンや安全・安心をアピールする商談会を実施するとともに、県との連携による南会津の自然を生かした環境学習や先進的に取り組みを進めてきた農家民泊事業への支援、本町の魅力を生かした体験メニューの充実などを図りながら、関係機関・団体との連携を強化し、風評被害の払拭に努めてまいります。

2点目は、誰もが健やかで安心して生活できる環境を目指すための、保健・医療・福祉サービス、公共交通、防犯・防災体制の充実について申し述べます。

急速な高齢化の進展に伴い、地域医療の果たす役割はますます重要になってきております。本町では、これまで町内医療機関に対し、町有施設の無償貸与などの支援を行うとともに、県立南会津病院の医療体制の充実について要望してまいりました。県立南会津病院は、南会津地方にとってなくてはならない医療の中核を担う機関であり、現在不足している眼科医、精神科医及び産婦人科医の配置を関係機関へ働きかけるとともに、引き続き県との連携を図りながら課題解決に努めてまいります。また、保健・医療・福祉・介護の各分野で、町民と行政が協働で取り組む指針として策定し、平成27年度からスタートします南会津町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を着実に実行してまいります。

介護保険サービスの受給者数が年々ふえる傾向にあることから、保健師の専任体制による介護予防事業の充実、予防体操ボランティアや地域包括支援センターの充実を図るとともに、認知症の高齢者が徘徊や迷子になったときの早期発見を行うため、地域の関係機関によるネットワークを構築し、見守り体制の充実に努めてまいります。また、介護を必要とせず、元気に生活していけるよう、町内温泉施設を活用し、高齢者の健康増進につなげる元気でゆうゆう温泉等利用助成事業を新規に実施してまいります。

障害を持つ方々が、必要とするサービスを適切に享受でき、自立した生活を営んでいくための柔軟な対応が求められております。これまで以上に地域や関係団体と連携を強め、相談支援やコミュニケーション支援の充実を図り、障害児通院通所・福祉タクシー交通費助成、日常生活用具給付などの支援を継続しながら、障害福祉サービス、自立支援事業、地域生活支援事業をベースとし、安心して生活ができる思いやりのあるまちづくりを進めてまいります。

安心して子育てができる南会津町をより一層推進するため、5歳児の保育料、幼稚園授業料の無料化を継続し、伊南保育所の平成27年10月開所に向け、引き続き新築工事を進めてまいります。さらに、子育て支援として、第2子以降の出産に対し支援する子育てスマイル支援事業、及び本町で生まれた赤ちゃんに町産材を原料とした木製のおもちゃをプレゼントする森からの贈り物事業を新設し、支援の充実を図ってまいります。

また、子育て支援センターとあわせ、地域ぐるみで子育て家庭を応援し、親子、子供同士、親同士の交流の場を提供するため、新たに館岩地域に放課後児童クラブを開設し、子育て環境の充実に努めてまいります。

一方、公立保育所運営費の一般財源化や保育職員の雇用環境改善など、保育所運営における課題への対応も必要になってきております。新年度において、保護者や関係者の皆様と協議をしながら町立保育所の民営化の方向性について検討してまいります。

子供を産み育てたいという希望を持ちながら、子供に恵まれないご夫婦への支援として取り組んでおります不妊不育治療費の助成につきましても、継続性が重要であると認識しており、引き続き実施してまいります。

健康づくりでは、健診結果や町の医療費、疾病状況等のデータを活用しながら、保健指導対象者の優先順位を明確にし、個別支援を重点的に取り組むほか、高血圧症の有病率が高まっていることから、モデル地区を選定し、食生活習慣の改善指導を行うなど、生活習慣病の予防に努め、元気で長寿のまちづくりを進めてまいります。

防犯・防災体制の充実については、東日本大震災、新潟・福島豪雨災害の教訓を生かし、昨年、町の防災に関する重要な指針である地域防災計画の策定業務を完了しました。新年度は、この計画に基づき、南会津町防災訓練を実施するとともに、各行政区と連携した防災体制の充実を図り、地域防災力の向上に努めてまいります。

施設整備については、南会津広域消防施設消防救急デジタル無線及び消防指令システムの年度内完成に向けて、構成町村と取り組みを進めてまいります。町内においては、老朽化が進んでいる館岩地域の防災行政無線について、県営中山間地域総合整備事業により、無線設備のデジタル化を進め、聞き取りやすい音声で、素早く必要な情報を伝達できるシステムの導入を図ってまいります。

また、防火水槽整備3基、館岩、南郷地域における消防車両の更新等を行い、消防施設の充実を推進し、住民生活の安全向上に努めてまいります。さらには、行政区が行う防犯灯の整備を支援し、地域の防犯強化とあわせ、LED化による電気料金負担の軽減と害虫対策に寄与してまいります。

空き家条例の施行に伴い、昨年、町内における空き家の実態調査を行い、危険空き家について助言・指導を行ってまいりました。適正な空き家管理の啓発を強化し、新年度も危険空き家に対する除却支援を継続しながら、安全な生活環境の形成に努めてまいります。さらには、空き家バンクによる活用について取り組みを進め、定住対策やまちづくりの活性化につなげてま

います。

公共交通対策では、本町と首都圏を直結し、地域振興に重要な役割を果たしている会津鉄道と野岩鉄道の経営安定化及び施設整備に対し、引き続き支援を行ってまいります。

なお、両鉄道とも、東日本大震災以降、輸送人員の減少が続いており、新年度は、平成28年度をスタートとする次期経営改善計画の策定を行うこととなることから、経営改善に向けて計画策定に参画してまいります。

また、町内を巡回する乗り合いタクシーの利用者の減少も顕著になっており、ことし1月から2月にかけて実施した館岩地域での実証実験結果等を踏まえ、今後の運行のあり方についてさまざまな角度から検討を進めてまいります。

3点目は、次世代の地域を担う人材の育成、教育・文化の振興策について申し述べます。

まず、学校教育の分野では、ことし4月からの地方教育行政制度改革にあわせ、学力向上を基本としながら、社会を生き抜く力の養成と豊かな教養を持つ人材育成の取り組みをさらに強化してまいります。そのため、教育委員会内に県からの指導主事を配置し、指導体制の充実を図ってまいります。

児童数の減少に伴う少人数教育では、桧沢小学校と伊南小学校で複式学級となることから、町単独の非常勤講師の配置を行い、基礎学力の向上と学習環境の充実を図ってまいります。また、発達障害の重複化やいじめ、不登校など児童・生徒の態様の多様化が進む中で、特別な支援を必要とする児童・生徒の教育環境を整え、支援するため、スクールソーシャルワーカー及び特別支援教育支援員を配置し、家庭と学校、地域が連携し、児童・生徒に寄り添ったきめ細かな教育の実施に努めてまいります。

小学5年生を対象として実施しております農山漁村交流事業は、通常、学校では行うことのできない自然体験や同世代との交流を通し視野を広げ、豊かな人間性を育む事業ではありますが、交流先の小学生が本町にスキー体験に訪れるなどの相互交流にも発展してきており、引き続き実施してまいります。

中学2年生を対象とした海外交流事業では、参加した生徒たちが異文化を体験し、国際感覚に触れることにより、確かな成長の跡が感じられます。新たな視点で郷土を見つめ直し、郷土愛の醸成にもつながる事業であり、引き続き派遣を継続してまいります。

学校施設の整備については、南郷小学校駐車場整備のほか、児童・生徒の安全確保のための施設整備を進めてまいります。今年度で町内学校施設の耐震化事業が終了したことから、今後は学校大規模改造計画の策定に着手してまいります。

県立田島高等学校及び南会津高等学校では、地域性を生かした特色ある学校運営がなされております。地域に深くかかわる高校であり、生徒の通学支援や学習環境の整備、生徒確保などの支援を引き続き実施してまいります。

生涯学習の充実では、町民ニーズとともに地域課題に結びついた公民館講座の開設、生涯スポーツの推進を図り、町民の心の豊かさや充実感の醸成に努めてまいります。

スポーツ関連においては、新年度、北日本少年少女レスリング選手権大会を本町で開催し、東京オリンピックを視野に入れた選手強化等に向けた事業に取り組んでまいります。

若者対策事業としてヤングスクール事業を継続し、本町の将来を担う若者に学習機会や交流の場を提供いたします。また、若者に出会いの場を提供し、結婚のきっかけづくりを支援するため、引き続き、みなみ愛’ S 出逢いフェスタ事業を実施してまいります。

芸術・文化の振興については、御蔵入交流館を中心に、前回好評を博した松竹大歌舞伎と宝くじまちの音楽会等を合併10周年記念事業として実施したいと考えております。さらに、町民みずからが主役になれるみんなの檜舞台を開催するなど、教養を高め、文化の薫り高いまちづくりを進めてまいります。

貴重な自然遺産と文化の保存・伝承については、引き続き会津田島祇園祭屋台歌舞伎、田島地域の三匹獅子、古町まつり、早乙女踊りなど、先人から受け継がれてきたかけがえのない民俗芸能や伝統文化を保存・伝承するため、後継者及び指導者の育成を初めとする支援体制の充実を図るとともに、地域文化への意識高揚に努めてまいります。また、前沢伝統的建造物群保存地区防火対策計画調査、駒止湿原におけるニホンジカ対策等を実施し、効果的な保護・保存に努めながら、ふくしまデスティネーションキャンペーンと連携するなど、観光資源としての魅力発信に努めてまいります。

4点目、自然環境と調和のとれた居住環境の整備について申し述べます。

再生可能エネルギーの推進では、町内の防災拠点施設への太陽光発電設備導入を進めてまいりましたが、新年度においては、田島小学校、荒海小学校、荒海中学校及び南郷小学校への導入を計画いたします。また、建設中の伊南保育所と建設工事に着手します新庁舎において、地中熱による空調利用を進めるなど、自然エネルギーの新たな活用に取り組んでまいります。さらに、きらら289に導入しました木質バイオマスボイラーは、導入前と比較し、化石燃料の削減等に一定の効果が確認できましたので、木材資源の活用とあわせ、他の施設への拡大を検討してまいります。

民間による再生可能エネルギーの活用では、福島ミドリ安全株式会社によるたかつえスキー

場エリアのモデル地域づくり事業を円滑に推進させるとともに、針生地区で進められております小水力発電事業の速やかな事業化に向けて、引き続き支援を行ってまいります。また、館岩地域で着工が予定されるメガソーラー事業については、地域との関連性が深いことから、進捗の動向を注視してまいりたいと考えております。

生活排水対策では、公共用水域の水質保全及びトイレの水洗化による生活環境の向上を図るため、財政健全化計画を踏まえ、公共下水道田島処理区及び特定環境保全公共下水道南郷処理区の事業を継続し、終末処理場の老朽化に対応するため、田島都市環境センター、南郷浄化センターの長寿命化対策に取り組んでまいります。さらに、農業集落排水施設でも、汚水処理機器類が耐用年数を経過していることから、今後の適正管理に向けて、町内全施設の機能診断を実施し、最適化整備構想の策定準備に着手してまいります。

水道事業では、施設の維持管理や老朽化へ適切に対応し、将来にわたり、安全で安心な水の安定的供給に努めてまいります。また、上水道事業の統合を見据え、施設管理手法の統合を目的に遠隔監視装置の整備を進めてまいります。さらに、漏水事故を減少させるため、南郷・中部・荒海簡易水道事業による老朽管更新を行い、長野地区の水質問題を解決するため、新規に田部長野簡易水道における配水池の増設を行ってまいります。

町内道路網の整備では、継続して社会資本整備総合交付金事業を実施し、安全で安心な生活関連道路の構築に努めてまいります。具体的には、道路改良4路線を初め橋梁長寿命化点検を実施し、さいたま市立館岩少年自然の家に通ずる向山1号線の整備を進めるとともに、南郷橋下部工に着工するほか、中山峠国道352号の早期完成に向けて、引き続き要請活動を進めてまいります。

また、田島・南郷地域への除雪機械整備や、高齢化の進行により冬期間の生活不安が高まっていることから、除雪ネットワーク事業による除雪支援窓口の一本化と総合連絡調整機能を強化した高齢者の除雪支援を行い、安心して日々の暮らしが送れる生活環境の充実に努めてまいります。

住民との協働による都市環境づくりでは、会津田島駅周辺地区土地改良区画整理事業により、建物移転補償等を進め、国道289号田島バイパスの早期開通を目指すとともに、田島都市計画用途地域の一部見直しを行うことにより、宅地の利用増進と良好な住環境の整備を促進してまいります。

道路網の整備は、町民生活の利便性の向上や地域産業の振興に欠くことのできないものであります。会津縦貫南道路について、新年度は、下郷町から本町に至る区間の整備区間への早期

格上げを目指し、また、栃木西部・会津南道路の整備促進を図るべく、議員の皆様を初め関係団体と連携し、取り組みを強化してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

さらに、首都圏へのアクセス向上に直結する県道黒磯田島線について、国道昇格を視野に入れながら、整備促進の要望活動を展開してまいります。

住宅対策では、計画的に町営住宅の整備や改修を進めてきておりますが、新年度は、老朽化が著しい寺前団地において、少人数タイプの住宅2棟4戸を建設することにより、入居者の住環境向上と地域木材使用による地場産業の活性化を図ってまいります。

有効な土地利用を促進させるための国土調査事業につきましては、引き続き永田地区の現地調査等を進めるとともに、鴫巣・界・小野島地区の複図作成等を実施し、地籍の明確化を図ってまいります。

景観対策の推進では、景観条例の施行に伴い、良好な景観形成を推進するための町独自の支援制度を設け、前沢集落、水引集落の景観づくりを支援し、さらには、看板及び建物等に対する適正な指導を実施してまいりました。新年度においては、引き続き景観重要建造物、景観推進地区及び景観重点地区等の指定に取り組み、本町ならではの景観形成を進め、地域特性を生かしたまちづくりに努めてまいります。また、舘岩地域数間沢地内の山林を整備し、ヤマザクラ等を植栽して、地域資源を生かした景観づくりを実施してまいります。

5点目は、町民と行政との協働、未来を開く行政経営について申し述べます。

地域の声に耳を傾け、さまざまな機会をつくり、町民の皆様をお願いして直接声を聞きながら、町民が主役となる、町民と協働のまちづくりを進めていくことが私の基本姿勢であります。冒頭でも申し上げましたが、新年度、第2次南会津町総合振興計画後期基本計画と、5年を計画期間とする南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定してまいります。この策定に当たっては、タウンミーティングやプラットホーム事業、ワーキンググループなどを通し、町民の皆様から広くご意見をいただき策定してまいりたいと考えております。

また、合併10周年記念事業においても、町民との協働を基本にご意見をいただきながら、町民提案事業や記念式典、町民の歌作成事業等を実施し、まちづくりのさらなる充実につなげてまいります。

町の特色ある事業の一つとして実施してきております集落応援交付金事業につきましては、事業の趣旨が各地域に根つき始め、さまざまな活動への広がりがあらわれ、地域課題の解決につながりつつあります。本制度の継続とあわせ、集落担当職員配置制度、集落支援員制度、さらには地域おこし協力隊と連携し、さらなる地域の元気づくりに取り組んでまいります。

今月、第三セクター経営評価委員会から、スキー場、温泉宿泊施設等についての提言をいただくこととしておりますが、この提言や観光施設が及ぼす地域への波及効果などを総合的に検証し、新年度秋を目途に今後の方向性を明らかにしてまいりたいと考えております。

また、公共施設等の維持管理、更新等の指針となる公共施設等総合管理計画の策定や公会計制度の見直しに向け、町が所有する資産の固定資産台帳整備に着手いたします。さらに、目前に迫った普通交付税合併算定がえ終了に耐え得る財政基盤の確立を進め、施策評価による行政経営改革の定着と人事評価の円滑な推進を図りながら、効率的・効果的な行財政運営に努めてまいります。

また、複数の機関に存在する個人や法人の情報を同一人の情報であるという、本人確認の仕組みを構築する社会保障・税番号制度について、平成28年1月に個人番号カードの交付が予定されることから、庁内関係各課が連携し、独自サービスの導入を念頭に置いた体制整備を図ってまいります。

町税、各種使用料等の滞納対策については、庁内滞納整理対策委員会を中心とする情報の共有化と各課の連携により、少しずつではありますが、その成果があらわれてきております。引き続き休日納税相談の実施など、徴収・相談体制の強化を図り、徴収率の向上に努めてまいります。また、田島地域と館岩地域の家屋評価の調査から10年が経過していることから、家屋外観調査を実施し、課税客体の公平性を確保してまいります。

住民の安全で安心な暮らしを支える防災拠点となる役場新庁舎建設事業につきましては、本年度、新庁舎建設計画策定委員会を初め町民の皆様からのご意見をもとに、基本設計及び実施設計を完了いたしました。新年度は、災害時の対策拠点としての役割、住民サービス及び事務効率の向上を目指すなどの新たな庁舎機能の構築を図るため、建設工事に着手し、平成29年度の開庁に向けて準備を進めてまいります。

以上、平成27年度の町政運営の基本方針と主要施策の概要について申し述べました。

これからも、町民の皆様の声に耳を傾け、引き続きリーダーシップを発揮し、南会津町が目指す将来像、「互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた、安心と信頼のまち」の実現に向けて、職員と一丸となって努力をしてまいります。

引き続き、町民の皆様、議員各位におかれましては、町政運営に対するご理解とご協力、ご支援を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます、私の所信とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長　これで、平成27年度町政施政方針説明を終わります。

暫時休憩します。

11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時05分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第2号から議案第62号まで一括上程、説明

○芳賀沼順一議長 日程第5、議案第2号から議案第62号までを一括上程しますが、提出議案中に、出席議員本人に利害関係のある案件がありますので、提出者の町長より分割して提案理由の説明をいただきます。

まず、初めに、議案第2号から議案第24号までの説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、平成27年第1回南会津町議会定例会に提出をいたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りましてご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、議案第2号 南会津町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新教育長は一般職から特別職に変更になり、教育公務員特例法の適用を受けなくなったことにより、教育長の勤務時間その他の勤務条件について定める必要があることから、本条例を制定するものであります。

次に、議案第3号 南会津町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、旧教育長は、一般職の職員と同じく、地方公務員法の職務専念義務免除が適用されていましたが、

新教育長は特別職であるため同法の適用から外れ、改正法に定める職務専念義務の規定が適用され、一般職とは別の職務専念義務免除の特例を定めることが必要なことから、本条例を制定するものであります。

次に、議案第4号 南会津町教育支援委員会条例についてご説明申し上げます。

学校教育法施行令の一部を改正する政令により、同施行令第22条の3に該当する児童・生徒については、市町村教育委員会が、その障害の状態を踏まえて、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとなりました。

本案は、文部科学省からの通知により、専門家からの意見聴取に関連して、現在設置されている就学指導審議会については、就学先決定のみならず、早期からの一貫した支援についても助言を行うという観点から、教育支援委員会といった名称にすることが適当であるとの指導があったことから、南会津町就学指導審議会条例を廃止し、本条例を制定するものであります。

次に、議案第5号 南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する準備を定める条例についてご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び同法第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を市町村ごとに定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第6号 南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

本案は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を市町村ごとに定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第7号 南会津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

本案は、児童福祉法第34条の8の2第2項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を市町村ごとに定めるため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第8号 南会津町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び議案第9号 南会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例については、関連がありますので一括ご説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、国が一律で定めていた基準を地域の

実情に合わせて町の条例に定めることが義務づけられたため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第10号 南会津町行政手続条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続法の一部を改正する法律が平成26年6月13日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第11号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、第1条については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

また、第2条については、介護認定調査員を新たに加えるとともに、就学指導審査会を教育支援委員会に改め、スクールソーシャルワーカー報酬を月額報酬に改めるものであります。

次に、議案第12号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、町長及び副町長に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、新教育長の職が新設され、教育公務員特例法の適用を受けなくなることから、本条例に新教育長の規定を追加するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第13号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、教育長に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、福島県人事委員会勧告による平成27年4月以降の給与制度の総合的見直しに基づく給与改定を実施するために、給料表及び諸手当について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第15号 南会津町立保育所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法第20条の規定に基づき、町が実施する保育の必要性の認定基準について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第16号 南会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第17号 南会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第18号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

介護保険料については、介護保険制度の円滑な運営を行うために3年ごとに見直しを図ることとしており、本案は、平成27年度から平成29年度までの3年間の介護保険給付サービスの見込み額をもとに算定した保険料について、現行の6段階から9段階に変更するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号 南会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地価に対する賃料の水準の変動等による道路改正法に伴い、道路等の占用料について、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号 南会津町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地価に対する賃料の水準の変動等による道路改正法に伴い、道路等の占用料について改正したため、あわせて所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、昭和40年に建設した町営住宅松下団地及び昭和47年に建設した町営住宅寺前団地について、松下団地については3棟3戸を解体し、寺前団地については2棟9戸を解体し、1

棟2戸を建設したため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号 南会津町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、施設の使用に当たり、使用目的に応じて使用料金を徴収できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第23号 南会津町南郷交流促進センター・物産館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、南郷交流促進センター・物産館の利用料金について、指定管理者における利用料金設定に柔軟性を持たせ、さまざまな営業施策による利用促進や健全経営を促すため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行により、旧教育長の職が廃止され、新教育長は特別職の常勤職員となり、教育公務員特例法の適用を受けなくなったことに伴い、同法の規定により制定された本条例を廃止するものであります。

以上、議案第24号までの提案理由の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 ここで、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、議員本人に利害関係のある案件でありますので、地方自治法第117条の規定によって、1番、大桃英樹君の退場を求めます。

〔1番 大桃英樹議員退場〕

○芳賀沼順一議長 引き続き、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成24年4月1日から人権擁護委員として尽力されている大桃幹一氏が平成27年6月30日をもって任期満了となることから、再任のため、人権擁護委員法に基づき、議会の意見を求めるものであります。

大桃氏は、人物、識見ともにすぐれ、広域消防を退職後も地域の行政区長などの要職を務め、

広く社会に精通、貢献されておられることから、人権擁護委員として適任であるため、引き続きその責務を担っていただくこととし、推薦するものであります。

なお、任期は平成27年7月1日から3年間となる予定であります。よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 諮問第1号の説明が終わりました。

ここで、1番、大桃英樹君の入場を許可します。

〔1番 大桃英樹議員入場〕

○芳賀沼順一議長 引き続き、議案第25号から議案第62号までの説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、これからの議案の説明の前に、先ほど説明申し上げました中に誤りがありましたものですから、2点ほど訂正させていただきます。

議案第5号の説明の中で、「準備を定める条例」と申し上げましたが、「基準を定める条例」というふうに訂正させていただきます。

それから、議案第11号の中で、「指導審査会」というふうに申し上げましたが、「指導審議会」ということに訂正させていただきます。

よろしく願いいたします。

それでは、引き続き、議案第25号からの説明をさせていただきます。

議案第25号から議案第47号の公の施設の指定管理者の指定についての議案につきましては、各公の施設について、指定管理者にその管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第25号は、南会津町熨斗戸集会所ほか24施設について、所在するそれぞれの行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第26号は、南会津町大川公民館及び南会津町界公民館について、所在するそれぞれの行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第27号は、南会津町老人デイサービスセンターみさわ荘について、社会福祉法人南会津会を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第28号は、南会津町館岩老人福祉センターことぶき荘及び南会津町南郷老人福祉

センターみさわ荘について、社会福祉法人南会津会を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第29号は、南会津町伊南高齢者生活福祉センター尾白荘について、社会福祉法人南会津会を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第30号は、南会津町伊南在宅介護支援センターについて、社会福祉法人南会津会を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第31号は、南会津町塩ノ原生活改善センターほか3施設について、所在するそれぞれの行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第32号は、南会津町和泉田農村環境改善センターについて、南会津町和泉田地区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第33号は、南会津町たのせ集会所及び南会津町戸中集会所について、所在するそれぞれの行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第34号は、南会津町舘岩穀物乾燥調製施設、南会津町舘岩穀物集出荷貯蔵施設及び南会津町舘岩農業総合管理センターについて、会津高原たていわ農産有限会社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第35号は、岩下農村公園ほか13施設について、所在するそれぞれの行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第36号は、南会津町久川ふれあい広場について、南会津町青柳区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第37号は、南会津町総合交流促進センターいわした及び南会津町湯ノ花温泉交流センターについて、所在するそれぞれの行政区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第38号は、南会津町木伏転作センターについて、南会津町木伏区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第39号は、南会津町伊南ライスセンター及び南会津町伊南育苗センターについて、有限会社伊南の郷を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第40号は、南会津町伊南林業総合センターについて、南会津森林組合を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第41号は、南会津町館岩広域観光案内所について、会津高原リゾート株式会社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第42号は、南会津町ふるさと番屋ビューポイントについて、会津高原たていわ農産有限会社を指定管理者として、また、南会津町ふるさと中小屋ビューポイントについて、木伏地区営農改善組合を指定管理者としてそれぞれ指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第43号は、南会津町前沢曲家資料館ほか関連施設等について、前沢景観保存会を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第44号は、南会津町会津高原ふれあい農園について、会津高原たていわ農産有限会社を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第45号は、南会津町ものづくり伝承館について、「創年のたまり場」木地の里クラブを指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第46号は、南会津町川衣交流センターについて、南会津町川衣区を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日より5年間とするものであります。

次に、議案第47号は、南会津町木材加工保管施設及び南会津町チップ生産保管施設について、南会津森林組合を指定管理者として指定するものでありまして、指定の期間は、本年4月1日

より5年間とするものであります。

次に、議案第48号 損害賠償の額の決定並びに和解についてであります。本件は、平成26年8月12日に田島字宮本東地内において町有車が走行中、相手方車両の前方を走るトラックが急ブレーキをかけたため、ブレーキが間に合わず、前方を走行していた相手方車両に追突し、相手方及び相手方車両を損傷させたものでありまして、過失割合を町100%として、相手方に対して賠償金157万8,887円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について、議会の議決を求めるものであります。

以上、条例関係等議案の説明を終わります。

次に、平成26年度補正予算について申し上げます。

まず、議案第49号 平成26年度南会津町一般会計補正予算（第8号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,735万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ135億6,221万4,000円とするものであります。

その要因は、町税、配当割交付金、地方消費税交付金、地方交付税、国県補助金の決定等による歳入見込み額の補正と、各事務事業等の確定見込みに伴う予算の整理を行うとともに、国が重要課題に掲げる地方創生関連事業の補正が主なものであります。

なお、地方創生関連事業については、第3表繰越明許費のとおり、次年度に繰り越すものであります。

それでは、歳入から各款別にご説明いたします。

第1款町税は、滞納繰り越しに係る町民税、固定資産税等の今後の徴収見込みから490万円の追加補正であります。

第4款配当割交付金は、これまでの交付実績で推計した結果、400万円の追加補正としたほか、第6款地方消費税交付金については、これまでの交付実績を踏まえて534万8,000円を減額補正しました。

第10款地方交付税は、普通交付税の調整率復活により639万6,000円を追加補正しました。

第12款分担金及び負担金は、私立保育園広域入所受託料等の減額により25万6,000円の減額補正であります。

第13款使用料及び手数料は、電柱等敷地行政財産使用料等の収入見込みにより183万円の追加補正であります。

第14款国庫支出金は、地方創生関連で地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金8,892万

6,000円を追加補正するほか、事業の確定見込み等による補正でありまして、5,633万7,000円の追加補正であります。

第15款県支出金は、国庫支出金同様、事業の確定見込みによる補正でありまして、1,468万8,000円の減額補正であります。

第16款財産収入は、株式配当金の追加でありまして、20万4,000円の追加補正であります。

第18款繰入金は、633万3,000円の追加補正でありまして、事業費等の確定見込みによるものであります。

第20款諸収入は、工事請負契約違約金の追加が主なものでありまして、1,143万6,000円の追加補正となりました。

第21款町債は、各種事業費の確定見込みにより、緊急防災、減債事業債、合併特例事業債等を補正するものでありまして、8,850万円を減額補正するものであります。

次に、歳出の概要を款別に申し上げます。

第1款議会費は、議員期末手当等に係る支給率改定等により32万2,000円の追加補正であります。

第2款総務費は、福島県再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業を初めとする各種事務事業の確定見込みにより減額する一方、地方創生関連経費等を追加することにより6,390万4,000円の追加補正であります。

第3款民生費は、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計への繰入金、放課後児童対策事業関連経費等を追加する一方、伊南保育所建設事業を初めとする各種事務事業の確定見込みにより5,439万5,000円を減額補正するものであります。

第4款衛生費は、妊婦健康診査委託料、予防接種委託料、老人保健事業、合併処理浄化槽設置整備事業等の確定見込みによる減額で、2,097万9,000円の減額補正となりました。

第5款労働費は、緊急雇用創出基金事業の確定見込みにより444万1,000円の減額補正となりました。

第6款農林水産業費は、新規就農者就農促進住宅整備事業を初めとする農業費及び林業費の事業費の確定見込みにより855万3,000円の減額補正となりました。

第7款商工費は、各観光施設修繕関係等の事業費確定見込みによる減額でありまして、412万2,000円の減額補正であります。

第8款土木費については、道路新設改良費における社会資本整備総合交付金事業の組み替えのほか、事業費確定見込みによる減額でありまして、436万8,000円を減額補正するものであ

ります。

第9款消防費は、消防救急デジタル無線整備事業に係る南会津地方広域市町村圏組合負担金の減額が主な内容でありまして、7,488万8,000円を減額補正するものであります。

第10款教育費は、平成27年度の町内小学校の教師用教科書、指導書及び指導資料の購入費として1,269万8,000円を追加するほか、特別支援学級新設関連経費の追加や事業費確定見込み等により646万円を追加補正するものであります。

第11款災害復旧費は、事業費の確定による補正でありまして、294万4,000円を減額補正するものであります。

第14款予備費は、8,664万8,000円の追加補正であります。

なお、継続費の変更は、第2表継続費補正のとおりであり、繰越明許費は第3表繰越明許費のとおりでありまして、一般会計総額で2億5,609万9,000円を次年度に繰り越しするものであります。

また、事業費の変更及び事業の廃止により、第4表地方債補正のとおり、起債の限度額の変更及び起債の廃止を行うものであります。

次に、議案第50号 平成26年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,622万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,267万6,000円とするものであります。

歳入では、後期高齢者支援金負担金、共同事業交付金、国民健康保険基盤安定繰入金等を追加補正する一方、国県の高額医療費共同事業負担金、退職者療養給付費等交付金等については、確定見込みにより減額補正するものであります。

歳出の主な内容は、確定見込みにより退職被保険者等に係る療養給付費、療養費及び高額療養費のほか高額医療費共同事業拠出金、健診業務委託料等を減額する一方、一般被保険者に係る療養給付費及び高額療養費、国県支出金返還金、予備費等を追加するものであります。

次に、議案第51号 平成26年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,934万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,770万4,000円とするものであります。

歳入では、介護保険料、国県支出金及び支払基金交付金を今年度の収入確定見込み額で補正するほか、歳出補正予算に基づき一般会計繰入金、介護給付費準備基金繰入金について補正す

るものであります。

一方、歳出では、介護保険制度改正に伴うシステム改修業務委託料を追加するほか、今年度の支出見込みにより保険給付費、地域支援事業費を補正するものであります。

次に、議案第52号 平成26年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ193万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億475万6,000円とするものであります。

歳入では、事業費確定によります国県補助金及び地方債の減額であります。

歳出は、事業費確定に伴う委託料及び工事請負費の補正並びに予備費の補正であります。

なお、事業費の変更により、第2表地方債補正のとおり、限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第53号 平成26年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入では、国道改良工事関連水道管移設補償費収入を追加補正する一方、町道改良関連補償工事に伴う一般会計繰入金を減額補正し、歳出においては、維持管理費の支出見込み額等を予備費で調整するものでありまして、予算総額はそのままとしたものであります。

次に、議案第54号 平成26年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

収益的支出において、事務事業等の確定見込みにより128万7,000円の減額補正であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額及びこれを補填する過年度分損益勘定留保資金につきましては、第3条に示したとおり、補正いたします。

また、起債の限度額の変更については、第4条のとおりであります。

続いて、平成27年度当初予算関係についてご説明申し上げます。

まず、議案第55号 平成27年度南会津町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

平成27年度の予算編成につきましては、国の地方財政計画及び県の予算編成指針並びに普通交付税の合併算定替え終了を見据えた予算づくりに留意しつつ、施政方針の中でも申し上げましたが、第2次南会津町総合振興計画に基づく5つの柱を重点項目といたしました。また、国の平成26年度補正予算との連動を図りながら、地域経済に配慮した切れ目のない予算編成に努めたところであります。

なお、町の主要な事務事業については、平成27年度町政施政方針及び当初予算概要で説明さ

せていただきましたので、省略させていただきます。

それでは、歳入より各款ごとにご説明を申し上げます。

第1款町税は、14億9,190万8,000円の計上でありまして、固定資産税が対前年度比3,363万9,000円の減額が見込まれるなど、町税全体で対前年度比2.6%、4,052万2,000円の減となりました。

第2款地方譲与税は、過去の交付実績等に基づき積算した結果、対前年度比1.2%減の1億6,310万円の計上となりました。

第3款利子割交付金から第5款株式等譲渡所得割交付金までは、過去の交付実績と県税収入の推計に基づき、第3款利子割交付金340万円、第4款配当割交付金580万円、第5款株式等譲渡所得割交付金520万円の当初予算計上となりました。

第6款地方消費税交付金は、県内の地方消費税収入見込み額等に基づき、対前年度比14.5%増の2億3,400万円の計上となりました。

第7款ゴルフ場利用税交付金は、前年度交付実績見込みから、対前年度比3.0%増の340万円を計上しました。

第8款自動車取得税交付金につきましては、前年度交付実績見込みから、対前年度比0.7%増の2,300万円を計上いたしました。

第9款地方特例交付金、前年度交付実績見込みから、この地方特例交付金につきましては、前年度同額の300万円の計上であります。

第10款地方交付税は、平成27年度地方財政計画の中で対前年度比0.8%減の1,307億円の減額が示されたところであります。こうした地方財政計画の内容を十分見きわめながら積算した結果、対前年度比1.5%増の65億2,700万円の計上となりました。

第11款交通安全対策特別交付金については、交付実績等から200万円を計上いたしました。

第12款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者分担金、私立保育料、地方交付税清掃費再配分金等で1.7%増の4,549万6,000円の計上となりました。

第13款使用料及び手数料は、公立保育料、公営住宅使用料等のほか、諸証明手数料等で0.8%減の1億733万9,000円を計上いたしました。

第14款国庫支出金は、臨時福祉給付金給付事業が終了したものの、地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業補助金や社会資本整備総合交付金等の増により1.2%の増となり、8億7,308万7,000円の計上であります。

第15款県支出金は、障害者福祉費県負担金、再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業補

助金、多面的機能支払交付金、森林整備加速化・林業再生基金事業補助金等の増により、全体としましては10.6%増の10億272万8,000円の計上となりました。

第16款財産収入は、町有土地・建物等の貸付収入、基金利子収入、林産物売払収入等で、3,519万9,000円の計上であります。

第17款寄付金は、10万2,000円の計上でありまして、主にふるさと納税寄附金であります。

第18款繰入金は、特定目的基金からの繰入金等でありまして、庁舎建設基金繰入金を初めとして、各種事務事業に充当するため、対前年度比30.4%減の3億2,212万8,000円を繰り入れするものであります。

第19款繰越金は、3,000万円を計上いたしました。

第20款諸収入は、会津高原リゾート株式会社貸付金償還金など18.6%減の1億5,231万3,000円を計上するものであります。

第21款町債は、後年度負担を軽減する観点から極力抑制を図ったところですが、庁舎建設事業、伊南保育所建設事業等が予定されていることから、最終的には対前年度比26.2%増の17億2,580万円の計上となりました。

以上、歳入予算の概要について申し上げます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

第1款議会費は、1億3,016万9,000円でありまして、議員及び職員の人件費のほか、議会活動経費の計上であります。

第2款総務費は、過疎地域自立促進事業基金積立金、庁舎建設関連経費、合併10周年記念事業関連経費、支所費関連財産管理費、地域おこし協力隊受け入れ事業関連経費、集落応援交付金、南会津町振興公社運営費補助金、生活交通対策費、福島県議会議員一般選挙経費などでありまして、29.5%増の25億7,202万3,000円の計上であります。

第3款民生費は、臨時福祉給付金支給事業が終了したものの、伊南保育所建設関連経費等が増となったことから、おおむね前年度並みの24億5,014万5,000円の計上で、社会福祉費では、社会福祉関連補助金を初め各種障害者福祉給付費、老人福祉対策費等のほか、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金、福祉施設管理費等でありまして、児童福祉費では、放課後児童対策費、子ども医療費給付費、児童手当、保育所費等の子育て支援事業費等が主なものであります。

第4款衛生費は、南会津町地方環境衛生組合負担金等が減額となったことから、2.0%の減の10億7,568万円の計上であります。

保健衛生費は、健診、予防接種事業費を初め衛生組合負担金、老人保健事業費、放射能対策事業、害虫対策事業等の環境衛生業務費、簡易水道事業及び水道事業会計繰出金が主なものであります。

清掃費は、衛生組合負担金、生活排水対策費等を計上いたしました。

第5款労働費は、5.3%減の1億8,389万7,000円の計上でありまして、震災等緊急雇用対応事業、南会津新地域力創造事業等に取り組むとともに、企業誘致を推進してまいります。

第6款農林水産業費は、3.7%減、8億9,251万2,000円の計上であります。

農業費は、中山間地域等直接支払事業費のほか、元気な産地づくり整備事業を初めとした各種農業等振興事業関係費、米価下落支援策としての経営所得安定対策支援事業、社会資本整備総合交付金を活用した新規就農者就農促進住宅等建設事業、新規就農・経営継承総合支援事業、農業基盤整備促進事業、さらに、中山間地域総合整備事業等の県営事業負担金及び農林業集落排水事業特別会計繰出金等であります。

林業費は、鳥獣被害対策事業、森のエネルギー創出事業、森林環境保全直接支払事業等の各種造林事業費、補助治山事業等、林業振興関連事業費を計上いたしました。

水産業費は、水産業振興のための漁業協同組合補助金であります。

第7款商工費は、東日本大震災風評被害対策委員会補助金及び新物流システム構築事業の終了等により、8.0%減の6億2,127万1,000円の計上で、商工会運営費補助等の商工振興費に加え、観光物産協会運営費補助、第三セクター支援事業、観光振興関連補助金、スキー場及び観光施設関係改修整備費、観光関連施設管理運営費、さらには、東日本大震災復興支援交付金基金を活用した各種事業の計上となりました。

なお、がんばる企業創業支援事業補助金、プレミアム商品券による地域振興緊急対策事業については、地方創生事業として平成26年度補正予算に計上させていただきました。

第8款土木費は、9.3%の減の11億4,991万8,000円の計上となりました。

道路橋梁費は、除雪機械購入費、町道維持管理経費、除雪経費、さらには、社会資本整備総合交付金事業等による道路新設改良費が主なものであります。

都市計画費は、公共下水道事業特別会計繰出金、土地区画整理事業による道路等築造工事や建物等移転補償などの事業費であります。

住宅費は、町営住宅寺前団地建設関連経費並びに町営住宅維持管理費等の計上であります。

第9款消防費は、10.9%減の7億7,872万3,000円の計上で、消火栓設置等工事、消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車購入費などを計上するほか、消防救急デジタル無線整備

事業及び高規格救急自動車整備事業に係る広域市町村圏組合負担金を計上するものであります。

第10款教育費は、平成26年3月26日に、国土交通省より安全性確保の必要性を踏まえた貸し切りバスの新運賃、料金制度の公示があったことから、スクールバス運行経費が増大し、2.6%の増の11億4,106万3,000円の計上となりました。

教育総務費は、教育委員会費及び事務局費の経常経費のほか、外国青年招致事業負担金、南会津高等学校高校生確保支援事業費、田島高等学校後援会事業補助金、スクールバス運行経費等のほか、小学生農山漁村交流事業、中学生海外交流事業を計上いたしました。

小学校費及び中学校費は、特別支援教育支援員、学習支援員等の配置、学校管理費、教育振興費等でありまして、県の補助を受けて、中学校全校で学習サポート事業に継続して取り組んでまいります。

社会教育費は、田島祇園祭屋台歌舞伎運営費補助、御蔵入交流館車庫倉庫建設工事、旧山内家住宅茅葺屋根改修工事、前沢集落保存対策事業のほか、生涯学習推進事業費、伝統芸能保存伝承事業、御蔵入交流館管理運営費や博物館等の施設の管理運営費等、文化財保護費が主な内容であります。

保健体育費は、各種スポーツ事業関係費のほか、びわのかげ運動公園管理費、学校給食の運営管理費が主なものであります。

第11款災害復旧費は、過年災害復旧事業関連経費の計上が主なものでありまして、44.7%減の564万5,000円の計上であります。

第12款公債費は、起債の償還金及び一時借入金利子の計上でありまして、6.2%増の17億546万2,000円の計上であります。

第13款諸支出金は、存目として1,000円を計上いたしました。

第14款予備費は、4,949万1,000円の計上となりました。

歳出予算の概要は、以上のとおりであります。

なお、継続事業の事業名等につきましては、第2表継続費のとおりであります。また、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては、第3表地方債のとおりであります。

以上、一般会計当初予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第56号 平成27年度南会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算につきましては、これまでの医療費実績に加え、被保険者数の推移、後期高齢者医療制度への移行状況等を加味した結果、予算規模は対前年度比14.3%増の23億7,800万円となり

ました。

それでは、歳入から各款別にご説明を申し上げます。

第1款国民健康保険税は、医療費支払い実績や平成27年度における医療費の見込みから、対前年度比4.4%減の3億6,633万3,000円の概算計上となりました。

なお、平成27年度の税率につきましては、被保険者数、所得及び固定資産税の確定により6月に本算定をすることになります。

第2款国庫支出金は、4億9,665万1,000円の計上で、療養給付費、後期高齢者支援金、介護納付金及び高額医療費共同事業等に対する国の負担金並びに財政調整交付金等であります。

第3款前期高齢者交付金は、前年度の実績を踏まえて4億9,665万1,000円の計上であります。

第4款県支出金は、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金及び療養給付費等に係る財政調整交付金で1億1,995万円であります。

第5款療養給付費交付金は、退職者医療給付費等の交付金で7,488万5,000円を計上いたしました。

第6款共同事業交付金は、対前年度比136.8%増の5億8,125万円の計上で、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金であります。

第7款財産収入は、国民健康保険基金の利子収入として2万1,000円を計上いたしました。

第8款繰入金は、国保基盤安定化、人件費、事務費、財政安定化支援事業及び子ども医療費給付事業に対する一般会計からの繰入金でありまして、1億6,960万円の計上となりました。

第9款繰越金は、7,000万円を見込みまして、第10款諸収入は、保険税延滞金、特定健康診査事業受診者負担金等で265万9,000円を計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

第1款総務費は、4,756万2,000円でありまして、人件費、国保税賦課徴収費、診療報酬明細書の点検事務等の経費を計上いたしました。

第2款保険給付費は、一般退職被保険者の療養給付費及び高額療養費のほか、出産育児一時金、葬祭費等の給付費でありまして、対前年度比3.2%減の13億1,656万1,000円を計上いたしました。

第3款後期高齢者支援金等は、支援金及び事務費拠出金として、対前年度比4.1%増の2億6,289万9,000円の計上であります。

第4款前期高齢者納付金等は、納付金及び事務費拠出金として38万8,000円の計上です。

第5款介護納付金は、介護保険事業納付金として、対前年度比6.4%増の1億1,926万3,000円の計上となりました。

第6款共同事業拠出金は、高額医療費及び保険財政共同安定化事業の拠出金でありまして、対前年度比125.9%増の5億7,187万1,000円の計上であります。

第7款保健事業費は、特定健康診査等事業、保健事業の計上でありまして、3,109万2,000円となりました。

第8款基金積立金は、2万1,000円の計上で、国保基金の利子収入を基金に積み立てるものであります。

第9款諸支出金は、保険税の過誤納還付金等で252万2,000円を計上いたしました。

第10款予備費は、2,582万1,000円の計上となりました。

次に、議案第57号 平成27年度……

○芳賀沼順一議長 ここで、暫時休憩いたします。

〔「やっしまおう」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 やっしまおうと思ったんですが、町長だけでも1時近くまでかかる。皆さんがよろしければ、町長もお疲れのようですが、できれば、私と局長では、議員の提案理由の説明まで全て終わらせたいという思いはあったんです。皆さんがもし1時近くまでかかってもしよろしければ。おなかがすいて、皆さん、ふわっとしている感じも見えていますし、町長もお疲れのようですので。

〔「休憩でいいよ」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 暫時休憩いたします。

昼食休憩とします。

午後は1時15分より再開いたします。

休憩 午後 零時12分

再開 午後 1時15分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、都合により早退をしたのは、9番、高野精一君です。

それでは、町長より、議案第57号より説明をお願いします。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、午前中に引き続き議案第57号より提案理由の説明をさせていただきます。

議案第57号 平成27年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、前年度の実績等を踏まえ、対前年度比0.8%増の2億1,650万円の予算規模となりました。

歳入から申し上げますと、第1款後期高齢者医療保険料は、対前年度比0.1%減の1億1,588万8,000円の計上で、被保険者からの保険料であります。

第2款繰入金は、一般会計からの人件費及び事務費を繰り入れするほか、保険基盤安定のために繰り入れするものでありまして、9,289万円の計上であります。

第3款繰越金は、存目1,000円の計上でありまして、第4款諸収入は、健康診査事業受託収入等772万1,000円を計上いたしました。

次に、歳出であります。第1款総務費は、1,124万6,000円の計上で、人件費及び事務費であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への保険料及び保険基盤安定負担金で1億9,394万8,000円の計上であります。

第3款保健事業費は、保険者としての健康診査事業経費で982万5,000円の計上で、第4款諸支出金は、保険料過誤納還付金等でありまして、50万2,000円の計上であります。

第5款予備費は、97万9,000円を計上いたしました。

次に、議案第58号 平成27年度南会津町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、年間の保険給付費の見込みにより、対前年度比8.2%増の19億270万円といたしました。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第1款保険料は、対前年度比18.8%増の3億3,522万1,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、存目として1,000円の計上であります。

第3款国庫支出金は、対前年度比8.2%増の4億7,766万6,000円の計上で、介護給付費に対する負担割合に基づく介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業交付金の計上であります。

第4款支払基金交付金は、4億9,646万9,000円の計上で、第5款県支出金は、2億7,448万5,000円の計上でありまして、それぞれ介護給付費に対する負担割合に基づく負担金等の計上であります。

第6款財産収入は、介護給付費準備基金等利子として1万6,000円を計上し、第7款繰入金は、2億9,664万5,000円の計上でありまして、介護給付費に対する町負担金、地域支援事業費、新規の低所得者保険料軽減措置分及び人件費、事務費分を一般会計から繰り入れするものであります。

第8款繰越金は、前年度同額の20万円を計上し、第9款諸収入は、介護保険事業運営資金償還金及び介護予防事業参加者負担金等で2,199万7,000円を計上いたしました。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

第1款総務費は、人件費、事務費、介護保険事業運営資金貸付金及び介護認定審査会費等で8,772万8,000円の計上であります。

第2款保険給付費は、要介護者及び要支援者への施設及び居宅介護サービスのほか、サービス計画、高額介護サービスの給付費等でありまして、対前年度比7.7%増の17億7,110万7,000円の計上であります。

第3款地域支援事業費は、介護予防地域包括支援センター運営等の事業費で4,181万円の計上であります。

第4款基金積立金は、介護給付費準備基金積立金として51万6,000円を計上いたしました。

第5款諸支出金は、保険料還付金等として11万2,000円の計上であります。

第6款予備費は、142万7,000円の計上となりました。

次に、議案第59号 平成27年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、施設の維持管理費及び起債償還金等で、対前年度比15.4%増の1億6,500万円です。

歳入から申し上げますと、第1款使用料及び手数料は、下水道使用料等で4,737万4,000円を計上いたしました。

第2款国庫支出金は、農山漁村地域整備交付金で1,400万円を計上いたしました。

第3款繰入金は、起債償還金等の一般会計からの繰入金で1億361万5,000円を計上しました。

第4款繰越金は、1万円を計上しまして、第5款諸収入は、存目の1,000円の計上でありま

す。

次に、歳出であります。第1款集落排水事業費は、処理場維持管理経費や消費税等で7,135万6,000円の計上であります。

第2款公債費は、起債の元利償還金で9,221万5,000円を計上し、第3款予備費は、142万9,000円の計上であります。

次に、議案第60号 平成27年度南会津町公共下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算は、新設改良費等の減により対前年度比6.2%減の3億8,000万円となりました。

歳入から申し上げますと、第1款分担金及び負担金は、事業に係る受益者負担金で234万1,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、下水道使用料等で8,621万8,000円の計上であります。

第3款国庫支出金は、公共下水道事業及び特定環境保全下水道事業等に対する補助金として6,260万円の計上でありまして、同じく第4款県支出金に313万円を計上いたしました。

第5款繰入金は、起債償還金等に係る一般会計繰入金で1億6,881万1,000円を計上いたしました。

第6款繰越金は、1万円を計上し、第7款諸収入は、国道改良工事関連公共柵移設補償費として29万円の計上であります。

第8款町債は、公共下水道整備事業に対する起債5,660万円の計上であります。

次に、歳出であります。第1款土木費は、一般管理費、施設設備維持管理経費及び管渠布設工事等に係る事業費で2億893万8,000円の計上であります。

第2款公債費は、起債償還金として1億6,542万円であります。

第3款予備費は、564万2,000円の計上となりました。

なお、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては、第2表地方債のとおりであります。

次に、議案第61号 平成27年度南会津町簡易水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、簡易水道事業の維持管理費、南郷地域、舘岩中部地区、田部長野及び荒海の簡易水道新設改良工事並びに簡易水道再編推進事業に係る工事費等で、対前年度比4.2%減の6億6,200万円となりました。

歳入から申し上げますと、第1款使用料及び手数料は、対前年度比1.2%減の2億3,997万2,000円の計上で、水道使用料のほか各種手数料であります。

第2款国庫支出金は、9,800万円の計上で、南郷地域、館岩中部地区、田部長野及び荒海の簡易水道施設整備事業並びに簡易水道再編推進事業に係る国庫補助金であります。

第3款財産収入は、8,000円で、基金利子収入を計上いたしました。

第4款繰入金は、1億3,862万3,000円の計上で、起債償還金、高料金対策の繰り出し基準に基づく繰り入れのほか、町道改良工事関連給配水管移設補償費について、一般会計より繰り入れするものであります。

第5款繰越金を100万円計上しまして、第6款諸収入は、県道改良工事関連配水管移設補償費収入等の139万7,000円を計上いたしました。

第7款町債は、南郷地域、館岩中部地区、田部長野及び荒海の簡易水道施設整備事業並びに簡易水道再編推進事業に係る町債1億8,300万円を計上いたしました。

次に、歳出であります。第1款簡易水道事業費は、4億1,978万円の計上で、人件費等一般管理経費のほか、施設の維持管理経費、南郷地域、館岩中部地区、田部長野及び荒海の簡易水道施設整備事業費並びに簡易水道再編推進事業費であります。

第2款公債費は、2億3,912万9,000円の計上で、起債の償還金であります。

第3款予備費は、309万1,000円の計上となりました。

なお、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては、第2表地方債のとおりであります。

最後に、議案第62号 平成27年度南会津町水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出からご説明を申し上げます。

収入の第1款水道事業収益は、水道使用料等の営業収益と長期前受金戻入、企業債償還金利子繰入金等の営業外収益でありまして、1億4,871万8,000円を計上いたしました。

支出の第1款水道事業費用は、1億4,909万8,000円の計上となりまして、人件費、事務費等給水事業管理経費のほか、減価償却費、企業債償還利子、消費税等を計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入は、5,000万円の計上で配水管布設事業のための企業債であります。

支出の第1款資本的支出は、配水管布設事業の建設改良費及び企業債償還元金で1億2,724万2,000円を計上いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,724万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

また、企業債の起債の目的、限度額等の条件につきましては、第6条のとおりであります。

以上、本定例会に提案いたしました議案61件、諮問1件につきましてご説明を申し上げましたので、ご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 以上で、町長の提案理由の説明は終わりました。



◎委員会提出議案第1号及び第2号の上程、説明

○芳賀沼順一議長 次に、日程第6、委員会提出議案第1号及び第2号を上程します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 それでは、ただいま議案となりました議員提案の2件について、これより説明を申し上げたいと思います。

委員会提出議案第1号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成26年12月3日付議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告及び平成27年2月12日の南会津町特別職報酬等審議会答申に基づき、新たに常任副委員長報酬22万2,000円を設けるほか、期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を年間0.15月分引き上げるために所要の改正をするものであります。

なお、常任副委員長報酬22万2,000円の規定は、平成27年5月1日から、期末手当の率の改正は、平成26年12月1日から適用するものであります。

続きまして、委員会提出議案第2号について、その提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に伴う地方自治法第121条の改定がありましたので、これにあわせ、南会津町議会委員会条例の一部を改正するものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたので、ご審議をいただき、ご決定くださいますようお願いをいたします。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 以上で、委員会提出議案の説明は終わりました。



◎請願・陳情委員会付託

○芳賀沼順一議長 日程第7、請願・陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願・陳情は、それぞれ各1件です。

受理した請願・陳情については、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおりであります。
会議規則第92条及び第95条の規定によって、所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時35分

再開 午後 1時38分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの請願・陳情の請願に関する紹介者の説明を求めます。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 どうも大変ご苦労さまでございます。

請願についての趣旨説明をいたしたいというふうに思います。

請願人の住所、氏名であります。南会津郡南会津町田島字後原甲3531の1、日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会議長、渡部秀介。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされております。

この最低賃金の引き上げについては、2013年に政府が決定した「経済財政運営と行革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されているとともに2010年に合意に至った、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、2020年までの目標と

して「できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指す」こととされています。

最低賃金の引き上げは、全労働者の約4割を占める非正規労働者の所得の向上、そして消費に直結し、内需の拡大に寄与することから、政府が示す「日本経済がデフレからの脱却・経済の好循環」を確固たるものにするためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠であります。

また、昨年の消費税引き上げ、そして物価高の影響により、とりわけ低所得者層は厳しい生活を余儀なくされております。

その意味で、最低賃金が持つセーフティネット機能を維持するためにも最低賃金額の引き上げと早期の発効が求められます。併せて、福島県の復興を加速させ促進するうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内における労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで、非常に重要な位置づけとなります。

現在の福島県最低賃金は、時間額で689円となっておりますが、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額とは大きく乖離しているとともに、その水準は2007年からの7年間全国水準で31位と低位で、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっております。

つきましては、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書を提出して頂きますよう、お願い致します。

(1) 福島県最低賃金について、「日本再興戦略」ならびに「経済財政運営と改革の基本方針」2010年に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げをはかる。

(2) 福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ上積みの改正をはかる。

(3) 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。

(4) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い、発効日を早めること。

以上であります。

さらには、この意見書の送付先でございますが、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長、以上3者への送付となっております。

以上、趣旨説明にかえたいと、こう思います。よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 以上で、紹介議員の趣旨説明を終わります。

会議規則第92条及び第95条の規定によって、所管の常任委員会に付託いたします。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月11日午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時45分

平成27年第1回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成27年3月11日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 6番 湯田 哲 議員
- 4番 室井 嘉吉 議員
- 12番 湯田 秀春 議員
- 10番 山内 政 議員
- 15番 五十嵐 司 議員
- 16番 大竹 幸一 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (17名)

- | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 大桃 英樹 | 議員 | 2番 | 星 光久 | 議員 |
| 3番 | 湯田 良一 | 議員 | 4番 | 室井 嘉吉 | 議員 |
| 6番 | 湯田 哲 | 議員 | 7番 | 渡部 優 | 議員 |
| 8番 | 楠 正次 | 議員 | 9番 | 高野 精一 | 議員 |
| 10番 | 山内 政 | 議員 | 11番 | 渡部 忠雄 | 議員 |
| 12番 | 湯田 秀春 | 議員 | 13番 | 星 登志一 | 議員 |
| 14番 | 阿久津 梅夫 | 議員 | 15番 | 五十嵐 司 | 議員 |
| 16番 | 大竹 幸一 | 議員 | 17番 | 菅家 幸弘 | 議員 |
| 18番 | 芳賀沼 順一 | 議員 | | | |

欠席議員 (1名)

- 5番 室井 実 議員

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	芳賀美恵子	会計室長
角田厚	総合政策課長	湯田文則	総務課長
相原盛隆	商工観光課長	星不二夫	税務課長
渡部正義	住民生活課長	舟木由紀子	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	星正信	農業委員会 事務局長
馬場秀成	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
星善光	館岩総合支所長	宍戸英樹	伊南総合支所長
馬場美光	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

室井裕	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
-----	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

都合により欠席届のあった議員は、5番、室井実君です。遅刻する旨、届け出のあった議員は、16番、大竹幸一君です。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、東日本大震災から本日で4年目を迎えます。犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするため、午後2時46分から1分間の黙祷を行いますので、議事の中断についてはあらかじめご了承ください。



◎一般質問

○芳賀沼順一議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡単、明瞭に願います。



◇ 湯 田 哲 議員

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君の登壇を許します。

6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 議席番号6番、登壇順序に従いまして一般質問を開始いたします。

今、未曾有の東日本大震災から4年目のきょう、こうして立っていることと運命的なことと、あとこれから町民一丸となってこれまで進めてきたことを振り返ると、大変でもありましたし、皆さんの協力あるいは町民の努力も含めて、今後さらに全員で頑張っていきたいと思います。それでは開始いたします。

大きく3つあります。

1、スマホ用アプリ、インGRESを使った観光振興と町活性化を。

岩手県はアメリカのグーグルの提供する位置情報を利用したスマホ用アプリ、インGRESを観光振興や地域活性化に活用する試みを昨年9月に開始した。今後、全国の自治体でも同じような試みによって地域活性化に向けた動きがあります。

インGRESとは、スマホの位置情報（GPS情報）を感知する機能を利用した、いわばスタンプラリーと陣取りゲームをあわせたようなゲームで、グループで戦ったり多くの人数でゲームに参加する集客や観光振興や地元の再発見など地域活性化などの効果が期待されています。

本町では、ゲームの中で登録されるポータル、つまりチェックポイントはたくさんあります。歴史的な建物の象徴的な建物なども含め、歴史的な建物、史跡、何百本の橋や案内板などなど、ぜひそのインGRESを活用すべきと考えます。まずはポータルとして登録するものの検討やゲームイベントの企画などをする南会津町インGRES活用研究会を立ち上げ、観光振興と町活性化してはと考えます。町長の考えは。

大きな2番ですが、グレンデに沿った太陽光発電でスキー場の存続を。

合併算定替えの終了を見据え、さまざまな予算削減を町は実施しています。予算書の中にはリフトの修繕、圧雪車の購入などスキー場関連の予算が毎年計上されています。スキー場自体が少しでも自活できれば町の予算は必要なくなり、町の緊縮財政は実現できます。そこでスキー場に、スキー場内あるいはコース付近あるいはグレンデに沿って太陽光パネルを設置し、太陽光発電による売電収入による自活を試みてはと考えます。町長の考えは。

3、アストリアホテルの木質チップボイラー運転再開の見通しは。

昨年、100%国からの補助でミドリ安全によるアストリアホテルの熱源の木質チップボイラー事業が開始されました。しかし、この冬期間は停止していたと聞きます。その施設による光熱費の削減、その燃料となる木質チップの供給のための森林組合での作業員の雇用やチップ供給による収入など多くの期待の中での停止は残念です。停止している原因とこれまでの経過と今後の見通しを伺います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

それでは、6番、湯田哲議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、哲議員、ちょっと時間いただきたいと思います。湯田議員も今おっしゃいましたけれども、本当に東日本大震災、きょうがちょうど4年目と、4年たったということであり、私もここで施政方針やっていて、そして強い揺れを感じてこの庁舎もつぶれるのかなと思いつつ、みんな避難しようとしたときには、もう1階、2階誰もいなかったということで、そのような肝を冷やしたような状況でありますけれども、まだ今もって行方不明の方も大勢いらっしゃいます。そして避難者も大勢いらっしゃいます。この方々たちが落ちついて生活できるように、一日も早くできるように、私たちもできる限りのことをしていかなければならないと。特に福島県であったり、そして我々は南会津、この地域でありますし、しっかり町としてもできることを対応していきたいと思っておりますので、議員各位におかれましては、ご協力、ご支援賜りますようお願い申し上げたいと思っております。

それでは、ご質問にお答えをいたしたいと思っております。

初めに、スマホ用アプリ、インGRESを活用するため、南会津町インGRES活用研究会を立ち上げて、そして観光振興と町の活性化を図ってはどうかのおただしであります。議員ご指摘のとおり、スマートフォン用アプリケーションのインGRESは、GPS機能を活用して世界中の登録された史跡や施設をめぐるゲームで、日本国内でもゲーム参加者の集客を目的に観光振興を図ろうとする自治体もあらわれていると、そのように聞いております。そういう意味では、湯田哲議員は私たちの中でもこういうことに関しては本当にスペシャリストといえますか、そういうことでいろいろ研究されておりますけれども、そのような状況ということを知っております。

観光資源などをチェックポイントに登録することにより地域のPRとなり、実際にその場所まで行かなければならないという特徴を活用して、交流人口の増加が期待されることから、本町においても同様の取り組みを進めることの可能性について、町観光物産協会などの関係機関と連携して、そして議論を深めてまいりたいと思っております。

いずれにしても、やはり情報の大切さということは認識しております。活用できるシステムであったりいろいろな方法、これらを研究して、現状に最適で有効な手段を講じていくのが今一番大事かなと、そのように考えておりますので検討してまいりたいと考えております。

ご理解を願います。

次に、スキー場に太陽光パネルを設置し、売電収入による自活を試みてはどうかのおたただしではありますが、設備導入に係る費用の捻出や管理運営面に関する課題など事業に伴うさまざまなリスクが予想されます。現段階で町が事業主体となって実施するというようなことは考えておりません。

しかしながら、議員おただしのようにスキー場の経営改善につきましては、町の財政の負担を減らすための有効な手段の一つであると、そのようには考えております。また観光施設全体の課題とも捉えておりますし、今後いろいろな観点から自活できるような方法を検討してまいりたいと考えております。

スキー場も、災害前の入場者数といいますかね、大分回復してきていますし、まだこれから1カ月近くあるわけでありましてけれども、そうした中で少しずつ厳しい中にも経営の改善もされてきているようでありまして、地域活性化、スキー場の利活用も含め、あるいは町全体のそういう事業を含めて、町としてもしっかり対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、アストリアホテルでのチップボイラーの運転停止原因とこれまでの経過、そしてまた今後の見通しについてのおたただしではありますが、当該ボイラーは昨年12月19日に燃焼を停止いたしました。で現在に至っております。停止の理由はボイラーからの排煙がゲレンデやホテル周辺に滞留し、正午ごろにはオープンを翌日に控えて準備作業中の一部従業員からも、目やのどの違和感を訴える声が出始めました。そのことから燃焼停止を判断したものであります。

原因としては、当日使用した木質チップの含水率が高く燃焼炉内の温度が低下し、不完全燃焼を引き起こしたこと、当日の周辺天候が非常に穏やかで無風に近かった、そういう自然条件もあるのかなと思います。燃焼ガスの広範囲な滞留を招いたためと、そのように分析しているところであります。

この間、事業実施者である福島ミドリ安全株式会社では、林野庁に対し経過と現状を報告し、事案の解決策を協議中であります。新年度早々には施設的な改善実施をした上で、再稼働を見込んでいるところであります。私たちのこの地域、町にとっても、この木材の利活用、森林の活用、非常に大きな大事な事業であると思いますので、これをぜひとも成功させなければなりません。そういう意味では町としてもできる限りの福島ミドリ安全株式会社さんとも協力しながら連携しながら対応をして、そしてしっかりとこの事業を進められるように対策を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 イングレス、余り耳なれないと思いますが、この言葉にどんどん入っていくと、また浮いているように思われますので余り深くは入りませんが、間違いなく私の質問の中にありますけれども、盛岡市のほうで宮沢賢治とか旧南部藩とか、あと史跡がいっぱいあるということで、初めはそこはほとんどなかったそうですね。

昨年9月に委員会をつくって、都会からそういう人たちも歩いている、30人ぐらい歩いて、300カ所ですか、そのインGRESに使うためのポータルというチェックポイント、陣取りゲーム、陣取りという言葉を使いましたけれども、そのポイント登録することでグーグル社に写真を撮って推薦文を書かなきゃなんないそうですね。推薦文はグーグルとかウィキペディアでつくって張りつけて、よくいうそういうのをつくっちゃだめなんだそうですね。自分の文章で書いて申請しないと受け付けしないということになっていますので、すごくユニークです。許可出るまでに4週間ほどかかるそうですから、生半可、正式なもの、例えばこの場合ですと駅だったりどこかの銅像だったり、宮沢賢治なら宮沢賢治の像があれば、それを携帯で撮って文章を書いて、こういうしかじか歴史的なものという文章を結構長目に書いて送って初めて許可されて、ポータルとして認識されるんですね。

先取りというか、横須賀なんかでもやっているんですけども、一つ大切なことは、伊集院光氏の書き込みとかスピーチの中に、都会は新宿は世界で一番あると、もうそういうポータルがいっぱいあるので、少し歩いただけではすぐにそれがゲットできるというか、ハックできる、これじゃつまらないと。やはり歩くことでダイエットになるんだ、そういうことで、すごく彼太っていますから、そういう意味では今まで歩かなかったことが、もう次の目標地、次の目標のそれが見つきたくて歩くんだそうです。

このネットなんか調べてみると、インGRESダイエットという言葉使うぐらいで、かなり今まで1,000メートルしか歩かなかった青年とか人が18キロも走っているという書き込みもありました。ですから健康も含めてきょうは言うつもりはありませんけれども、いずれ全国に今言ったポータルですか、そのチェックポイントになるものが、日本って歴史の国ですから、含めて150以上の建設課のほうでも老朽化した橋いっぱいありますけれども、もうすごい橋の数もありますし、そこの看板でこれが高橋豆屋ってありますけれども、あれ昭和43年にできているんですが、老朽化しちゃってまして、このモニュメント、横にある部分の名前のところ

をデジカメで撮って、推薦状か何か書いてあげればポータルとしてチェックされるんですね。

もう一つだけちょっと深く言わせてもらうのは、そのゲームの中でこういうことがあるんです。近づいていくと、実は携帯が、ちょっとこの件聞いてください。これ携帯を使ってやるゲームなんですね。このGPSを使って。グーグル社にご存じでしょうけれども、グーグルアースとかなんかでも得意なので、そっちの情報と連動して、40メートル近づくとここに案内版が近づいていますというのが、こう出ている。これスキャナーという言葉で読むんですけども、ですからここに例えば田島駅、知らない人は田島駅知りませんよね、もし知っている人は我々は知っていますけれども。ここで近づいていくと、そのものにこういうエキゾチックマターという、こういう触れ合うみたいなのがそのポイントにこういうふうに出るそうです。近づくと何となくそれが大きくなっていくという形ですね。だから、わくわくしながら。

さっきの40メートルの話をする、40メートルになるとそこまでの案内を音声ガイドしてくれるそうです。ぽんとそのボタンを押すと何とかで何メートルですとかという、わくわくしながらそれを探しに行くんですね。それが小さなこんな墓石かわかんないけれども、それを見つけて、ここに写真も出るそうですね、登録されて。それを探しながら、その辺をうろうろしながら見つける。そして見つけて、今度はポイントのハックボタンを押すとポイントになるんです。

それをやるばかりじゃなくて、もっとうんと深いゲームなんですけれども、それでもう一つ言わせてもらいますと、2つの緑と青のチームに分かれてやるんですけども、それがそのポータルという点を結んで、それをフィールドというエリアに登録するんですけども、それにもなかなかみんなでやらないと、それが自分のものにならないというようなルールがいろいろ複雑にあるんですが、そこは考えなくても、ただ歩くことだけでもそのポータルを使えるので、この南会津すごく広いので、おもしろいのは有料アイテムかな、それ上空で言うんですけども、普通ゲームというとなんかの鍵を得るのに何百円とかというゲームですけども、その中で使っているものではそれはどういうことかという、歩くための靴を買った、歩くための自転車を買った、虫よけを買った、結局ね、このゲームに参加している人たちは、そういう自分が歩くようになったもんだから、ウェアとか靴をもっといいものにしたりしながら歩くということで、みんなそれによって生活スタイルがちょっと変わってきたということで、痩せたりいろいろな意味でおもしろいそうなんです。

その辺までで概略はやめますけれども、ぜひ先ほど町長答弁の中でも観光協会とかさまざまな組織とタッグしながら、いろいろなインGRESを導入するために協力できるというか進めた

いということでありましたけれども、これに関して町として調べたと思うんですけれども、どのような今後の見通しですか、研究会というのは僕は岩手県庁でやったことが僕はすごくやはりニュース見るとインGRESは社会教育的には岩手県なんですよ。岩手県庁が9月、県庁の秘書室でインGRES活用研究会を立ち上げてというのがスタートだったので、やはりそのブレンたちは県庁の人たちのリードの中で動き始まったというのがね、やはり僕は今回期待してこの質問をしているのは、町長の答弁の中に、じゃそれは民間でやるべきだという言葉が言われたら、これちょっとかちつきたかもしれないけれども、協力してやっていくということだったので、僕はそういう意味ではやはり行政の部分でやれる部分もあるので、ぜひその辺では前向きでありましたし、役場職員の中にもそういうたけている人もいらっしゃるし、観光課もいらっしゃるし課長もいますから、その意味で、ぜひ町も中心になってリードして行ってほしいなと思います。それについての考えはいかがでしょう。

○芳賀沼順一議長 どなたが答えますか。

商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

今、議員からゲームの内容、詳しくご説明いただきましたが、議員も質問の中でもお話ししておりましたが、このインGRESの持つ可能性ということでございますが、ゲームと訪ね歩くことの融合によって新しい観光と交流が期待できるという。もう一つが、自分たちの地域に意外な貴重な宝が再発見できるという大きなメリットもございます。

これらを現在、町では、議員ご承知だと思いますが福島県が行っています宝探しのゲームがございまして、それで町も23年からその事業に取り組んでおるんですが、26年度のそれを利用した方が約5,500人ということで大変好評でございまして、町の史跡4カ所をめぐっていただいて、そこで答えを見出すというものでございまして、私どももそのリアル宝探しイベントのスマホ版かなということで認識しております。

ご質問があった中で、観光協会と商工会の方々とどうかなということでお話をさせてもらったんですが、確かにいい事業ではあるんですが、ほかの事例などを拝借しますと、なかなか観光に興味がなくスマホに興味がある人が来ると。その後にリピーターになってもう一度来るということじゃなくて、そういう感覚の人が多いただろうということもございます。そういったことで、地域の人にそういったゲームを理解してもらおうというのが先決でございまして、そういったことで観光協会と、あと関係機関と、もう一度この仕組み等も協議しながら、導入に向けては議論を深めていきたいという考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 どちらかというと、スマホというと、僕は実はゲーマーではないです。ゲームをやる人間じゃなくて、こういう姿を見るとむっとするような人間なので。ただこのイングリッシュについては、本当にそこに行かないとポイントにならないということで、本当にユニークなグーグル社のアイデアのすごさであるし、最近始まったといえば始まった。2年前からアンドロイド系で始まって、去年から 아이폰あたりに入ってきたので急激に伸びているということなんですね。

1つだけ最後に、次の質問に行く前にこんな書き込みもありました。それはその地元の人の感想なんですけれども、「イングリッシュでこれまでほとんど関心を持って見たことがなかった身近な場所の寺や神社を訪ねたり、地元なのに通ったことのなかった小道を歩いたりすることで、自分の町の違った顔が見られることは幸せを感じます。イングリッシュをしていなければ絶対に行かなかった場所、気づかなかった風景を幾つも発見できました」。

僕はこの書き込み見たときに、ああ、イングリッシュって別に東京のそういうスマホファンみたいなマニアがどっとやってくるんじゃないで、やはり僕たちだって南郷、舘岩、伊南に行っても、僕は田島なんですけれども、そこの史跡全部歩いたことありますかといったら、ほとんどないですよ。僕は特にない人間かもしれないんですが、割とないんじゃないかと。これでそういうのができると、伊南に行ってもその史跡、あと久川城跡を歩きながら橋があって、その上には多々石林道の奥に実は墓石の何とかがあってというところを歩くと、そこで3キロ、4キロ歩いてくるのがこれによって起きることなので、ぜひ決して他人事ではなくて、これが多分スマホ、今、結構高齢者用のスマホもできていますから、そういう意味ではすごくいつものゲームとは違うことだけはぜひ認識をしてほしいなと思います、この場でね、今回の質問でユニークです。

歩くということがもう本当に必要、歩かなければ、あるいは自転車で戻っていかなければならないし、何度も繰り返しますけれども、自転車で行って次の5キロ6キロやる人もいらっしゃる。あとこの盛岡の活用研究会ではこんなことです。盛岡市内で1回イベントをもう既にやっていますけれども、そこまで行くための市内バス乗車100円ですとか、これですね、これ「『もりおか川と橋のヒストリア』 ミッションのお知らせ」って、これ10ページのマニュアルなんですけれども、これは盛岡イングリッシュ研究会のほうで出している県庁のほうで出したものなんですけれども、これによって今言ったポータルを歴史的なものがずっと書いて、次には何々橋、これはこんな歴史的な背景ありますよという行き方とか交通手段なんかも書いてあるマニュアル

なんですけれども、そういうのをつくって、来た人たちに案内をかける。そうすると、それを見て、ああ、こんな歴史があるんだな、この川は昔有料で渡るしかなかった時代があったんだなというのがあったら、ぜひ教育委員会も含めて、この中身はいろいろな意味で推薦状を書くのにも歴史を知らないとだめですから、ぜひいろいろなハードルはあると思いますけれども、僕はこれは割とあちこちの自治体でもうトライしなきゃならないし、ポータルという考え方、もっと形を変えて、インGRESという名前じゃないかもしれませんが、陣取りには僕は余り興味ないんですけれども、このゲーマーで青にやったり緑にするということは、すごく本当に奥の深いゲームなんです。だけれども、それよりもそこに行って点数が上がったり、それをどんどんためていくとメダルになったりするそうですから、そういう意味ではすごくおもしろいし、ぜひ盛岡の二番手ではないですが、ぜひ進めてほしいなと思います。町は観光協会とかほかの組織とぜひ研究して行ってほしいなと思います。よろしくお願いします。

それでは、2番目の話なんですけど、確かに町の今までの姿勢も含めてそうですけれども、主体となってやるのは困難であると。しかし町の中でのスキー場自体の自分のほうで削減、ことしの予算概要の中にもスキー場のありますけれども、これ足し算しましたら4スキー場で4,200万円です。スノーモビルとか圧雪機の交換、老朽化、4スキー場ほとんど約1,000万前後、1,000万ですね。ですから4,200万円の合計金額です。大体毎年四、五千万の状態オーバーホールしながら、スキー場も大分長いですからね、老朽化しているのも間違いないですから、この中でどこどこではほとんどリフト系でしたね、今回はね、リフトの老朽化によるてっぺんのほうのオーバーホールというか修繕のほうで4,200万上がっています。

ですから、先ほども町長の答弁の中に、それ以外で経費削減の方法は今後とも検討するということか進めていきたいということですが、ぜひこれに関してですけれども、今ゴルフ場の跡とかね、今回館岩のほうなんかでも今始まろうとしていますけれども、ぜひ景観的なものでなくて、何かゲレンデというと、みんな、こんなのがあったらスキー客怒っちゃうだろうとかいろいろな心配があると思うんですが、コースといってもいろいろ斜度的な部分では見えなかったり緑で覆うこともできますから、つける場所というのはいろいろ考えられますので、ぜひ町主体ではなくても、ぜひ本当は1スキー場1,000万ぐらい売電収入でいつもコンスタントになるようなことでね、僕はなぜこの質問したかという、前回の質問で畦畔によるという、土手のところにやって半農半電、農家の収入が減る中で、農家というのは土手を使ってでも農業収入の半分ぐらい収入できる時代に入ったから、ぜひそうしたらというので提案したことがあったんですが、ついでに今回、斜度の部分ではないんですけれども、スキー場の部分でもやはり同

じことが考えられますので、僕は一つ思っているのは、館岩で何で11メガワットで40億もかけてああいう大手がやるかというのは、やはりお金でしょうというのはあるんですよね。地域貢献とも言うけれども、それはやはり彼らが年間7億の売電収入をする計画でたてていますが、7億ですと四、五年でもう40億回収しちゃうわけですよね。だからそれは僕たちが自宅の屋根に上げる上げないの話を騒いでいる、それはもちろん自分の電気代の節約でもあるしエコな生活でとってもいいことなだけけれども、ぜひ町として自分が主体になってやるのは難しいかもしれないけれども、ぜひほかでやっている企業がそういう部分がスキー場という少し小さな部分の面積、そして夏場ほとんど8カ月は休眠してますからね、スキー場は。だから花いっぱい運動なんかもあって誘客もありますけれども、スキー場のあの広い敷地のこの一部とかを使いながら売電収入する部分については決して夢事ではなく、今あちこちで斜度を使ってやっていますので、それについてちょっと考えをお伺いしたい。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

太陽光発電、これは最初できたころよりも、それが始まったころよりも、もう技術革新も格段の進歩だと思っています。そうした中で今度こういう災害があって、そして国が買うよということになって、またにわかには太陽光が注目を物すごく集めているような状況でありますけれども、そういう中で皆さんも取り入れられると思います。確かに町の公共施設等でもやってきましたが、補助金を使った場合は7円程度の売電収入しかないということなものですから、なかなか公共団体がやるとなると、そういうふうになると。ですからこれはほとんど収益が見られないということになりますし、売電の施設そのものもかかって、全然採算が合わないような状況が今続いているというか、そのような状況であります。

いずれにしても、まだこれから大きな過渡期が来るのかなとも思いますし、私たちにとっても地球をいかに守るのか、自然環境をどうするのか、エネルギーをどうするのか、大きな課題がございますので、両方の課題がクリアできるようなことは考えて、その技術者も考えていくでしょうし、私たちもそれに従って、どのようなこの地域に必要なものというかできるもの、できること、そういうことを考えていかなきゃなんない、対策していかなきゃなんないと思っています。

そういうことを含めて、今のところはまだまだ正直言って、まだかなり大きな変動があるのかなとは思っています。そういうことも見据えた中で、そしてこれからの動きを十分注視しながら、町としてできること、やっていかなければならないと思っています。そういう意味で高

杖のお話も皆さん方に説明させていただきましたけれども、これは業者が選んで、そして自分の事業としてこの南会津の地でやりたいということでもありますので、いろいろな総合的な判断の中で町として協力できるものは協力するというような形の中で、事業を進めていきたいと思っています。

ですから、町ができること、それから民間の人たちができること、あるいは町が本当に太陽光ばかりでなくてバイオマスであったり、またそのほかの自然のエネルギーであったりというようなことも含めて、町がどのようにしたらいいのか、そして技術の進歩の状況も見ながら、そして私たちの町に取り入れられることはそれは積極的に取り入れるという、そういう思いがありますので、そういうことも研究を進めながらやっていきたいと思っています。

ただ、スキー場に関しては、やはり先ほども申し上げましたように安全性であったり、あるいは景観であったり、この景観も私は大事だと思います。ですからそういうことも含めて総合的な判断の中で、今のところはそれはちょっと厳しいと、そういう判断しておりますけれども、やがてどうなるか、これはわかりませんので。またそのスキー場の経営そのものも少しでも本当に町の負担がないように、そしてスキー場の単独で何とかペイできるような方向性を探りながら、町としてはしっかりその対策も、今、指定管理も公募していますので、そういう業者の皆さん、あるいは関係者の皆さんと話し合っ、そしてスキー場の改善あるいは第三セクターの改善につなげていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

いずれにしましても、町は全て民間がやればいいと、私はそういう一律的な考えは持っていません。町がやるべきことはしっかりやりますし、民間でやっていただいたほうがいいということは、それは関係者の皆さんと十分話し合った中で提案いただいたり、町が協力できるものは協力していくと、そういう対応で考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 先ほど、太陽光以外という話もありましたけれども、町長の施政方針の中にも、針生水力なんてお話も去年の土地問題というか、それも解決してこの先の次の段階に進むような段階になりました、幸いにも。そういう意味ではそちらのほうの話題がまたもっと具体的に東北電力が取水口の工事に入ったとかなんていうと、そういう別なエネルギーが身近なものになると思いますが、そちらのほうに町も今までどおり協力してきましたから、今後その協力なんかもぜひ進めてほしいなと思います。

ただ、その今言ったスキー場に関してはこういうことも僕は考えています。スキー場グレン

デ自体は何十万人も年間来たところのゲレンデの広さと、やはりコンパクトカーではないですけどもゲレンデ全部を圧雪する、最近は新雪を楽しませるために全部きれいに昔ほど圧雪しなくて、残す斜面と圧雪する斜面でちゃんと変えているみたいですけども、そういう意味ではゲレンデによっては、わかりますよね、500メートル、500メートル四方の中で、今まで5万人、10万人来た部分で1日何人か滑っているけれども、このゲレンデのこちらは閉鎖するという、閉鎖という言葉を使うと、またちくしょうなんて言われて怒られちゃうんだけど、ゲレンデ的にはキャパの中ではこのゲレンデの斜度というのはいつも今まで多い時代には開いていたけれども、この斜度はもう閉鎖して、コースはこっちの初心者コースだけでよくて、この部分にだけは、じゃ太陽光で利用できるんじゃないかというようなデザインの変更でも僕は可能だと思うんですよ。すごい面積の広いところをそのまま圧雪しなすれば、むしろコストもかかりますから、そういう考え方も一つあるんじゃないかと僕は思います。

あと、景観のことはもちろん質問の中には頭に置いて質問しているので、その辺の対策はいろいろあるのかなと思います。これは別にいろいろな対策があるんじゃないか。

あともう一つ太陽光に言わせてもらおうと、我々が150億の予算の中で10億の税収の中でやっている中で、そういう代金はほぼ半分ぐらいをそこで集めて、今税収が減っている現実で交付金も減っている中で、何か収入となるものがあるというときに、やはり何かその分で町がやる、やらない、町はどっちか主体にはならないかもしれないことというお話ありますけれども、町自治体がよく最近のニュースでどこどこ町で、県内もそうですけれども、50キロワットの太陽光発電を開始したと、それはその地区で有志が集まって出資して始めたんですよ、1,000何百万で10年間で何とか売上げというニュースを見たと思うんですけども、あれってなぜかといったら、その自治体がやはり自活していきたいとか、あるいはそれで地区のほうの中で立ち上がって動きなんかも幾つか見えますし、全国的にもそういう自治体、自治体じゃないですね、小さな区ですね、小さな区でそういうのを始めているところなんかは話題になっていること自体、例えば僕たちが行った高知県の梶原町なんかも、今から15年、20年前のキロワット19円だったかな、風力を2基集めて年間3,000万を一般会計、特別に積み上げながら再生可能に使っているとい自治体もあるわけだから、そういう意味ではその分を前も同じように繰り返し主張はしているんですけども、本当に我々の予算はそれだけではなくどんどん減っていくならば、そこに上乗せして少しでも今の予算を確保する意味で、そういうことをいつも言い続けているんですよ。だからそういう意味では、もう一つは町長が言われた見届ける、今後変化するというんだけど、今でしようなんですよ、この1月でもう値段もまた4円、5円下がっ

ていますから、もう限界で、ほとんど手出さなくなるんだと思います、あと二、三年すると。もう容量もいっぱいいっぱいですけれどもね、東北電力なんかも、管内は。

だから、そういう意味では、ぜひこれに関して最後に言わせてもらおうとすれば、そういう意味で税収減る中、そういう意味で町の中の一般の中にそういう部分で少しでも足しという言葉はおかしいんですけども、少しでも予算となるもの、それによって削減できるものがあれば有効ではないかという考え方なんです。町長の考え方はどうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

この問題といいますか、これらに関したような問題は何回も質問いただいていますけれども、もうかるのは民間でやったらどうですかというのが実際の考え方です。そしてやはり第三セクターもそうですよ。もうかる時期は本当にもうかって、よかった、よかったときだけけれども、結局それが下火になったり、あるいは太陽光だって耐用年数が過ぎて最後に費用対効果が見られなかったときに、じゃどうするのと。いずれ私はなると思います。まずそういうことを恐れてやらないというんじゃなくて、そういうことも全て含めた中で、そういうことをきちんと事業として成り立つんであれば民間がやるのが本来の筋でしょうと。公共団体は営利団体ではない、基本的にそうであります。

ですから、このスキー場の利用にしても、町がそう言っても今度はスキー場として土地を借りているところが多いんです。町の町有地ばかりではないんですよ。ですから、そういうことも含めて、所有者といいますか、そういう人たちとの協議も当然必要になりますし、ですからスキー場だったらこのくらいで貸すけれども、じゃ売電だったらという話にもなってくる可能性もあるわけでありまして、ですから、やはり利用目的とかそういうことによって、またいろいろ話し合いの条件が違ってきますし、ですからいろいろ考えた中で町としてはできる限りのことはしたい、そういうように思っています。

ですが、基本的にそういう営利的な、そしてそれでもうかるものはもう第三セクターでいい勉強したでしょうと。ですから、そういう意味で地域の活性化だったり雇用であったりということはありませんけれども、町としてやるべきこと、それから民間がやるべきこと、それをしっかり民間の人たちとも情報交換しながら、町としては今後の対応は考えていきたい、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 民間がもうける云々じゃなく、町がそういう部分では平行線ですね、

その辺はね。

じゃ、最後の質問にいきます。これに関しては本当にすごく残念ですという言葉ね、僕使いましたけれども、本当、残念ですね。僕たちも火入れ式に行って、すごい大々的にオーストリア大使館員も来て、本当に国際的豊かな中でセレモニーをして、コールバツハ社のボイラーが第1号でそこに納品されて、オーストリアとの友好関係ですか、それもこれで大分マイナスになるかなと一瞬心配なんかしちゃいました。さすがうちのボイラーはすごいだろと自慢してね、恐らく大使館員がここに来て挨拶するぐらいになって、それぐらいならいいんだけど、これだとちょっとここに顔出せないぐらいちょっと事件だったと思います。

先ほど含水量の話もあったし無風だったというのもあるし、すごく日本の風土に合わなかったという点も、ちょっと試算するにはいろいろなチップの含水量は予想されたと思うにもかかわらず、材料が悪いというコメントなんだけれども、もうちょっとその辺の含水量に関してはともかくとしても、その辺、単純にそれだけで煙もちろん出たらむせたというか目が痛かったとかいう報告ありましたけれども、これに関して材料を改良してくれでは全然大変なことですよ、それはすごいエネルギーもかかりますから。それに関して今後対策に関してはこれから研究中だし検討中ですけども、その煙に対する部分ではハード的にやるのか含水で解決しちゃうよという考え方なんですか、その辺のスタンスというか、中身的にはどういうふうに進むと予想するんですか。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 答えいたします。

今回、ボイラーが停止している原因につきましては、先ほど町長が答弁したとおりでございます。今ほど今後の対策というものを含めたおただしがありました、一つにはやはり含水率を安定化させると、均一化させるというのがまず先行だと思っております。実は当ボイラーにつきましては11月の半ばから12月の半ばまで、実は稼働しておりました。その中で当然あれだけのボイラーですので、かなりのチップを使います。それは当然生産拠点からトラックで運んでいるわけなんです、当然そのチップがなかなか含水率を含めて均一化させることが非常に今の生産施設では難しいと。極論を言いますと丸太は当然野積みになっていて、雨が降ろうが何しようがそのままだと。それだけの需要があれば、当然その日にチップを生産して搬出をしなければいけないと。そうならば当然杉の全乾材、しかも小径木を使っておりますので、当然条件の悪い日にチップ化したものについては、手で握ってもちょっと湿り感じるねと、その程度のものがやはりまざる日があるということで、実は1カ月前から燃やしていたという話が

ある中で、やはりその投入するチップによっては煙の多い日、少ない日、それが当然ありました。今現在、やはりどうしてもチップのほうの均一化、これは高めるしかないだろうということで生産拠点のほうとも協議しまして、すぐ生産する丸太については最低でもビニールシートで被覆しておこうと、当然、今の時期、生産するとなると雪の中から引きずり出してと、凍りついた原木をそのままもうチップにせざるを得ないと、そういう状況もありますので、極力そういう点は排除していこうと。

それと、先ほど言いましたように不完全燃焼の話がございます。これはやはり同じ均質の燃料が供給されないことには、ボイラーはどうしてもそれに応じた反応をします。当日のデータでいいますと、それまで500から600度保っていた燃焼室内の温度が、やはり急激に300度近くまで落ちたと、そういったデータも確認されております。ですので、最悪、今後もやはりチップを均質化させるとはいつても、やはりそこは生ものです。そういったものに対応できるように、じゃ排煙の関係で煙突の改造をするかと、場合によっては二次燃焼炉、そういったものを設けるか、場合によっては、煤塵とかそういったものの脱臭できるような例えばフィルター的なもの、そういうものを設けるかと、それも含めまして現在この事業につきましては平成26年度の3カ年事業ということで採択を受けております。今年度が2年度目ということで、来年度もう1年残っていると、その中でそういったハード面の一部解消も含めまして進めていこうということで、林野庁との協議を進めながら現在その調整を進めているところでございます。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 そういえば、先ほど町長答弁に林野庁に報告してからとありました。林野庁は、これ、予算が多分2億ちょっとかかって、2億を超えていたと思うんですけども、今後その対策についても予算化されて対策をなされて運転まで安定運転ですか、そこまでただいま言った排煙の2次燃焼も含めて、そっちも予算としては100%、いきそうなんでしょうか、その辺ちょっと、それはミドリ安全がつくるものだよとかという話、町はもちろんないわけだと思うんですが、その辺のお金的なもの、その対策についての部分についての予算についてはどういう考え方なんでしょう。

○芳賀沼順一議長 環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 お答えします。

当然、事業実証者が町ではなくて事業会社のほうですので、私の段階では私が聞き及んだ範囲の話ということでご理解いただきたいと思いますけれども、実はこの間、林野庁の協議、そういったものには私も何度か同行させていただきました。その中では内々ではありますが新年

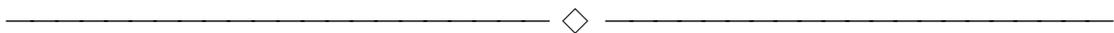
度においてそちらの改造費用、それについても一部認めましょうという話はいただいておりますので、もちろん金額的な制約とかそういったものはございますが、4月になれば早急に動けるのかなという見通ししております。現在それまでの間にどこまでやっていくかというものについて、現在詰めている段階ということで報告させていただきます。

○芳賀沼順一議長 湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 安心しました。そういう意味では対策して安定運転まで、本当、林野庁からの依頼とかで上のほうからどんどんおりてきた事業みたいですから、ミドリ安全さんがやってミドリ安全のやはりネーミングもありますからね、こういう事業に関してはやはり自社の部分でこのパンフレットの中では本当にいいサイクルで、自然のバイオマスの再生可能エネルギーの有効な利用の意味で、すごくバラ色のことのレポートがプレゼンの中にあっただけから、そのつまずきとしてはちょっと大きかった事件ですけれども、今ありました課長の説明ありました中で言うと対策できる、ほかの会津盆地のグリーンパワーなんていうのを見ていると、あそこ水蒸気しか上がっていませんからね、あれほど巨大なところでも、大きいから高温なので安定して運転できるのかわかりませんが、ほとんど煙もなく100%水蒸気で、もう二、三十メートル上がるとほとんどないんですよ。そういう施設も日本国内では普通見られますので、ちょっと気になった事件だったんですね。今後とも再生可能エネルギーのほう、町当局も協力しながら進めていってほしいなと思います。

質問を以上で終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、湯田哲君の質問を終わります。



◇ 室 井 嘉 吉 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、4番、室井嘉吉君の登壇を許します。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 どうもおはようございます。

私も1期目議員として、本日この4年間の議員生活の中で最後の質問になるのかなと、そんな意味では心安らかに質問したいと、こう思います。

まず1点目は、地域の活性化についてお聞きをしたいと。あと2つには地方創生に対する件について私なりに提案したい点等ございますので、大きくはこの2つの点について以下質問を

したいなど、こう思います。

今、政府は平成26年度の補正予算というか、その中で関連事業費として約7,200億円というものを計上して、地方創生元年と、こんな位置づけをしながら動いております。我が町においてもこうした政府の動きと連動をして、平成26、27年度で1億700万円の関連事業が予定をされていると。それで、さきの我が町の議員懇談会の中で、地方創生の総合戦略について今年の10月を目標に5カ年計画をつくって、平成28年度から文字どおり創生事業が出発をすると。その柱は1つには雇用問題、2つには中央から地方への人の流れの問題、3つには子育て支援の問題、4つには地域づくりの方向性等々としております。そこで以下の点についてお伺いをいたします。

1つは、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金のこの15事業を見ると、これまで我が町がやってきた継続事業ではないのかなと、こういうふうに私自身は受けとめをしておりますが、この15事業の中で新規事業があるのかどうなのか、1点お伺いをします。

2つには、この1月に設立をされました南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部の任務と役割、あわせて庁内の重点施策のプロジェクトチーム、これとのこの推進本部との関係、連動はどういうことになっているのか、この2点、活性化という立場からお聞きをいたします。

2つには、地方創生に対する提案にかかわる点であります。今ほど申し上げたような立場から、一つにはUターン、Iターンということをしやすい町をつくるべし、というのが平成27年度予算重点施策のサブタイトルとして書かれておりますが、それ以前に私は新規学卒者をいかにこの町にとどめるかということが、このIターン、Uターンの前にやるべき課題ではないのかなと、こう思います。こうした立場から町としての認識はどうかと、こんな点からの伺いを一つはいたしたいと。

2つには、町内に2つの高校が存在をするわけですが、これら高校の任務というのかな、そういう立場から若干これは問題提起をしたいというふうに思いますが、町が今進めている農業振興策等の中で、花卉栽培あるいはアスパラ栽培、トマト栽培などなど、町の重点作物というか、そういう位置づけをしながら、これらの強化策というものにはかなり当町は力を入れておるわけでありまして。そういう観点からこの町内高校の中で、これら栽培技術、さらには農業経営としての学ぶべき問題等々ですね、いわばそういう立場に立った園芸科というのか農業科というんだか私はわかりませんが、そのような学科というものにこの今ある科を再編をして、文字どおり高校と地域が一体になったそういう立場に立った学校づくり、当然これは県との連

携というものも必要にはなろうかというふうに思いますが、そういう立場からのこの高校づくりというか、そういうものを求めてはどうなのか。

あと3つには、林業分野で今CLTだとか、あるいはウッドALCの関係で、るる県内関係業界等の動きがマスコミ等をにぎわしております。こうした業界団体と、過般合併しました森林組合など、当然我が町も含めて連携連動をして、このCLTなどのこういう精神づくり、とりわけ我が町は多くの山林を抱えておりますし、文字どおり今回の原発事故でも森林は県内でも一番汚染が少ない地域でありますから、そういう利点を生かして、この山の近くにCLTの精神をつくる施設等を検討すると、こういうような農業分野と林業分野というものを重視をした施策を我が町として大胆に取り入れをして、地方創生施策にこんな立場から政策事業展開というか、そういったことをしてはどうなのかな、そういう観点で今後町の検討にこういった点を生かしていただきたいなど、こんな立場からご提案をしたい、そんなようなことで以下の点についてもお聞きをしたいと。壇上からは以上申し上げまして、よろしくご答弁をいただきたい。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 4番、室井嘉吉議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、地域活性化に関する1点目ではありますが、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金15事業のうち新規事業はどれかとおたがひでございますが、まずこの地方創生の考え方といいますか、国のほうが消滅する自治体とかショッキングなそういう話題がありまして、地方創生、これ大事だよということで、頑張る地方は応援するよというようなことで、今、喝を入れられているところでございますけれども、今までも私たちの町、自治体ばかりに限ることではなくて、日本全国が中山間こういう地域、自分たちのこの地域をどうしたら元気が出るのか、少子高齢化は歯どめできるのか、対策できるのか、みんなそれぞれ考えてきたことだと思いますし、私たちも今の現状を踏まえた中で町の対策をとってきたところであります。そういうことで15事業を一応提案しました。

国のほうからは、9,000万弱の事業費ということで来るわけでございますけれども、町としては1億を超える事業を組んだところでございます。これは26年の補正ということで、27年に実施するということでありますので、27年は国のほうは来ない、28年にまた今度新しく1年間かけて町もしっかり検証しながら次の事業を実施していくということに、スケジュール的にはなろうかと思っております。

そういうことで、地方創生先行型につきましては、除雪オペレーター育成支援事業であったり創業チャレンジ支援事業、それから定住対策プロジェクト事業及び総合戦略策定事業であります。そういうことを先行型としてやっていきたいということでもあります。

また、消費喚起・生活支援型につきましては、子育てスマイル支援事業と元気でゆうゆう温泉等利用助成事業であります。町はプレミアム商品券を20%やっていましたが、国のほうもこの地方創生の中で、甘利経産大臣がそのプレミアム商品券20%程度やったらどうだというような話もありました。実際それからまたあと高齢者であったり、そういう方々に対する暖房費の支援と、話あったんですが、12月に私たちの町、決めました。ところが国は12月に決めたのはだめだよと、対象外ですよと戻されちゃったわけです。だから国はやれと言っておいて、やったらそれは認めないというの、ちょっとおかしいと思うんですが、その次からの事業としては認めることになろうかと思いますが、いずれにしましても、そういう先行したところはだめだと、逆に。ですから、今までやったところがだめで、これからやるところがいいというのはちょっと解せないんですけれども、そういうようなことが実際ありました。

次に、2点目ではありますが、南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部の任務と役割及び庁内の重点施策プロジェクトチームとの関係、連動についてのおたただしであります。まずは推進本部の任務と役割につきましては、人口減少問題がより深刻化する中で、人口の減少に歯どめをかけ地域の活性化を推進する取り組みについて、全庁的かつ戦略的に推進しまして、そして持続可能な南会津町を築いていくために、南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するほか、人口問題対策や地域活性化に関連する施策の総合企画及び調査を行います。

また、庁内の重点施策プロジェクトチームとの関係連動につきましては、推進本部の下部組織として部会やワーキンググループなどを設置することができることから、必要に応じてプロジェクトチームを設置いたしまして、密接に連携をしていきたいと考えております。

なお、今年度設置しました定住対策プロジェクトチームの提案も、この総合戦略に反映させてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、地方創生に対する提案に関する1点目ではありますが、新規学卒者を我が町にとどめる施策づくりの認識についてのおたただしであります。これまで町では若者の定住促進を図ることを目的として、若者定住応援プログラム交付金事業を実施してまいりました。きのうも8名の新しい方にこの交付をさせていただきました。新規学卒者などをそして応援しまして、さらに新規学卒者の雇用をする町内の企業に対しましても人材育成の支援などを行っていききたいと思っております。若者定住のための環境整備に努めてまいります。そういうことをしながら若者定住

のための環境整備に努めてきたところでございます。

また、高校生を対象とした合同企業説明会を実施しまして、町内の企業の状況といたしますかね、どういう企業があるのか、どういう仕事をしているのか、あるいは企業さんのほうがどういう人を求めているのか、そういうことをとりなす場を町としても実施してきたところであります。企業と求職者のマッチングをしたいということでもあります。南会津町で生まれ育った若者が南会津町で働けるよう、地域を挙げて応援できる環境をつくるとともに、若者に魅力あるまちづくりを進めていくことが大切であると、そのように考えています。

これからは、地方版総合戦略に定住対策を盛り込みまして、これまでの取り組みをいろいろ検討しまして検証しまして、若者のニーズを把握しながら定住するための施策を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に2点目でございますが、高校の学科を町が進める花卉、アスパラ、トマトなどの栽培技術や経営を学べる学科に再編するなど、新規就農者数の増加に取り組んではどうかのおただしであります。平成26年第3回議会定例会でも答弁させていただきましたが、県教育委員会では会津地方を1つの学区と捉えて学科の配置を進めていると、そのように聞いております。新規開設は厳しい状況にあるのかなど、そのようにも考えています。

ただ、私たちのこの地域にとって、それぞれの今ある地域自治体での高校といたしますか、特に私たちのこの地域は本当に皆さんが余り教育お金いっぱいかかるんであります。本当に皆さんの負担少なく教育を受けられるということに対しては、田島高校であったり南会津高校であったり、また只見高校、川口高校も入るかもしれませんけれども、会津全体の中でもその高校の大切さというものは十分認識しておりますし、私たちもぜひ町内に2校あるということは少ないかもしれませんけれども、私どもはこの2校を存続できるよう精いっぱい町としても努力をしていきたいと思っておりますし、県のほうにも要望しているところでございます。

入学者数も年々減少しておりますけれども、高校の存続に向けた取り組みの方策については高校はもちろんであります。県、それからPTA、それから同窓会員など関係機関で議論を深めていくことが大変重要なことかなど。もちろん町も主体的な中で皆さん方と力を合わせて頑張っていく必要があると、そのように認識しております。その課程において我が町の基幹産業である農業を職業の一つとして選択できるよう、町としても高校の対策も含め、町としてのその農業対策も含め、しっかり対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、次に3点目でございますが、林業分野でもCLTなどの製品づくりを検討するなど、

大胆な地方創生施策を実施してはどうかとのおただしであります。CLTとは板材を交互に直交するように積層接着した集成材ということでもあります。ヨーロッパで開始された中で、大規模な商業施設やマンションといった用途に用いられておるようでございます。近年ヨーロッパにおいてその生産量が増加していると、そのようにも聞いております。またウッドALCとは、板材を平行に積層接着した修正材で、軽量コンクリート板の代替品として外壁材に使用することを目的に開発されたものであると、そのように聞いております。

国において、日本最高戦略の中で新たな木材需要を生み出すため、国産材CLT等の普及のスピードアップを図るとしており、普及に向けたロードマップを作成して、そして現在は一般的な設計手法を確立するための実証とデータ収集の時期と、そのように捉えております。平成28年度以降に比較的容易な計算で建設可能になることを目指すと、そのようにしているようでもあります。

県内においては、民間が主体となってそれぞれの推進協議会を立ち上げ、湯川村においてはCLTによる共同住宅を建設しております。それから棚倉町においては鉄骨造り3階建ての共同住宅の壁材として使用されております。

CLT及びウッドALCのメリットとしては、木材を大量に使用すること、熱伝導率や重量が鉄筋コンクリート造りに比べ小さいことなどが上げられますが、その欠点といえますか、デメリットとしては、国内の認定工場が少なく製品価格がかなり今現在高いということ、それから設計手法や施工のノウハウがまだ確立されていない、需要の拡大と製品の利用する場合の低価格化、利用しやすい価格といえますかね、これが課題となっているようでもあります。

さらに、町内業者が参画しております福島ログハウス共同体においては、角材を縦に組み合わせ使用する縦ログ工法について開発を進めており、昨年に大臣認定と準耐火性能の認定を取得しているというところでもあります。いずれの工法につきましても木材の消費拡大につながる工法であると考えますが、実証段階であり、設計手法や施工方法についての確立、製品価格の低価格化、需要の拡大等にまだ課題があるのかなと、そのようにも考えています。

今後につきまして、国や関係団体の動きを注視しながら南会津町産材の消費拡大につながるもの、これが実施されればどんどん広がっていけば、そのように消費拡大につながるものなのかなとも思いますが、いろいろ情報を収集したり利用の方法等なども検討しながら、町としてもこれらに対して研究を深めていきたいと思っております。

そういう意味で、これらの事業を進めることは私たちのこの地域、これが発展することは非常に有意義といえますかね、森林の活用でも大きな役割を示すと思っております。ですから消費の動

向であったり今後どのようになるのかということを検討した中で、町の業者の皆さんとかそういう人たちとやはり研究して、そしてこの生産を町でできないかとか、そういうことは今後検討したらどうかと思う。それも考えています。

いずれにしても、これも民間の皆さん方の意見を聞きながら、町がどういう支援の仕方があるのか、町がどうかかわることができるのか、それも含めて町としてはいろいろな話し合いを進めて情報の収集も努めたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきます。具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 その活性化のほうで新規事業というような話についても、言われてみればなるほどと思うんです。そういう3点くらいあるのかなというように思うけれども、中身的には今まで我が町がやってきた事業の予算をそういう位置づけの金から出しているみたいなね、こういう思いのほうは私は強く持ったものですから、何か地域活性化という今までの国の政策から見れば、一段そこに重なるような政策提起というか事業展開があるのかなという思いからすると、若干そこは期待外れだったし、その認識はわかります。実質それは28年度から実際はもう始まるんだという理解でいいんだろうというように思いますんで、その点はわかりました。

それじゃ、あと推進本部やら、あるいは重点施策のプロジェクトチームとの連動、これもわかります。特にこれは町長が今年度の予算にかかわっての施政方針演説の中で、いわば地方創生については我が町からすればチャンスだという、こういう立場から捉えていきますよと、こういうことも明確に述べておりますから、そういう面ではぜひこれらの本部なりプロジェクトチームなり十分活用して、そしてやはり町民の立場から見たときに、本当に我が南会津町、再生に向かっての施策展開がこれからあるんだと、こういうようなやはり期待の持てるような計画書というか、方向づけというか、そういうものをぜひお願いをしたいというふうに思うし、さらにやはりここにいかに町民の声を反映させるかということも、これやはり重要なことではないのかなと。

それで、私も今この4年1期の議員生活を振り返ってみて、初めて出馬するに当たって多くの住民の人たちと議論をしてきました。その中でやはり一番あのときのことを振り返って考えてみると、やはり町で働く場所ないから一番困るんだと、やはりここなんですね、ここ。だからそういう思いで私もこの4年間、議員生活してきたつもりですけども、率直に言ってなか

なかいい案というかな、そういうのがやはりないんですよね。もう全てやるべきこと私ら考えられるようなことは、ほとんどやってきているような気がします。しかしそうは言ってもなかなかそのことが町民から見たときに、いい方向に必ず行っているというような見方になり得ない、ここに大きなジレンマというかいち立ちというか、そういうものを私自身も感じてこの4年間議員活動をやってきましたし、行政の側の人たちも文字どおりそういう気持ち、やはり共通している点があるのではないのかなと、こう思います。

だから、そんな立場から、ぜひこの地域活性化の方向づけ、本当にチャンスなんだというこの町長の思いを、やはり行政の人たちがしっかり受けとめをして、大胆なやはり計画というものをつくっていただきたいというふうに思いますし、そういうことを期待して、この1項目めについては終わっていききたい、こう思います。

それで、この2つ目の関係でございます。ここで私言っているのは、このUターン、Iターンとサブタイトルにまでびっと重点施策として出しているんだけど、それ以前にこの町で生まれ育っている人たちをこの町にとどめて、我が町の振興活性化を図るという母体にやほりなっていくということが基本だというふうに思うんですね。その人たちのことを全然構わないでおいて、東京のほうからIターンだ、あちこち生まれの人連れてきてみたって、そう地域活性化にはやはりつながらないんだというふうに私は思います。それ以前にここで生まれ育った人たちをいかに人材として我が町で有効に活用していくかというこのことを図る、そのためにはこの新規学卒者をいかにとどめるか。

だから、高校の再編も、町長、私が言っているのは新規に学科つくれというのであれば、それは県のほうではだめだと言うと思いますよ。その再編、例えば今、俺もわからないんだけど、ほとんど普通科だと思うんですね、田島高校なんかの場合は、普通科。それよりはもっと学校終わったらやはり働いて農業なら農業についてやれるような、そういうことを専門に学べるようなそういうような科をつくって、学校も地域も一体となって人づくり、まちづくりをできるようなそういう制度ということ、やはりこれから高校の面含めて考えていかなかったらだめではないのかなと、こんな思いから、前は実は私は失敗しちゃったのです、質問の中身ね。やはり町当局に新たにそういうのを新設しろという受けとめされちゃったなと思って、だからあえて私は再編という言葉、今回使ったわけなんだけど、そういう意味なんです。

だから、本当にこれからさらに引き続き進学して勉強したいという人たちというのは、割かし若松のほうの進学校に行くわけですから、地元高校に残る人たちというのは、割かしやはりこの地域で頑張りたいという人が私は多いんだというふうに思うんですね。だからそういう人

材をうまく使って、それ学校終わったらすぐに農業について花づくりやる、トマトづくりやる、アスパラづくりやる、そういうような意気込みを持った子供たちがどんどんできるような、そういう高校づくりということもあっていいのではないのかな。

そして、ましてや田島高校の場合なんては畑も田んぼもなく、田部の人からすると怒られるかもわかんないけれども、今、水田のね、あれやっていますから、大規模化やっているから、高校の田んぼも田部地区に返してもらいたいというこういう要望も私ら聞いていますけれども、だけれどもそういうグラウンドは学校だって持っているわけだよな。だからそういうところでよくよく勉強すれば、あと農業の経営学でも教えたら、本当にトマトなんかつくる人なんていっぱい俺はいるんでないかなと。そしてやれば食っていけるよと、努力次第で何ぼでももうかるよ、こういうことになれば、下手な月給取りやって、とともいるより、百姓で頑張っぺという人だって出てくるんじゃないのかなというような思いあるもんですから、あえてこういうこと言っているんですけれども、その辺のところはどのように考えていますかということなんです。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

Iターン、Uターンも大事だけれども、この地域からというか高校を卒業したり、あるいは大学卒業したり、そういう人をここにとどめる方法はどうかというお話だと思います。町もそういう意味では全くそのとおりでありますが、ただいろいろ人それぞれの人生ですので考え方があろうかと思いますが、まず一般的に聞こえてくるのが、まずお前は一回よその社会見てこいというような家庭も結構多く聞かれる。Iターン、Uターンもそういうことで最近ふえてきているんですけれども、でもやはり家庭であつたり学校ばかりじゃなくて、そういうことも一つ大切な教育のずっと小さいころからの根底にあるものが、やはり知らず知らずのうちに蓄積されたものが、今、形になっている時期というのかな。

その裏返しとして、確かにこの町には仕事がないとかいろいろ言われていますけれども、そういう意味で先ほども申し上げましたけれども町の企業案内であつたり、こういう仕事あるよと。改めて、ああ、そういうことやっているんだつたらここに就職してみようとか仕事してみようかと、ちょっとそういう流れも変わってきていることも事実です。ですから新卒者もこつとも住田光学さんなんかは5人採用されましたしね、ですから役場受けていただければ、できる限り役場も確かに定数の削減はありますが、そんなことで本当に町のために働いていただければいいなと思っているんですけれども、そういうことも含めてできる限りのことはしてい

く必要があるだろうと思います。

ただ最近の傾向として、求人してもなかなか人が集まらないような状況になっているんですね。これもやはり大きな問題ですね。ですから絶対数がもう足りなくなっている。だから企業誘致といっても、今までは企業を工場をつくってもらえれば、そこに勤める人がいたかもしれないけれども、今はもうそういうことじゃなくて、工場をつくっても今度人から全部来てもらわないと、なかなかこの地域で仕事ができない、そのような状況にもなっているわけでありまして、企業の職種といいますか、そういうことを別に区別するわけでも何でもありませんが、できるだけ若者がここに残れるような企業の誘致も町としては進めなければならないと、このように考えています。ですからEWMのような情報産業のあいう会社を誘致したり、あるいは新しい空気、そういうことを町に入れるということも大きな大事なことだと思っています。そういうことで考えています。

それから新しく今度自分が仕事をしたい、起業したい、そういう場合は町もその創業チャレンジとかこういうことをやりたいと思いますし、これまでもそういう意味では十分でなかったかもしれませんが、いろいろな事業があって活用していただいた経緯もあります。

それから、農業支援なんかは、これは本当に今、田んぼ余っている、畑余っている状況ですから、やろうと思えば、やる気があればできると思います。ですから、そういう意味で町としても、トマトにしても花にしてもアスパラにしても、それはそれなりの支援は今現在しているところでありますし、課題もあろうかと思いますが、その辺も含めて町として農産物のその特産化あるいはまたそのほかのいろいろな製品とかそういうのも含めて、町としていろいろお話しいただければ、その支援とかそういうこともできるのかなと、そのように考えています。

いずれにしても、そのような今現状でありますので、ですから小学校、中学校、それから高校含めて、家庭でもやはりこの地域として自分の人生として仕事ができること、どのようなことなのか、そういうことを改めていろいろな中でのその話し合いもしてもらえれば非常にありがたい。そういう中で出てきたもの、それをしっかり町が受けとめて、そして起業であったり仕事の支援に当たっていくと、そのような考えでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 高校の再編。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 それから、田島高校の今の状況でありますけれども、普通科がもちろんあって進学コースとかあるようでございますし、それから環境コース、それから情報コースとやっていることでございます。いずれにしましても南会津高校でも田島高校でも、中学校にしてもどこでも、学校の経営というかそういうことを考えていかないと、なかなか残れないような状況にもなってきていると思いますので、これも町の今の状況もしっかり踏まえた中で、高校、学校と関係者の皆さんといろいろお話しさせていただくことになろうかと思います。

先ほども答弁の中で申し上げましたけれども、高校のPTAであったり、それから同窓会の皆さん、あるいは地域の方々とお話する、そのようなことも非常に大事なことだと思います。町としてできること、それから県のほうにも当然要望をしていくということになると思いますので、そのようなことで町は考えていきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 高校の再編だって言ったって、要は今回の地域創生の中で、どう位置づけるのかという立場から、これは俺なりに自分が考えてみるんだ、本気になってな。そうするとやはり人づくりだということだって、一つの再生の大きな仕事だと思うんですね。ただ単に何かをやるということだけでなく、今後これから南会津の町を担う若い人たちに対する人づくり、そしてとりわけ町ではこれは農業というものを一つの大きな施策の柱に据えているわけだから、そうするとそのことを今後これからの将来の町を考えたときに、農業だ、林業だというのは、これは重要だ、地場の大きな作業なんだというこういう位置づけ、我が町はそうしていることは、これは間違いないわけだ。だから、そうなったときにそういった業務に、仕事につく人材をいかに作り出していくかということも大きな課題ではないのか、それが文字どおり地方創生に連動していくんでないのか、こういうふうに私は受けとめた。

だから、そこは高校を含めてやはり考えていかなかったらば、学校は学校でやっていく、町は町で別な観点から人づくりやっていくでは、ちょっとうまくないのでないのかと。やはり高校も町も同じ方向を向いて、県だってこれはそういうことを推奨している、国も推奨しているんだから、まさにそれは産学行政一体になって地方創生という方向、人づくりという方向に向かうべきでないのか、そういう意味合いから私は田島高校なり、南会津高校のほうはわかりませぬけれども、田島高校だって見ると普通科だけみたいになっているから、そこはちょっと農業なり林業なりという、今はやりの環境ということになるんだかもわかんないけれども、そういうことで本気になって人づくりの学科に再編すべきでないのかと。だからそういう意味で一つの提案をしたいと。それは町長からすれば、いろいろ県のほうにもそういうことは言ってい

くということですから、ぜひそこは言っている意味を受けとめていただいて今後に生かしてほしいなというふうに思いますし、そういう意味で農業というものもきっちり位置づけて、若い人たちのやはり働き場として農業をどうしていくか。

そしてやはり一番思うのは、やはり入ったときにやはり安心感を持つということなんです。例えば新規の人がいい会社に入りたい、いい職場に入りたいというのは、それは将来が描けるからそういうところに行きたいということに俺はなるんだと思うんですね。先の見通しがなかったら誰も行きたいなんて言わないですよ。そうすると我が町の農業に置きかえたときに、俺なら俺が例えばトマトづくりやりたい、あしたから花づくりやりたいと言ったときに、安心してできるなって、俺は本気になって生産だけしていれば流通から売ったりなんだからかんだりというその道筋はみんなついていて、もう安心してあしたからトマトづくりできるんだ、花づくりできるんだ、こういうやはり体制を行政だの農協だのの人たちが一体になってやはりつくっておく、そうすればトマトづくりやれば、あしたからつくれば、もうすぐ出荷できるんだと。

ところが、考えてみて。例えば農地集積だなんだって今やっていますよね。何つくっぺ、かにつくっぺ、果たして売れるかなという心配なんです、それは。だから、そういうところも含めた体制づくりというのが、この総合戦略会議だとかそういうところで具体化されて生かしていけるような、そういう農業政策なんかもぜひ考えてほしいし、つくってほしいなと、こういう点ね、さらにつけ加えて要請をしておきたいなと、こう思います。

そして、林業の分野、俺も6番議員みたいに横文字得意でないもんだから、ちょっと原始的な人間なもんだからあれなんです、このCLTだのなんだのというのも、今現在は1万立方しかつくっていないんですね。我が国の中で1万立米、製品で。するとこれ10年後には50万立米まで生産体制を伸ばしていくということを林野庁は方針として持っているようですね。だからこの辺も町長答弁で十分なんです、それは。情報をとってあれすると言うからいいんですけども、ぜひこういう製品をつくる工場というか何というか、そういうものをやはりアンテナ高くして、ぜひ我が町でやっていただきたい。

それは、確かにノウハウの問題、これからつくった製品をどうはくのかという問題、これあると思います、それは。だけれども、これ日本のどっかにはこういう工場、これからできてくるんですね。今現在1万立方しかつくってないのが、10年後には50万立米までの製品化をやっぺということを言っているんですから。だからぜひここはアンテナを高くして関連業界等々とも連携を密にして、ぜひ我が町が全国でもトップにこういう工場の拡大があると言ったら、我が町にできたよと、できるよと、こういうようなことをぜひ考えていただきたいなと、こん

な立場から実は提起をしているつもりですので、ぜひその辺、決意を。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

まず、先ほどの高校の今の現状の対策といいますか、そういうことを含めて農業ということで中心でお話しいただきましたが、私も40年も農業をやってきましたから、その思いはあります。やはりここに来て、かなり大きな転換点を迎えていると思うんです。減反はなくなる、もう自由になってやっていいよと。そうした中で国のほうは米がだめだったら集約農業やりなさいとかそういうこと、私は勝手に言っていると思うんですよ。そんな簡単に米がだめだからトマトできるか、花できるか、アスパラできるかって、そんな簡単なものじゃないと思います。ですから、ここはやはり国のほうにもしっかり私は意見を言っていかなきゃならないと思います。本当に私たちの食料をどうするのかと、じゃ外国に任せていいのかと、そんなことは私は間違っていると思います。ですからそういう意味で私たちのこの地域にも大きな影響を与える農業でありますから、十分それを認識しながら私もやっていきたい。そういう中で、高校あるいは中学校であつたり教育の担う役割というもの、そして家庭でもやはりそういうものの意識といいますか、そういうことが大事だと私は思います。

そして、あともう一つ、起業、起こす、業を起こすという考え方、今いろいろ聞くと仕事がないないと言うんだけど、自分からやったら仕事はできると思うんですよ。ですからそういういろいろな町としての行政としてのできる支援策とか、そういうことも含めて考えなきゃなんないと思いますが、やはりもう少し勤めるばかりが仕事じゃなくて自分が仕事をする、自分が見つけるということも、そういう教育も私は大事だということだと思えます。

ですから、ある意味意識を改革しながら、これまではどうにしても、これからそういうことをしっかり今の現状を踏まえた中で対策をしていく必要があるのかなと、私はそのように考えています。そういう意味で先ほど申し上げましたが、学校はもちろんであります、県もそうですけれども、PTAであつたり、あるいは我々もそうでありますけれども、家庭であつたり、そういう人たちとのいろいろな意見交換したり、そういう教育の場をつくっていくことも非常にこれから大きな大切なことだと私は思います。

それから、林業のCLT、これは新しい分野になるかと思いますが、一部そういうものが有効だということがだんだん認識されてきておりますし、私もできればそのようにしていきたいと思えます。役場の庁舎もそれ考えたんでありますが、今のところかなり高価なんで、取り入れるのはちょっと厳しいかなと。国の補助事業も当たってみました、継続事業ではだめだと

というような国のほうの判断であります。これは私は県を通じて国のほうにも継続事業であってもこれを何とか認めてもらえないかと要望もしました。でも国は本当にむげに断られました。ですけれどもこれから摸索いろいろあろうかと思いますが、町としては本当に何とかやりたいなど思ったことは事実であります。

それも含めて、これからの利用者といいますか、そういう情報も得ながら、町としてどういことができるのか、町の業者の皆さん、関係者の皆さんにもそういう話を投げかけて、そして今言われたようなそういう工場でもできれば、これは町の一大産業になると私は思いますので、さっきのチップの話もそうですけれども、ですからそういうことも含めて、この森林の活用、これは町を左右する大きなことだと思いますので、町としてそれをぜひ実現できると思いますかね、そういうふうな方向性の中で探ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 そういうことで、町もそれは地方創生の方向については十分認識もされているというふうに私は理解していますし、ある面、前向きにこのことを捉えて、さらに町民の人たちが、より我が町に住んでいてよかった、さらに頑張るってこの町で頑張っぺと、こういうような思いを強く持って、引き続き南会津町が今後ともより充実をされていくということに期待を申し上げまして、以上で私の一般質問は終わっていきたくと、こう思います。どうもありがとうございました。

○芳賀沼順一議長 以上で、4番、室井嘉吉君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩し、昼食休憩といたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時00分

◇ 湯田秀春議員

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

12番、湯田秀春君の登壇を許します。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 12番、湯田秀春でございます。ただいまから一般質問を行います。

私も、議員になって10年ちょっとたったわけですがけれども、毎定例議会ごとに一般質問をしてまいりました。一度も欠かしたことはないということです。主に政策の提言をしてきたつもりでございます。かなり多く当局のほうから採用されていただきました。本当に厚く御礼申し上げたいと、こんなふうに思います。今回も3点ほど政策の提言してみたいというふうに思います。

まず1点目、田島地域に統合中学校を。

少子化がとまりません。学校の統廃合も続きまして、これもまたこれからも避けて通れない状況が続いております。第2次学校の統廃合グランドデザインの策定が急がれる中、数年ごとに何度も統廃合することに疑問を感じております。現在、私の母校でもあります檜沢中学校と田島中学校の統合が想定されておりますが、あと数年後には荒海中学校も視野に入るものと予想されております。この際、田島に田島、荒海、檜沢、3つを交ぜた一つの統合の中学校をしてはどうかという提案でございます。

2番目、糖尿病予防と悪化の防止を。

新潟県の魚沼市、魚沼市ですから只見の隣ですね、新潟県の魚沼市、ここではプロジェクトエイト、プロジェクト8と書きますが、その取り組みを地域全体で行っています。それは糖尿病の予防と、それからその悪化を防止するというところで成果を上げております。

具体的には医療費の削減、ひいては国民健康保険料の低減と、こういったことになるわけですが、食の豊かさから誰もが今、糖尿病になっても不思議ではない、そういう現在、全国で950万人が糖尿病と言われております。この糖尿病というのは、痛いとかなんかない。そういったものから放置する、治療を放置してしまうという人が約7割いると。これもまた年々増加して、これが増加して年数がたちますと合併症状である腎臓を悪くする、腎症といいます。腎臓不全、それから目もやられます失明、壊疽による足の切断、こういった合併症状が出て悪化してまいります。

腎臓不全になりますと、人工透析せざるを得なくなります。人工透析患者の中で最近糖尿病から腎臓が悪くなって人工透析をする人が多いというふうに聞いております。人工透析をやっている患者さんに聞きますと、週3回、1回当たり4時間もかかるということでございます。もちろん医療費も多くかかるというふうに思います。

この糖尿病予防とその悪化を防止するために、ちょっと難しい名前なんですがヘモグロビン

A1cと、そういう数値があるわけですがけれども、その血糖値の値を医療機関、病院とか医院ですね、それから行政と、あとここに薬局がネットワークを結んで指導、そしてこのヘモグロビンA1cが8%、いわゆる合併症状にいく前に何とか悪化しない方向にいかうというこの改善に向かって、この魚沼市では努力していると、そして結果的に何年かしたら改善につながったと、こういうことをごさいます。ちなみに、ヘモグロビンというのは血液の赤血球に含まれるたんぱく質の一種で、酸素を体全身に運ぶというかな、そういう役目をしております。

①医療機関と行政と薬局がネットワークを組んで、地域ぐるみでの指導方法を検討されてはどうかというのが1番目の質問であります。

2番目は、このヘモグロビンA1cを計る機械の導入が自治体で多くなっております。特に徳島県、それから東京の足立区では薬局に置かれていて気軽に計れるようになっております。設置を検討されてはどうかということをごさいます。

3番目、最後になりますが、先ほど4番議員も質問したように、私は地方創生、これがまさしく地方創生かなと思うような質問をごさいます、町の駅がございまして、その仕組みを道の駅にということで、この町の駅、非常に順調に推移しております。売り上げも出荷者も増加して、まさしく町があそこに町の駅という形で投資したわけですがけれども、それに応えるように出荷者も増えて売り上げも順調に伸びている。

聞きますと、うまくIT、情報処理ですね、うまく活用してやる気を引き出している。簡単に言いますと、私が出荷者としてあそこに例えば餅をつくって朝10個持っていったと。そうしますとお昼に私のところにメールが来るんですね。あなたのはきょう7個売れましたと、3個残っていますよと。そうしますと俺のきょう10個のうち7個売れたから、これはやはり早く追加してこなくちゃなんないということで、生産者はまた作って急いで持っていくと、こういうITという形で携帯あるいは家にあるパソコンとか、そういったところにお昼と3時と5時にそういう連絡が行って、そして自分の置いた商品がどれだけ売れているか、残っているかというのがわかる仕組みになっております。そして地域経済に非常に効果を今示したよい見本だと思っております。

これは、私はその町の駅はいいんですけれども、どうもそのほかにある道の駅のほうには波及していないように見えますので、この町の駅での仕組みをほかの道の駅に波及して、結果として南会津全体がよくなるようにされてはどうかと。ということは出荷者もいいし、それから道の駅ですと観光客、この人たちもよくなるということをごさいます。

そこで1番目、町の駅や道の駅の過去3年間の売り上げがどういうふうになっているか、推

移、それから出荷者の推移はどうなっているかを示していただきたい。

2番目、今後の町の指導と対策を示していただきたい。

壇上ではこれで終わりますが、あとは質問席に変わって質問したいと思います。どうかよろしくをお願いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 12番、湯田秀春議員のご質問にお答えをいたします。

私から、初めに糖尿病予防の悪化の防止をに関する1点目ではありますが、医療機関と行政と薬局がネットワークを組んで地域ぐるみの指導方法を検討されてはどうかというおたただしでありますけれども、町では糖尿病を初め生活習慣病の予防、改善のため、健康増進事業等さまざまな取り組みを行ってきているところであります、町民自ら健康に対する意識を高め、より多くの町民が健康診査を受診して、そして自分自身の健康状態を知ることが大変重要なこととなっております。

このため、健康に対する意識づけの啓発を行いまして健康診査受診率の向上に努めてまいりたい。そして検査結果に基づき、保健師による事後指導を充実させ、精密検査や医療が必要とされる方については、確実に医療機関にもう一回診ていただいたり、自分の健康管理をしていただくということにつなげてまいりたいと考えております。さらに各事業所における健康診査の実施と事後の指導についても、今ほど申し上げました医療機関、団体等で構成するその南会津地域職域連携推進会議というものにおいて、この働きかけをしてまいりたい、皆さんにも理解を求めてお願いしていきたいと。

いずれにしましても、地域全体でやはりそのようなことをやっていかないと、大変これが円滑にいかないのかなということも考えておりますし、しっかり皆さん方に自分自身の健康管理、意識改革、改革というか意識を深めていただいて自分の健康を自分で守る、そして町もそれに対してしっかり支援していくと、そのことを努めてまいりたいと思います。

次に2点目ではありますが、ヘモグロビンA1cを計る機器の設置を検討してはどうかのおたただしではありますが、ヘモグロビンA1cを計る機械の設置につきましては、血糖値の管理をする上で有効な手段の一つであると、そう思われます。機器を維持するための経費、効果、設置場所など、これらいろいろ検討しなければいけないのかなと、そのような課題もあります。これからそういうことを調査研究しながら、これをどういうふうにするのが一番いいのかということ、その対策をまず検討してまいりたいと思います。

私たち、やはり健康寿命、元気で長生き、これが一番大事だと思っていますので、それは高

齢者になってからではやはり遅いということでもありますので、やはり本当に町民の方々皆さんでそういう健康についての健康管理をしっかりとやるということをも進めてまいりたいし、それが皆さんが本当に楽しい生活をするということでもありますし、医療費削減にもなるということでもありますので、町としてこの点も含めた中での検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、町の駅の仕組みを道の駅へに関する1点目ではありますが、町の駅や道の駅、過去3年間の農産物の売上額及び出荷者の推移はどうかとのおたがしであります、申し上げたいと思います。ちょっとこれいっぱいあるんですが、ちょっとゆっくり申し上げます。

町の駅ふるさ物産館の売上額、これにつきましては、平成23年度が4,000万であります。平成24年度が8,589万円、平成25年度が1億1,185万円。それからこれらの出荷者数であります、平成23年度が114名、24年度が159名、25年度が176名となっています。

次に、道の駅たじまの売上額であります、平成23年度が2億2,218万円、平成24年度が2億3,379万円、平成25年度が2億3,464万円、このようになっています。そして出荷者数であります、平成23年度が192名、平成24年度が206名、平成25年度が211名であります。少しずつ増えているところであります。

次に、道の駅番屋の売上額につきまして申し上げます。平成23年度が881万円、平成24年度が982万円、平成25年度が1,318万円となっています。出荷者数につきましては、23年度が43名、24年度が44名、平成25年度が47名であります。

次に、道の駅きらら289の売り上げにつきまして申し上げます。平成23年度が2,471万円、平成24年度が3,772万円、平成25年度が3,564万円、出荷者数につきましては、平成23年度が59名、24年度も同じ59名であります。25年度が63名となっています。

以上であります。

次に2点目ではありますが、今後の指導と対策はどうかとのおたがしであります、道の駅たじまでは、POSシステムによる店舗での商品の販売管理や集計作業などを行っておりますが、出荷者に対する配信機能を搭載しておりませんので、出荷品の販売状況などの情報提供は翌日の集荷時に口頭で説明し、月末に販売実績書を送付しているということでもあります。情報提供は翌日の出荷時に口頭で説明していると、そして販売実績書を月末に送っているということでもあります。

町の駅ふるさと物産館で実践しておりますメール配信システムは、当日の出荷品の販売状況をメールにより出荷者に情報提供するものであり、農協と出荷者との信頼関係を深めるきつ

けとなり販路拡大につながっているということです。即時に状況がわかるというかね、そういうような状況であります。皆さん方もご存じだと思いますが、四国ね、葉っぱビジネスでお年寄りも葉っぱを売っているということ、これもタブレットとかパソコンを駆使してそういう情報の提供を素早くやって、その反応の早い人からその商売に結びつけられるというような実例が上がっているところではありますが、そういうようなことも今の時代として必要なことなのだと、そのようにも考えているところでもあります。

しかし、このようなシステムを導入するには多額の設備投資が必要ということもあります。当面の間、安全・安心な農作物の農産物加工品を消費者へ提供するための生産意欲の向上が不可欠ということも考えております。そうした中で出荷者には新鮮な情報提供ができるよう販売環境の改善、これをまずはやって当面いきいたいということとして考えております。

いずれにしましても、出荷される方も、それから事業をされる方も、これ営業でありますので、やはり双方がそういう確認作業をするということも、一つはそれが設備が整わないうちはそのようなことも大事かと思っておりますので、そのようなこともご相談申し上げながら工夫をしていただくようなことも提案しながらやっていったらどうかと、そのように考えているところでもあります。

いずれにしましても、確かにそういう実績が上がっていることは確かでありますから、そういうことをしっかり踏まえた中で検討はしていく必要あるのかなと、そのように考えております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますのでよろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは、田島地域の統合中学校についてお答えいたします。

田島地域の3つの中学校を一つに統合してはどうかというおただしであります。教育委員会では、児童生徒が集団の中で日常的に切磋琢磨することや、多様な対人関係を築き豊かな学力とたくましい心身を持ち社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成するため、一定規模の学校が必要なことから、小中学校の統合を実施してきたところでもあります。

檜沢中学校については生徒数が年々減少し、平成29年度以降の生徒数は30を割ることが想定され、クラブ活動等も制限され、また切磋琢磨する雰囲気は薄れ停滞傾向にあることから、生徒の活発な活動を促すためには一定規模の生徒数の確保が必要であるため、喫緊の課題として学校統合について検討しているところでもあります。

統合に当たっては、地域の実情や通学等への対応を考慮しますと、まず檜沢中学校と田島中学校の2校での統合を想定しており、今後は地域の方々と合意形成を図りながら目標年度を決定し取り組んでまいりたいと考えております。

なお、荒海中学校につきましては生徒数の減少傾向にあるものの、一定規模の生徒数が確保できる状況となっております。このため、現在のところ3つの中学校を1つに統合することは考えておりませんが、将来そのようなことを想定しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますのでよろしくをお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 それでは、順番どおり上のほうからやっていきたいなと思います。

学校の統廃合についてでございますが、いわゆる会津管内、県内どこでもそうだかわかりませんが、この前、喜多方市議会でもやはり学校の統廃合についてのやりとりがあって、この中で喜多方の教育長はこのように答えているんです。短期間での再統廃合は好ましくないと。

私も、今回懸念されているのは、今、荒海中学校はもうないと言うんですけれども、私もこの檜沢中学校だけを見ますと一番初めに生徒数が少なくなって、どこが一番最初困難というかね、なってくるかということ、いわゆる部活ですよね。野球部だとかバレーだとかという、ある一定の人数でもって部活やっていたものがなくなるというか取り組めない。その辺から少しずつ部活がなくなって、少人数でもできる剣道だとか、あるいは卓球だとかというそういうふうについて、結局親御さんからすれば小学校のときに一生懸命ソフトボールなんかをやらせたんだけれども、中学行ったら野球やろうかなと思ったら、いや、野球部ないんだと、この辺からこれではなと、こういったことから始まるような感じはするわけですよ。

ですから、私はかつて下郷が一つにしてぼーんとやったときに、いや、すごいなと。あのときは決してうーんとも思ったんだけれども、今のこの時代を考えると、やはりある程度向こう5年とか10年先を見越してやはり手を打っていくということが非常に俺大事かなと、こんなふうに思っているわけですが、先ほど教育長の答弁では、今のところ荒海中学校は何でもないと、だけれども将来はちょっとそういう懸念されるかもと、こう言ったんで、再度私は何回もやるというのは余りよくないと思うんだよね、それは。ですから統廃合検討委員会みたいなやつを教育委員会の中につくってはどうかと、こう思うんだけれども、その辺に対して

はどうか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

ただいま議員の質問のとおり、統廃合を短期間のうちに何回も繰り返すというのは決してよくないことだと思います。そしてあと先ほど出ましたように、檜沢中学校につきましては生徒数の減少により野球部が今なくなっております。生徒数が減少すると団体競技がなかなかできないというのは現実でありまして、やはり統廃合を推進する上では住民や保護者の理解が必要でありますので、やはり教育委員会の中で十分議論しながら、その辺については今後進めていきたいという考え方を持っていました。

あと、もう一つは新年度より総合教育会議という形で発足しますんで、首長部局との連携も必要になってきます。そういう中で今後の学校の大きな施策については町長とか首長部局の理解を得ながら、やはり住民の考えを聞いていくというのが一番大切だなと感じておりますけれども、そういう意味では、今、議員おただしのように統廃合の検討部会をつくってはどうかというような話なんですけれども、それらについても今後教育委員会の中で十分議論を尽くしながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 学校の適正配置というのが必要だと思いますし、ぜひともこういう名称がいいかどうかわかんないけれども、いろいろな関係者を入れて統廃合の検討委員会というのをぜひ要望したいなど、こんなふうに思います。

ところで、例えば田島中学校、仮に檜沢と荒海と田島、一緒になった場合の田島中学校の校舎内に収容として大丈夫なのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

田島中学校については、本年度で大規模改修終わりましたけれども、生徒数については田島中は200名前後で、檜沢中の子供が入ってもクラスが増になるわけではないので十分対応できると思います。

〔「いやいや、荒海中」と言う者あり〕

○五十嵐竹則教育長 荒海中学校を統合すると1クラス増えてきますんで、その部分については十分検討していく必要があるのかと考えております。荒海中につきましては、生徒数は60名前後はずっと続いていきますんで、そういう部分では1クラス程度は増えてくるのかなという

気はします。

〔「収容はできますかね」と言う者あり〕

○五十嵐竹則教育長 収容は、校舎の改築が必要になってくると思います。荒海中を含めた場合は。

○芳賀沼順一議長 教室を使って収容できるのかということですか。できないかできるとか。教育長。

○五十嵐竹則教育長 荒海中学校を含めた場合については校舎を改修して、現在では今の段階では収容できないと思われます。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 耐震化終わったばかりですから、私はかつて田島中のあの生徒数から見ると十分余裕あるのかなと思ったんですけども、ちょっとないというような今答弁なんで、いずれにしても統廃合の検討委員会をぜひ検討していただきたいなど、こんなふうに思います。

私なんかも議員という立場上、やはり町の中歩いていますと、やはり区長さん方に何回もそんなにしてやっていないで、統合して将来を見据えて10年くらい先見据えて統合してはどうかというような声も聞きますんで、ぜひとも、よくよく生徒数が少なくなって困ったからこうやろうというふうには、そのとき慌ててこうやるんじゃないで、前もって見据えてやっていただきたいなど、こんなふうに思います。そういうことでぜひともお願いしたいなど、こんなふうに思います。

それから、2番目でございますが、私は今回の魚沼市のプロジェクト8というこの取り組みに感心しているのは、結局は医療費の削減なんですね。医療費の削減であり、強いて言えば国民健康保険上の低減になると、こういうことでございます。私もちょっと調べました。透析患者、大体月に40万くらいかかるんですね、月に40万。ですから単純に言うと1年間に480万かかる。そして個人負担は月1万だと。月1万ですから年間12万。そうしますと480万から12万引きますと、単純に言って468万がいわゆる保険のほうから払うという形になります。結局この魚沼市でもやはり医療費をできるだけ削減しようと、そしてこの糖尿病の合併症状まで持たないようにならなうと。一人でもそういう、本人だって切ないわけですから、そうならないようにならなうということで、このヘモグロビンA1cの値に注目したと思うんですね。

この辺、私の数値が本当かどうか、ちょっとこれは課長さんになるかどうかわかりませんが、その辺の数値について正しいのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 答え申し上げます。

今ほど、議員がおっしゃられた数字については私どもも調べてみました。全国腎臓病協会というところを出している数字で、1カ月当たり約40万円の医療費が必要であろうと。それで個人負担については先ほどご紹介いただきましたように、人工透析の場合は1カ月1万円ということですから、差し引き468万、これが国民健康保険の被保険者であれば国保の会計から医療費として支出するという事で間違いございません。

それで、ちなみに町の国民健康保険としてそういう医療分析ができていますのかどうか、ちょっと調べてみたんですけれども、残念ながら人工透析に特化した医療費の把握はできませんでした。しかし人工透析という病名で1万円の限度額をお持ちの方と把握していますから、その方の1年間の総額医療費、これについて調べてみますと12名の方いらっしゃいます。それで6,400万が医療費としてかかっている。これの6,400万から12万円を除いた分が国保の会計で医療給付をしているということですので、やはり非常に高額な医療費の支払いになっているということはお指摘のとおりだと思います。国民健康保険会計のほうでも高額な医療費の支払いを抑制していくということは非常に重要な項目でございますから、住民の皆さんにいち早く検査を受けていただいて、早期発見、早期治療につなげるという取り組みをしなければならないというふうに感じております。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 ありがとうございます。というのは、いわゆる最近医療費をできるだけ削減しようということで、ジェネリック医薬品をできるだけお願いしますよと、こういうことで、それはそれで効果があるんだろうと思いますけれども、私はこういう大きな負担をできるだけ少なくしようということも大事なかなと思って、今回これが魚沼市のプロジェクト8の。信号と同じで青と黄色と赤となっていますね。これお父さん、お母さん、ヘモグロビンA1c、8%じゃだめですよと、これ本当はもっと大きいんですよ、大きいんですよけれども、こういったことで呼びかけている。

そして、私なんかこの前やったら、私のヘモグロビンA1cというのは5.6で三角なんです。結局私の場合は5.6でも三角なんですよ。三角というのは軽度の異常だと。私、娘に言ったら、いや、もう糖尿病だと言われちゃったんですけれども、それでも魚沼市では6くらいならいいだろうと、でも7になると黄色だから、だめだよ、8%は真っ赤っか、ですからぜひ皆さん、健診の結果を見て自分のどんなになっているか、私はこの三角になって慌てて今回初め

て三角になったものですから、私も気をつけなくちゃ、じゃどうすればいいんだと言ったら、御飯の量を減らせと、運動をしろと、こういうことなんで、気をつけなくちゃいけませんけれども、いわゆるプロジェクト8というのはこの8%以上をなくするという運動ですね。8%以上。8%になると合併症状が出てくるとよ、本人もつらいよ、こういうことですから、ぜひともこのヘモグロビンA1c、8%以下になるよう地域全体で取り組むと。

ここのすごいのは、薬局まで巻き込んでいるということですね。薬局の人。行政の保健師さんばかりじゃないと。当然病院と医療機関ですか、医院と、そして薬局。そして足立区とか徳島県ではその機械を置いてあるんですね。この機械がちょっと高目だかもしれませんが、こういった機械ね、こういった機械なんですけれども、これでやりますと5分でもうすぐわかって、早い話がこの指先にちょこっと針刺して血が出ます。その血をスポイトでちょこっとやって、この機械にふっとやると5分でヘモグロビンA1cの結果が出てくるということなんです。

これは普通の元気な人ね、糖尿病になっている人は医者に行っているわけですから、別に計らなくていいわけですが、こういったものを置いて、いわゆる自分の値を知って、そしてちょっとでも超えていけば少なくなるように努力していると、こういうことなんです。

再度、この機械が幾らくらいして、1人当たり何ぼくらいかかるのかということ、前にちらっと健康福祉課長さんに前もって言っていますんで、調べた結果を公表してもらえばありがたいなと思います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 答えをいたします。

前ほど、どのぐらいだか調べておくということでしたのでお調べいたしました。1台、こちらのA1cギアということになるんだそうなんですけど47万円するそうです。それで、ただこれは血圧測定みたいに、こうやって手計ればなるというわけではなくて、さっき議員もおっしゃったように血を検紙につけなきゃなんないわけですね。それが検査試薬というのがあるわけなんですけれども、10セット1つ、10セットで5,040円かかると、税込み。ですから1回1人やると最低500円はかかるんですね。ということで、それで金額的にはそのようなことになっております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 ありがとうございます。町長ね、町長、聞いていますか、ごめんな、

横向いていたから。

ある人にちょっと聞いてみたんです。南会津町で糖尿病の疑わしいというか、どのくらいいるか。1,300人くらいいるんです。これははっきりした数値ではないけれども、全国で950万人いるというふうに想定しますと、大体南会津町にこのくらいいるんじゃないか、その全国と同じ7割くらいがやはり自覚症状ないもんだから放置している。ですから、これはやはり私は人ごとではないなと思っていますので、ぜひともそういう人を合併症状を出さないように、それから早いうちに糖尿病を予防して悪化にならないということが大事かなと思いますんで、再度町長の見解をお聞きしたいなと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

本当に、先ほども答弁申し上げましたけれども、やはり元気で健康で長生きするのが一番これが本当に誰もが願いというか、そういうふうになるのが当たり前なんでしょうけれども、やはり現実はなかなかそうはいかないというのが今の現実かなと思っています。そうした中であって今議員がおっしゃられるようなこと、そして一人一人が気をつけられること、そしてまたそれがわかること、自分が自覚すること、これは大事なことだと思います。

そうした中であって、機械で計って確実にというかわかるということ、これが本当にまた自覚がしっかり持てるものかなと思うんですが、先ほど申し上げましたが健康診断やってもらうと、ある程度これは皆さんわかってもらえる分もあるのかなと思いますし、そういうことも含めて当面できることをやっていくのが、まず一番大事かなと思います。その機械を設置することも一つの方法だと思いますし、そのことも含めて今度どのようにしたらいいのか、先ほど申し上げましたが、その辺も含めてどういうふうなのが一番いいのかなと思います。

これは糖尿病もそうですけれども、生活習慣病だと思いますし、食生活あるいは一日の生活スタイルというか、そういうことも大きく影響すると思いますので、高血圧なんかもいろいろあるかと思いますが、やはりそういうことを気をつけられる分、そういうことを皆さんに十分指導だったり、あるいは講習会等を開いて理解してもらうような、そういうこともまずは大事だと思いますので、総合的に対応するのが大事だと思います。なかなか実効表れないかもしれませんが、でもそういう人が自覚するということが非常に大事なことだと思いますので、まずはそういうことも含めて、その機械の件も今後どのようにしたら実際いいのか、やはり針を刺すということは、ある意味いろいろその状況を考えますと、同じ針は恐らく使えないでしょうから全部使い捨てとなるでしょうけれども、そういうことも含めて安全性も考慮しなけれ

ばなりませんし、この機械に関してはね、ですからそういうことも含めた中でどのような対応をしながら皆さんに対応していけるのか、いろいろなことを検討しながらこれから考えていきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 いわゆる先ほどの足立区にしても徳島県にしても、結局薬局に置いてあるんですね。私は医師会というのはわかる。薬剤師会ってあんだかどうだかわからないから、ぜひとも町のほうから薬局会ってあんだかどうだかわかんないけれども、薬剤師さんあたりに、ちょっとよそではこういう機械を置いて、ちょっと薬もらうまでの期間にちょっと調べるといふかね、そういうことできると思うんで、たとえ500円とられたとしても置いてもらえませんかといえば、町でお金かからなくてもね、そして町はどどこにそういう機械置いてあるってPRすればいいわけですから、少しそういうようなささやきをちょっとしてもらいたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 お答えをいたします。

先ほど町長の答弁で申し上げました南会津地域職域連携推進協議会というのがございまして、こちらにつきましては薬剤師会は入っておりませんですけれども、先ほど申し上げた協議会の中ではこういう健診に対する啓蒙とかそういったことを事後指導等徹底を皆さんに推進するとともに、入っていない薬剤師会に対しては、今議員からお話がありましたように、そんな設置ができればというような働きかけはできるものかと思っておりますので、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 ぜひともそういうところがあるわけですから、ぜひ薬局のほうにこういう薬局もありますよというようなことでお願いするなり、あと私なんかは47万だから町長のポケットマネーとは言いませんけれども、医療費の削減でこれで大分助かるとなれば、私は置いても構わないんじゃないかなと、こんなふうに思いますので、ぜひご検討していただきたい。これは要望しておきます。

それから3番目、先ほどそういうふうな答弁があったわけですがけれども、私は先ほどの町長がそれぞれの道の駅との比較を書いてみますと、やはり町の駅が一番伸び率すごくいいと思うんですね。確かにポスシステムを使ってやはり連絡を差し上げているというのが非常に効果的

に結びついているのかなというふうに思います。お昼と3時と5時、1日3回メールを送っていると。

私は、行ってもっと驚いたのは、これ最初はそれほどでもなかったんですけども、今になったら中には300万超える人もいます。当然200万、100万とかいるわけですよね。最初は農家の母ちゃん方の小遣いくらいだと思っていたんですけども、やはり200万、300万になると全然違う。最近では聞きますと、同じ例えば餅でも野菜でもいいですよ、誰々さんの何々とか何かブランドとかファンとかね、そういう形になっていて、同じ並んでいても特定の人に集中するみたい。それがロコミだかどうかわかりませんが、そういうの。

6番議員言ったように、まさしくこれ地方創生と同じだなと。いわゆる地域の人のみずからやって、そのうちどんどん売上高が増えていくわけですから、これ300万も上がればもう十分だし、一生懸命やっている人に会ったら、もうおもしろくてしょうがないと。そりゃそうですね。やはりいかにして地域の経済を回していくかというのは、私は仕組みだと思うんです。今回取り入れているのはまさに仕組み。そういう仕組みの一つができたということは、あとはこの補完、いわゆる番屋とかきさら289とかっていう、先ほど聞いたら余り出荷者もそんなに増えていないんですよ。売り上げももう横ばいみたいな感じで。せっかくこの4つのうちの1つがうまくいっているんですから、その仕組みをぜひよそに取り入れてほしいというのが私の今回の要望なんですけれども、これについて再度もう一回町長にお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かに、この町の駅、販売額が順調といたしますか、かなり急激に伸びて4,000万、4,000万というような感じで伸びてきているところがございますけれども、そのシステムがあるからどうかとかというと、そこはまだ私も確証はありませんが、ただその利用者とか、その消費者は大きな違いあるのかなと。道の駅は多少田島道の駅は地元の人も行かれるかもしれませんが、やはりそこは往来する人、そして番屋もそういう人がかなりのウエートを占めているのかなと。そして町の駅は、やはり田島地区の地域の人たちが食料であったり、あるいは嗜好品とかそういうものを求められているのが、消費者の利用者がそういうことになっているのかなと思います。

いずれにしても、今度その商品の開発であったり補充であったり、それからそういうことに対してはそういうシステムがあるからその恩恵もあろうかとも、それも考えられます。そしてまたもう一つは、今度従業員といたしますか、そういうことができるかといいますか、みんな

できるかもしれませんが、そういう人的な配置も必要になるのかなとも思いますし、いろいろ総合的に判断して、よかれと思うことはやはりやっていくべきだろうとも基本的には思います。

ですから、それがあったからどうのこうのよりも、やはりそういういろいろな地域、道の駅であったり町の駅の設置場所というか、その地域性の問題も大きく私はあるかと思っています。そういうことも含めてその施設の管理してもらっているところ、あるいはそこに出荷している生産者、そういう人たちともいろいろ検討していく必要があるのかなと、そうも思います。ですから、いずれただではできませんし、結構この機器類もお金もかかるみたいですので、それも含めていろいろやはり事業所とも相談しなきゃならない部分もあるものですから、町としてもそういうことも事情をよく調査した上で、これからの対応を考えていきたいと思っています。

いずれにしましても、自分の生産する方、この人の意欲、それから考え方もあるものですから、その辺も踏まえた中で総合的な判断が必要になるだろうと思っています。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 残り5分ということなんで、要するに常に商品があるというか、商品を切らさないということも大事なんですよ。そういう意味ではこの仕組みというのはすごくいいわけです。行ったらなかったんでなくて補充するわけですから、これも一つの重要な仕組みかなというふうに思います。

それと、町長も知っているかと思うんですけども、あそこが今度出荷者が多くなっちゃったために商品並べるのが狭くなっちゃった。何とかしてほしいと。前にやるか横にやるか別にして。ある意味ではうれしい悲鳴なんですよね。どんどん売上伸びて、別にそれは農協ばかり儲かっているというわけなくて、そこに出している出荷者、主に農家の母ちゃん方に入ってくるわけですから、ぜひとも陳列場所が狭くなったために広げてほしいというのがありますので、この辺に対してぜひそういうふうな訴えもあるわけですから、この辺に対して、そしてまだまだ商品の種類というのは多くできると思うんですね。例えば木工品だとかかわら製品だとか、最近女の人にうんと流行っているのはかご作りみたいなね、いろいろあると思うんですよ。そういう地域の資源を使った商品を並べる意味でも、もっともっと広げることではできると思うんで、この辺に関してどういうお考えかお聞かせ願えれば。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かに、いろいろな人が集まればいろいろな意見が出てきて、また新しい消費といいますか利活用ができるということであると思います。そのとおりだと思いますし、そういう中で本当

にあの施設で足りないというような状況も聞いています。そうした中であそこの創意工夫をしながらどのようにしたらできるのかということを考えなければならないと思いますし、またこれの波及を逆に今言われたような逆な意味で、今度町の駅から道の駅のほうにもそういうような流れになるような、町としてはそうなれば一番いいなと思いますし、また一方で、町内のこともありますから、その辺も含めた中でしっかりいろいろな対応をする必要あるだろうと思います。

そして、新しい商品開発そのものも、やはりいろいろなところを見てもらうということによって新しい商品が生まれたり、また自分が作ってみたいということになるとと思いますので、そのようなことも勉強をしてもらったり、そういうみんなが懇談できるような、そういうことも必要なのかなと思います。

いずれそういうことをやっていただく、それが、それこそまさに地方創生であったり地域の活力になると、そのように考えておりますので、今関係している皆さん方としっかりその辺を踏まえた中で相談しながら、より活発になるような、活性化するような、そういう対応を町としても支援してまいりたいと考えているところであります。

○芳賀沼順一議長 湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 だんだん時間なんであれなんです、いずれにしても農産物ばかりでなくて加工したやつね、餅とかこわいだとか、そのほかいろいろあそこに行くとなんによく陳列して並んでありますから、いわゆる6次化とか何かって言われているけれども、もうあそこへ行くと6次化のやつがいっぱい並んで、それが順調に回転している。だからまさしく地域の創生になっているわけですから、どんどんそういった乗っているときには町のほうもそれらに目を向けて経済が広まる方向に、そしてもう既に本当のことという、アスパラとか花の売上高を追い越しちゃっているんですよ、これ。1億2,000万近くあると思うんですけども、出荷者も今言ったみたいにどんどん増えていると。これは非常にいいことかなと思いますんで、町のほうもできるだけそれに応えるような形、ぜひ仕組みを作って、ほかの道の駅のほうにもこの仕組みを少しでも採用するようにお願いして一般質問を終わりたいと思います。

○芳賀沼順一議長 以上で、12番、湯田秀春君の一般質問を終わります。

◇ 山内 政 議員

○芳賀沼順一議長 次に、10番、山内政君の登壇を許します。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 只今から一般質問を行います。2点について質問をいたします。

まず1点目、国道352号穴原恥風間の改良についてであります。

このことについては、昨年の郡議員大会及び国道352号改良工事促進期成同盟会で要望活動がなされておりますが、次のことについて伺います。

1つ目、期成同盟会の席上でも提案をいたしました橋梁での改良について、具体的に協議が進められる考えがあるか伺います。

2つ目、過去に橋梁での検討がなされたことはなかったか。

3つ目、今年の冬も小さな雪崩が見られました。現状の改良では危険が回避されることはなかなか困難と思われます。現況に対してはどのような認識でいるのか伺います。

2点目、福島県指定史跡久川城跡の試掘調査の報告書作成についてであります。このことについては平成21年7月に簡単な報告がなされておりますが、次のことについて伺います。

1つ目、現地指導された岡田茂弘氏も貴重な史跡であると言われておりましたが、この詳細な報告書を作成することで、国指定に向けて再度スタートが切れると思われるが、報告書作成をどう考えるか伺います。

2つ目、調査技術協力員の調査担当者は詳細な報告書の提供を希望していると伺っているが、教育委員会として把握をしているか伺います。

3つ目、嶋山城跡、久川城跡の国指定を検討した福島県指定史跡保存対策検討委員会の今後の方向性について伺います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 10番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、国道352号穴原恥風間の改良に関する1点目ではありますが、橋梁での改良について具体的に協議が進められる考えがあるかとのおただしであります。現在、国道352号改良工事促進期成同盟会におけるたのせ恥風区間の改良整備として、道幅が狭く急カーブ区間の解消を国及び福島県にお願いしているところであります。整備手法につきましては道路の現況、落石、雪崩等の災害の発生状況などさまざまな要因を検討して決定されますので、国道352号改良の進捗状況を見ながら、現道対策、バイパス対策を含めた総合的な検討をしていただくよう福島県に要望してまいりたいと、そのように考えております。

これまでも、いろいろ状況のところ、要望の際に、県にも今の現状を説明しながら要望活動

はしているところがございますので、ある程度のことは県のほうも状況は認識しているのかなと。南会津建設事務所もありますし、ですから私としてはそういう認識でいられるのかなと思います。

次に2点目でございますが、過去に橋梁での検討がなされたことはなかったかとのおたがしですが、南会津建設事務所を確認したところ、たのせ恥風区間としての長期的な事業構想の段階であり具体的な検討はなされていないと、ある程度認識はしているけれども具体的な検討はなされていないというのが今の現状であるということでございます。

次に3点目でございますが、現況に対してどのような認識をしているのかとのおたがしですが、平成17年と平成26年2月の大雪の際には大きな雪崩が発生し、車両が巻き込まれ、また道路幅員が狭く急カーブが多くて見通しが悪いため交通事故も起きていることから危険区間であると、そのように認識しております。また地区からも早期の改良の要望が強くなってきているところでもあります。また新潟・福島豪雨災害でも土石流が出まして、バスが立ち往生したというようなこともございますので、そういう区間であるということは認識しているところでございます。

また、昨年末からの雪崩の状況につきましては、道路管理者の山口土木事務所に確認いたしました。防護ネット等についた雪が道路際に落下したことはありましたが、道路を塞ぐような大きな雪崩はなかったとのことであります。今シーズンにおいても雪庇の崩落の危険箇所については、重機による撤去作業を実施するなど交通安全対策に万全を期しているというようなことでございます。現在、雪崩防護柵設置工事を発注しているということでもあるそうです。

どのように改良したらいいのかということ、やはり私たち、この地域地元としてしっかり具体的に言っていく必要があるのかなと、そのようにも思います。この改良に関しては橋梁であったり、あるいは自分のイメージと違いますか、そういう中にあるのは、これ景観も伴ったりするから、いいか悪いかわかりませんが、ある意味、河川改修とかね、あそこの一部の幅だけの幅員だけでは雪崩とかそういうことは解消できないんじゃないかなと。ですからあるいは路線、橋梁をつけるなり、あるいは河川改修なり、そういうことで改良をするということを実体的に検討するというか、提案申し上げながらいろいろな意見聞きながら、そういうことをやっていく必要があるんじゃないかなと。ここは何も穴原恥風間ばかりじゃなくて、それぞれありますけれども、そういうことも含めた中で自分たちの意見を言っていく必要があるのかなと、そのように考えているところでございます。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきます。具体的事項につきましては担当

課長等より答弁させますので、よろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは、県指定史跡久川城跡の試掘調査の報告書作成についてお答えいたします。

初めに1点目、詳細な報告書作成についてのおただしではありますが、この試掘調査は平成27年5月から6月に地元青柳地区の稲荷神社新築工事のため実施したものであり、建物跡と見られる礎石が発見され、極めて貴重な遺構を確認することができました。この時点で調査員からは試掘調査の報告を受け、青柳区での報告会や現地説明会を開催したところであります。久川城跡については文献資料が極めて少なく、発掘調査の成果は久川城跡の歴史解明に欠かせないものでありますので、当時の調査を担当していただいた調査員とその資料等の保有状況について協議し、詳細な報告書の作成に向け検討してまいりたいと思います。

次に2点目、調査担当者は詳細な報告書の提供を希望しているが、教育委員会として把握しているのかのおただしではありますが、調査担当をされたご本人の意向や希望については把握しておりませんでした。

次に3点目、福島県指定史跡保存対策検討委員会の今後の方向性についてのおただしではありますが、嶋山城跡、久川城跡の国指定に向けた取り組みを促進するため、平成22年度、専門家等7名が構成する福島県指定史跡保存対策検討委員会を設置し協議したところであります。2つの城跡については一国の大名クラスの居城でないことや、中央の表舞台に出てくる有名な武将がかかわる城郭でないことから、嶋山城跡、久川城跡ともに単独の指定は困難であるとの意見が出されたところであります。したがって方向としては、南会津全体の山城や館跡を含んだ当地域の城郭群として捉え、歴史的背景やその特色、価値を明らかにし、その全体を把握する必要があります。

これらの実現のためには、発掘調査による歴史的解明が不可欠ではありますが、その範囲が広大であることや、膨大な費用が必要であり調査に着手できていないことから、福島県指定史跡保存対策検討委員会は平成25年3月31日をもって廃止したところでありますので、検討委員会そのものの動きはございません。今後調査の進展などがあり、必要な際には県と協議し、指導、助言を求めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させますのでよろしくお願いたします。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 只今の答弁で、現況に対して危険であるという認識については共有できたのかなというふうに思っております。それで答弁の中でほとんど今まで同盟会等、あるいは郡の議員大会等では余り言われていなかったことについても触れられているわけですが、郡の議員大会の昨年の経過報告の中にも、県としては福島の道づくりプランにきちっと位置づけているので整備の必要性は認識しているよと、そういうことが書かれております。県内の状況もあるので整備状況等も見て、あるいは道路の利用状況を見て、総合的に見極めながら事業化に向けて検討を進めてまいりますと。これを報告を見る限りでは改良について、私は方法はともかくとしても意思はあるというふうに考えているわけです。

それで、先ほど答弁の中にありましたけれども、問題はやはりその方法ではないのかなと。町長の提案の中では河川改修ということも踏み込んでいただいたわけですが、私もあの道路を頻繁に使う者としては、例えばスノーシェッドになんかされてしまっても困るなど、あるいは別な方法としては例えば恥風からトンネルを抜くというような方法もあるのかなと。そして今回提案をしております橋梁というのは多分バイパスになるわけですが、この辺を特化をして、ぜひまだ背表紙が決まっていないということでもありますので、ぜひ町長、バイパス化という意味を含めて橋梁というようなことで、ぜひ提案をしていただきたいというように思うんですが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

議員は橋梁と言われましたけれども、私としては総合的な判断というのが必要だと思いますし、余り一つに決めつけるというよりも、いろいろな方法の中でやっていくのがいいのかなと思います。また県のほうに要望をいろいろさせてもらっているんですが、やはり優先順位とよく言われます。今、復興で県の予算も1兆8,000億と言われますけれども、そのほとんどというか、かなり多くの部分はその復興のほうに回されると、一般のほうは減ってきているということでもありますので、県のほうも大変財政的な事情もあって、なかなか手が回らないのかなというのが今の現状でありますし、いずれにしましても私たちの地域もありますけれども、これは関係する皆さん、本当に檜枝岐さんであったりそういうことをまた一緒にやっていますから、この件に関してはそういうこともしっかり県のほうとももちろん協議し、そして檜枝岐さん、あるいは関係者の皆さんとしっかり協議した中で、どういう方法がいいのか、あるいはどれが一番というのかな、本当に経費が安く済むということも一つの大事な要素だと私は思いますし、安全ももちろんそうですけれども、そういうことも含めていろいろな方向から検討する必要が

あるだろうと。ですから余り決めつけてやるのではなくて、ただ自分たちの意見としてはいろいろ提案申し上げていったらどうかと、そのように考えています。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 決めつけないでということで、総合的な判断ということではありますが、その橋梁という提案を申し上げたところ、関連する檜枝岐の議会の議員の方にも賛同をいただいて、ぜひ南会津としてそういう提案を強力に推し進めてもらいたいということも言われたことをお伝えしておきたいというふうに思います。総合的な判断で一日でも早い改良に向けてご努力をいただきたい、我々も一緒になってやっていきたいというふうに考えております。

続いて2つ目でございますが、久川城の試掘調査の報告書の件ですが、最初答弁の中にありました佐藤さんの町内の報告というのは、多分この現地説明会の資料ではないのかなというふうに思います。この中では佐藤さんの報告、実際の報告書はこのくらいなやつで、ページ数が10ページ未満の報告書なわけです。これには写真等も極めて少ない報告書になっております。

それで、私は先ほど言われましたように25年3月31日で検討委員会はやめて、鳴山も久川も、なかなか国指定は無理だろうということで打ち切ったというふうに思っているんですが、この久川城跡の試掘調査、極めて先生が説明会の中でも話をされているように、今までなかったような重要遺構が出てきております。そういう意味で、この試掘調査の報告書を公にして皆様に評価をしていただくと、そういう意味で非常に重要なのかなというように思うわけです。そういう観点で教育長どうですか。終わりましたということではなくて、この次の展開をどうするかということで答弁をお願いします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

久川城跡も鳴山城跡も、議員ご存じのとおり、先ほどから申し上げられておりますように福島県の指定文化財であり南会津の貴重な文化遺産であります。この貴重な文化遺産を後世に伝えていくことが私たちの使命であると思いますので、やはり調査員の先生と連絡をとりながら、きちんとした調査報告書をもとに作成に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、その辺を含めて今後の取り組み方についても、町の教育委員会とか文化財保護審議委員会の中で議論を深めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 その調査報告書の作成については、今年度検討して来年度ぐらいには出すというような考え方でよろしいんですか、教育長。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

先生の調査報告書、資料の内容等が全然わからないものですから、その辺を見させていただいて、それから検討させていただきたいと思います。ページ数が何ページになるかもわからない段階で来年度作りますというような話にはなかなかならないと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 教育長は長い間、教育関係、特に社会教育関係につきましては本当に力量を遺憾なく発揮されてこられました。文化財につきましても非常に造詣が深く、今までリードされてきたわけですので、この県指定史跡2つも持っている南会津町でございますので、ぜひ力強くリードをされて、再度鳴山城と久川城、国指定に向けてその再スタートを切れるようなことで、ぜひご尽力をいただきたいと思いますが、どうですか、教育長。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

久川城跡、鳴山城跡については県指定文化財で、私が教育長になる前から国指定に向けて取り組んでこられたというのは周知でよく理解しておりますけれども、ただ文化庁とか県の先生方のご意見をお聞きすると、やはりスタート時点がなかなか難しいという話で最初出てきたものですから、その辺については私も国指定になればいいなというふうには感じてはおりますけれども、現段階ではまず基礎調査をきちんとやっていくのが大切かなと感じておりますので、その辺を含めて今後取り組んでいくような形でご理解を願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 山内政君。

○10番 山内 政議員 その基礎調査を始められるような体制づくりも含めて、今後推進をいただくように、なお要請をして質問を終わりたいと思います。

○芳賀沼順一議長 以上で、10番、山内政君の一般質問を終わります。

議長から申し上げます。少し早いんですが、ここで暫時休憩をいたしまして、皆さんには開会を45分にして46分からの黙祷に間に合わせたいと、こう思いますので、よろしくお願いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時47分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

なお、住民生活課長より発言したい旨申し入れがありましたので、これを許可します。

住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 先ほどの12番、湯田秀春議員の糖尿病予防に関する一般質問の中で、担当課長として答弁した中身にちょっと勘違いがありましたので訂正をさせていただきたいと思えます。

当初、人工透析患者12名の総医療費について年間6,400万で個人負担分1人1万円、年間12万円であることから、それを引いた額が国保会計から支出した医療費となるという旨の答弁を申し上げました。これは正しくは個人負担1カ月当たり1人当たり1万円、その年間で1人当たり12万円、町に12名の方がいらっしゃいますので、合計144万円を引いた分が国保会計からの負担分ということで訂正をさせていただきたいと思えます。大変失礼いたしました。



◇ 五十嵐 司 議員

○芳賀沼順一議長 15番、五十嵐司君の登壇を許します。

15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 15番、五十嵐司です。2時46分の時計が回り、黙祷後、改めて4年前の今ごろ、震災の様子を思い出しているところでございますが、通告により一般質問をいたします。私は次の3つについて質問いたします。

1つ目、最終処分場の建設についてであります。

2つ目、木質バイオマスエネルギーの利用促進について。

3つ目、旧南郷第二小学校跡地の活用方法についてであります。

まず1つ目の最終処分場の建設についてです。

田島下郷町衛生組合と西部環境衛生組合は、2年間の検討期間を経、平成24年4月に南会津地方環境衛生組合としてスタートを切りました。この2年間の検討の中で最終処分場の建設が重要視され説明を受けてきました。当時のスケジュールでは平成28年には供用開始、総事業費

20億4,700万円、また財源内訳、3町の分担金の内訳まで明示、説明しておるのに、いまだ最終処分場の建設が取りざたされていないのはなぜか、本年度より管理者に大宅町長が承認されましたので町長の所見を伺います。

2つ目、木質バイオマスエネルギーの利用促進についてであります。

90%以上を森林が占める我が地域にとって大きな可能性を有する木質バイオマスエネルギーの利活用は、森林林業の活性化、雇用の拡大、産業の進展につながると考えられる。伊南村森林組合のチップ生産施設の生産余裕のある中で、花木の宿、リゾートイン台鞍等への施設へ、さらさら289程度のチップボイラーを設置し需要を拡大すべきではないかと思っております。チップ生産施設の稼働率向上案を示していただきたい。

3つ目、旧南郷第二小学校跡地の活用方法についてであります。

我が町は教育旅行の受け入れに力を入れているが、西部地域の受け入れが弱く感じられる。また天候に左右されやすいカリキュラムが多い。特に県内の子供たちの週末避難の受け入れ先としても我が町の重要性は高いと思います。旧南郷第二小学校の体育館を利用し、ウッドプールなどの地場の部材を利用したアスレチック施設を設置し、雨天時等に利用できる施設があったらよいと思うが、跡地利用についての所見を伺います。

以上、壇上からの質問は終わります。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 15番、五十嵐司議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、平成24年4月に発足した南会津地方環境衛生組合の統合協議の中で示されていた最終処分場の建設についてのおただしであります。統合協議の中で提示された最終処分場の建設スケジュールや建設費用等につきましては、統合の時点で建設計画に着手すると仮定した場合における最短のスケジュール等をお示ししたものであり、現時点では具体的な建設計画の着手には至っていないのが今の現在であります。

ご承知のとおり、南会津地方環境衛生組合では自前の最終処分場を持たないために、焼却灰につきましては山形県米沢市及び群馬県草津町の民間最終処分場に搬入処分しているところがあります。最終処分場の建設に当たっては、衛生組合構成町である下郷町、只見町とも建設候補地や建設費用負担などについて十分な協議が必要であり、衛生組合事務局を中心として建設に向けた検討の話し合いをしていきたいと、そのように考えているところであります。

なお、町長所見と、こういうことがありましたものですから、最終処分場、私たち生活する中で皆さんそうですけれども、やはり自分たちがそういうごみであったり、いろいろ責任を負

うべきものは多々ありまして、この最終処分場、ごみの管理も私たちの責任であると思われ、まして地方公共団体はそれぞれの公共団体の中で責任を負うべきものと、そのように認識しております。

いろいろ具体的な話もあつたりいろいろしてきたところでありまして、また議員の皆さんにもその最終処分場といいますか処理の施設等、見学、視察等やってきたところがございますけれども、かなりその技術的なものは進歩しているのかなと思うところでもあります。これらも含めてやはり町民の皆さん、地域の皆さんにもご理解いただくことも大変重要になると思われ、それらも含めて今後のスケジュールといいますか進め方あるいはどのようにしたらいいのかということも含めて、もう一度しっかり議論が必要であると、私はそのように今認識しているところでもあります。

いずれにしましても、最終的には自分の責任は自分でそういう産廃であつたりなんだからということ自分の責任があるということ、その自覚を持った中での対応が必要になってくるのではないかなと、そのように考えているところでもあります。

次に、木質バイオマスエネルギーの利用促進に関するおただしであります、木質バイオマスエネルギーの利活用につきましては、現在までチップ生産施設の整備や、きらら289への木質バイオマスボイラーの導入、それから民間事業者による高杖地区での木質バイオマスボイラー実証事業に対する支援等を実施し、少しずつではあるものの循環型の森林整備が前進しているものと、そのように認識しているところでもあります。今後も引き続き温泉宿泊施設や福祉施設、教育施設などへの木質バイオマスボイラーの導入を進めてまいりたいと考えております。

今まで、伊南村森林組合でそのチップの生産しておりましたけれども、この3月に町内の3森林組合合併しまして南会津森林組合となりました。その森林組合の果たす役割というものは非常に大きなものでありますし、町としても私としても大変期待しているところでもあります。そんな中で、この森林の活用は私たちの町にとって大きなウエートを将来性の中で大きく影響あるものと考えておりますので、有効活用を含め、そして活性化するように、そして環境を守りながら雇用であつたり経済の活性化を進めてまいりたいと思われ、そのように進めてまいります。

また、チップの消費拡大、生産施設の稼働率向上については、森林資源のエネルギーとして有効活用や森林整備の推進、今ほど申し上げました雇用の確保等を図るためにも非常に重要な課題であります。事業化に当たりましては、一度に複数箇所へ導入することが困難であることから段階的にこの取り組みを進めて、そして森のエネルギー創出プロジェクトなどの林業施策

の推進とともに、需要の拡大と林業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

先ほど、チップボイラーの件に関しましては高杖の件、ちょっと今のところ停止しておりますけれども、町としてもこれらをしっかり対策を講じて、そして本当に逆な意味で高杖がそういう地域であって、そしていろいろな実証実験もされますから、そういうことも含めてこれからの町の将来を示唆してくれるもの、方向性を定めてくれるものと思いますし、そのようになるように町として支援してまいりたいと思います。

次に、旧南郷第二小学校跡地の活用方法に関するおたがしであります。旧南郷第二小学校の施設につきましては、南郷小学校の統合協議に際して、施設活用検討委員会を設置して町民各層からの委員による検討と協議が重ねられ、平成23年9月に利活用に関する意見が取りまとめられたところであります。

委員会から提出された意見の内容は、校舎については耐震性能からCランクと低いと、プールを含めて解体する、それから体育館及びグラウンドは地域住民向け施設として利活用するというものであります。これらのことから校舎につきましては建物の安全性を考慮しますと利活用は非常に厳しいものがあるのかなと、そのように考えているところであります。また体育館につきましては、現状では地域住民の健診会場等の利用にとどまっておりますが、今後、屋内競技場としての利活用を含めて関係団体と協議しながら検討してまいりたいと、そのように考えております。

いずれにしても、学校であったり、先ほども統合の話がありましたが空き校舎が出たりということがあろうかと思っております。そしてまた町の公共施設、これの利活用だったり、あるいは活用の仕方の検討、これもこれから私たちのこの町にとっては大変重要な課題であると思っております。そういう中で有効活用できるようなその方向性を探ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 最終処分場の建設が取りざたされなかった理由というのは、3町で協議している中で負担額が結構大きくなってきて、話がとられたというふうを受けたんですけれども、それはそれでいいと思いますが、私たち衛生議員の中で説明されたことは建設に向かってもう走っているという感じを受けておりましたから、その合併統合というのも最終処分場を建設するための統合なのかなと私はそんな感覚を持ったもんですから、それはそれで建設

に向けての話がなくなったということであれば、一言、衛生組合なり議会なりに報告していただければよかったかなと、私、今思っておるし、私の考えでは処分場が話になってこなかったのは、ちょうど今日この震災が起きたり、只見で新潟・福島の大豪雨で私どもの内川から上、小立岩に限っても大被害を受けたわけですが、そんなときに管理者が只見の町長だったりして、てんでこ舞いして、そんな処分場の話まではいかなかったのかなと私はそんなことで錯覚しておりましたが、町長おっしゃいましたように、結果としては費用の負担が大きいということで途切れたということで、それはそれでわかりました。

それで、町長しては、ちょっとお聞きしましたが、処分場の考え、建設についてはどんなお考えをお持ちですか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これは、正式にそれをどうするこうするって特別具体的に話し合ったわけではないですが、やはり管理者の中の認識としては必要だと。やはりそれぞれの組織といいますか地方自治体の中で、これはしっかり対応する必要があるだろうと。ところが今の現状ですと山形県だったり群馬県の草津町であったり、そういうところをお願いできるということで、今の現状はそれでしのいでいるところがございますけれども、ただ将来的にはやはりそういうことを具体的にやっていく必要があるだろうというこの認識は一致しております。

ただ、先ほど申し上げましたように私としては最終処分場、これは皆さん恐らく誰もが必要だよねと思うんですが、じゃそれを建設する場所になると、またいろいろ議論があろうかと思えます。ですからその辺も含めて、それを理解していただくにはやはりいろいろな情報だったり、あるいは今の現状といいますか、どういう施設になっているのか、どういう処理のされ方するのか、そういうのを含めて、そして地域の皆さんといいますか関係町村の皆さんにまずは理解していただくのも一番大事なことかなと思っております。

実際、我々が研修しても、町のど真ん中に最終処分場を設けているところもありますし、ですからそういうところも一つ一つ皆さんに理解してもらい、そして私たちが皆さんに判断してもらいというか、我々も説明責任はありますが、そういうことを時間をかける必要があると思っておりますが、そんなことでやっていくことが今のところは大事かなと思っております。いろいろな方法、また考えられると思っておりますので、それらも含めてあらゆる方向から検討する必要があるだろうと。ただ最終的には我々が責任を負わなければならないよと、そういう認識は持っています。

○芳賀沼順一議長 五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 実際、処分場建設となると建設地の設定とか住民説明会、または用地買収等にも相当な時間も要すると思いますので、私も本当は本来ならば衛生組合議員ですから衛生組合でやろうかと思ったけれども、最終処分場の問題について本議会でやったほうが住民に多く知れ渡って、みんなが関心度が増すんじゃないかなと思って本会議でやった次第でございますので、今後町長とも相談しながら管理者間でいろいろご検討いただいて、衛生組合のほうに出していただいて検討していきたいなど、こう思っておりますので、よろしく願いしておきます。

それでは、2番目のチップのバイオマスエネルギーの促進についてであります。伊南のチップ生産能力は機械が1日50から60立米ぐらいあるんですね。月刊1,700立方、年間2万1,000ぐらいの生産能力あるわけですが、24年度はチップ生産高が940立米だったんですけども、25、26年はわかりますか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今、手元に26年度の生産チップ高あるので、それで説明します。きらら289に納めるチップの量が341立米。あと今回できましたアストリアホテルで試験的に操業したときに納めた数量が345立米作っております。26年の数字は今のところそういう数字でございます。

○芳賀沼順一議長 五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 そうしますと、チップ生産したのが丸太換算にして700立米、チップ換算すると大体3倍ぐらいになるんですかね。1,900立米ぐらいになるわけですけども、そうですね、まだまだ余力分が随分あると思うんですよね。今年度、間伐材で森林組合が扱った間伐材の数量が大体4,200立米ぐらいということ聞いております。それでこの4,200立米に対してチップで使用した分が390ちょっとだから大体700立米、それであと建築材に回した分が大体2割ぐらいあるそうです。2割ですと大体800ですから1,500ぐらいはこの町内で利用されているわけですけども、残りの2,800ですか、この立米というのは若松のグリーン発電に消費するノーリンという会社があるんですけども、あそこに全部持っていかれたのではないかと推察しているわけですけども、そこに持っていく原木というのは立米4,000円ぐらいでしたっけか、4,500円だと思ってしまうんですけども、ちょっとお答え願います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今現在、26年度にノーリンのほうにおさめた材については2,338.5立米でありまして、金額

としまして1,010万円ほど収益が上がっているところでございます。

〔「立米幾らの単価、ちょっと教えて」と言う者あり〕

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今、ノーリンのほうに1立米5,000円で搬送運搬含めて納めている状況であります。

○芳賀沼順一議長 五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 それで、森林組合で間伐材を受け入れしているのは町で7,400円補助して、森林組合であとの2,600円ですか、補助して、合計1万円で扱っていますね。私ここにちょっと不具合だなと思うんですけども、1万円で買った結構扱ったのを5,000円で他のところへ持っていくことはないんじゃないかなと私は思っているんです。自分のところでつぶしてチップ化して、自分のところでこれを消費するんなら、これは私はいいと思うんですけども、その5,000円はもったいなくて、やはりここは改善すべきじゃないかなと思いますが、どう思いますか。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

せっかく地元の間伐材から集めた材を地元で有効活用するのが一番理想と思いますが、チップの消費する箇所がまだきらら289と、今言ったように会津高原のアストリアホテルになっていますので、そういう施設関係が増えれば十分に利用できると思いますが、今のところ2カ所しかありませんので、その分を含めてノーリンのほうに納めているということになりますが、理想はやはり地元でそういうような公共施設または老人ホーム等に話し合いの中で、これも相談しながら国の支援等があれば、それも含めて設置できれば大変理想的なことになろうかなと思っているところでございます。

以上であります。

○芳賀沼順一議長 五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 これ、今課長からお答えいただいたように、やはりチップ生産機をフルに回すには、需要先であるリゾートイン台鞍とか花木の宿とか、あるいは福利施設等でやはりチップのボイラーを設置して消費するしかやはりないんですよ、実際。個人の住宅とか個人企業でチップボイラーということもちょっと考えられませんか、これをやはり加速化していくためには、どうしてもやはり公共施設で第三セクターとか温泉施設とかに利用していくしかないと思いますので、町長のこの施政方針の中にも、私ちょっと見て感じておるんですけども、「きらら289に導入した木質バイオマスボイラーは、導入前と比較し化石燃料の削

減等に一定の効果が確認できたので、木材資源の活用とあわせ、他の施設への拡大を検討してまいります」と方針述べております。もう、あのきらら289の実証実験は本当によくできると思いますからね、これも思い切ってチップボイラーを花木の宿とか、さっき申しました施設に導入していただきたいなと思いますよ。じゃ町長。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

灯油価格、一時の高騰からまたちょっと落ちついている状況でありますけれども、環境も含めた中で、やはり先ほども再生可能エネルギーのお話もありました。私、本当に木材の活用というものは本当にリサイクルとしては最高のものだと思っています。本当に日本であれば自然に木は生えてくるし、切ってもまた出てくるしね、ですからそういう中でCO₂の排出に関してもそうですけれども、そういう意味では私たちのこの地域の特性を一番生かしたものができると、自分も自前で生産できると、そういうことも含めた中でしっかり検討してまいりたいと思います。

ただ、場所によって導入できたりできない場所があるかと思いますが、できる場所によっては積極的にやっていく必要あるだろうと私は思います。

それから、その木材の単価でありますけれども、町がちょっと価格差は今度ちょっとつけましたけれども、やはり町が支援金7,600円ぐらい支援しながら5,000円で売るということ、この逆ざやみたいな、これはやはり本当に、これ今の木材の価格だとやむを得ない部分もあるのかもしれないけれども、これがストレートに何の補助金もなく売れるような木材価格になればいいなと思っているんですが、今の状況はそういうことでそれを続けるしかないのかと思います。そういうことも含めて木材の利活用、これは用材になるものは用材として使う、それからチップというか燃料となるものは燃料として有効活用するということでありますので、そういうことも含めて町としてのまちづくりの中で、そしてまた地域の活性化ということで、町として積極的にこれをやっていきたいと思っています。

今のところ、ちょっと高杖のことでつまづいておりますけれども、いずれこれも解決できると思いますので、そういうことも含めて高杖が順調に消費始まれば、かなりの量が必要だと思うんで、今の生産だけでは間に合うのかな、規模だけで間に合うのかなというようなそんな感じも持っています。そういうことで総体的にやはりもっと落ちついて計画する必要も出てくるのかなとも思っています。そういうことを含めて町として対応できるものは対応していきたい。そして関係者の皆さんとしっかり話し合っ、どのようにお互い連携できるのかということ

進めていきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 高杖で、まず1つ実験して行われておりますが、今休んでいるわけですけども、あそこで使う量というのは大体きらら289の5倍なんですよね。5倍ということは、きららに関しては300いくらかですから、400としても四、五の2,000立米ぐらいですからね。だから、まだ1,000立米ぐらいの余裕は私は感じられるんですよ。だからちょうど2カ所にきらら289程度のボイラーをつけてちょうどいいんじゃないかなと私は思っております。

そして、これは4番議員からも質問ありましたように、地方創生総合戦略でいろいろないい風が吹いていますから、思い切って取り組んでいただきたいなと思います。来年度ですか、27年度で枠に入れていただいて28年度では事業化できるように、そんな感じで進めていただきたいと思いますが、どうですか。

○芳賀沼順一議長 どなたですか。

環境水道課長。

○長沼 豊環境水道課長 答えいたします。

生産体制の話が1つと、当然、消費場所の話、これはやはり両方一緒に並行して進めるべき事業だと思っております。今ほどお話が出ましたように、生産能力、供給力、それは今の施設で私も十分だと思っております。

ただ細かい点ですね、いろいろやっていきますと、先ほども6番議員の質問にお答えしましたが、高杖でも11月から12月まで1カ月間、これは燃焼をしておりました。その中で見えてきた問題点、当然ございます。1つには運搬体制、今、伊南森林組合では4トンの専用運搬車両を持っていますけれども、それ1台では間に合わないというものが出てきまして、実はこの秋口も別に運搬専用の会社と委託をしてという形で高杖に納品したということもございまして、一面では運搬手法の改善、増強と。あわせて先ほども言いましたけれどもチップのストックヤードですね、あそこはチップを生産しても二、三百立方しかチップの容量で置いておけません。そうするとやはり供給量に合わせてくると条件の悪いときでもチップ化しないといけないと、こういったものもありますので、当然そういったチップサイロの容量の拡大と、そういった面も当然出てくるかと思っております。

また、消費場所につきましては今チップボイラーも非常に多様化しております、きららは200キロワット、高杖は1,000キロワットですけども、100キロワット程度のもものもございまして。そういうものを見ていきますと、平成20年に木質バイオマスのF S調査、実現化調査とい

うことで実施した経緯ありますけれども、そのときには町内の各温浴施設あるいは三セクで管理するスキー場の施設、そういったものを中心に行いましたが、その後も現状で確認していますと、管理主体が町ではありませんけれども例えば特別養護老人ホームと、ああいったところも1年を通じて一定のやはり熱エネルギーの需要量があると。こういったものにつきまして、やはり今後段階的に生産拠点及び消費基地、これを総体で確認しながら、やはり整備をしていきたいなど、そのように考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 木材の間伐4,200立米、26年度に南会津の森林組合関係で出したということですが、木材の数量ってちょっとおわかりにならないと思いますが、私がちょっと商売やっているもんですから、ちょっとご紹介したいと思いますが、大体木材の200平米の家、大体60坪の家を建てるのに大体100立方の材料が要しております。それから車の大型のトラックには大体20立米ぐらいつかるんですよね。だから4,000立米といたら400台の間伐材の出荷があったということですね。そんな感じであります。

今、国でも県でもいろいろな有利な補助金の制度も出しているようでございますので、ぜひそれらも活用して地方創生総合戦略等も絡めて、ぜひ今後の事業化に向けて取り組んでいただくことを要請いたしまして、2番目の質問は終わることにします。

続いて、3番目の第二小学校跡地利用でございますが、私、本当、ほんの一部の声をここに提案したわけでございますが、実際、福島方面、中通り方面から県内の子供たちが週末避難にやってきて、せっかくクラブとかにやってきても天気が悪かったりなんかして活動できない場面にも出合わせているようでございますので、そんなときに屋内で活動できるウッドプールとか、地場産の木材を利用したアスレチック施設があったらいいんじゃないかなという声もあったもんですから、ここで上げました。

でも、このほかにも先ほど町長が申しあげましたように、統合時の検討委員会の中での要望もあると思いますし、小学生のソフトボールで冬期間キャッチボール等の練習をさせてもらいたいなどという声も上がっているようでございますので、これから先、南郷第二小学校の所在地であります下山の地域の方々と、そして区域の方々の意見等をよく取り上げていただいて、有効な利用に町としても指導していきながら持っていきしていきたいと思いますが、町長、答弁をお願いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今回は南郷第二小学校の利用ということでございますけれども、やはり統合して今余り有効利用活用されていないようなところもございます。そうした中でいろいろ検討委員会等で答申も受けているところがございますけれども、町としてもそれを踏まえた中で、またしっかり検討して有効活用は考えていく必要はあると思います。

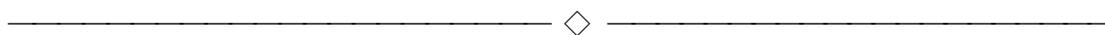
提案も一部いただいているところもありますし、いずれそうした中で具体的な話になれば、また皆さん方といろいろご相談させていただくこととなりますが、いずれにしてもやはりこれからその維持管理等含めて町は大きな課題となってくることでございますし、有効活用するのが一番いいと私は思っていますので、そういうことも含めて有効活用であったり、その管理をどうするかということ、基本的なものも含めてしっかり今後検討してまいりたいと思いますので、皆さん方にもいろいろなアイデア出してもらい、そしてそれが実現するような方向性の中で検討できればいいなど、そのように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 それで今、旧南郷第二小学校、昨年が南会津中学校の耐震工事の仮校舎として使って、今年は南郷小学校の大規模改修工事期間中、南郷第二小学校に来て勉強しておりました。本当に下山の人たちも喜んで、地域が明るくなったような感じ、私も受けました。本当に学校の大事さというのをつくづく感じられたところです。

今後、いろいろとこの案が出てくると思いますが、町で地域の声をまとめて最良の情報を発信していただきながら、最良の利用の姿ができるよう努力していただくことを要請して、私の一般質問を終わらせていただきます。

○芳賀沼順一議長 以上で、五十嵐司君の一般質問を終わります。



◇ 大 竹 幸 一 議 員

○芳賀沼順一議長 次に、16番、大竹幸一君の登壇を許します。

16番、大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 本日最後の一般質問を行います。

最初の質問は、自衛隊への印刷による個人情報提供は中止を、という質問であります。

昨年12月の議会の一般質問におきまして、自衛官の募集に関連し、町が自衛隊に高校生の個

人情報を印刷して提供していることがわかりました。その質問の再質問におきまして、印刷の法的根拠は町の個人情報保護条例との答弁であったため次の質問を行うものであります。

1つは、個人情報保護条例の第18条におきまして、開示の実施は閲覧または写しの交付により行うと書いてありますけれども、情報が住民基本台帳である場合には住民基本台帳法の制約を受けまして、住民基本台帳法第11条で閲覧しか認められておりません。そこで現在、自衛隊に提供している情報は住民基本台帳のコピーなのかどうかを確認いたします。もしそうならば、町の対応は住民基本台帳の開示と、それ以外の個人情報の開示を混同した間違った対応と思いますが、いかがでしょうか。

2つ目は、合併以前より行われているという印刷による個人情報の提供は、年齢、性別などどういう基準で何人の情報を提供したのか、いつころ要望があっていつころ提供したのか、直近の状況を伺いたいと思います。

3つ目は、会津地区では閲覧が5自治体で、ほかは印刷という答弁もあったと記憶しておりますが、5自治体とはどこであるのか、また印刷は合併前からというが、いつから行われているのか伺いたいと思います。いずれにしても、今年からと書きましたが、もし今年が終わっているんだらば来年度からは印刷による情報提供をやめるべきと再提案しますが、いかがでしょうか。

2つ目の質問は、高校存続のために協議会設立を、という質問であります。

先日、2月の25日でありますが、高校のⅡ期選抜の倍率につきまして、田島高校が定員70人に対し6人の応募で、倍率は県下最低の0.09倍と新聞に載りまして心配する声が寄せられました。これは民友新聞にそのように記載されまして、民報新聞には県下最低とは書いてありませんでしたがそういう状況でした。よく調べてみますと総定員は120人でありまして、推薦によるⅠ期選抜で13人、田島、檜沢、荒海中学校の中高連携選抜で37人、合計50人の内定者が既におりまして、全体では定員120人に対し内定者50人と今回の6人で合計56人、46%という状況でありまして、報道は全体ではなくⅡ期選抜のみの内容ということがわかったわけでありまして。

そこで、最近の定員と入学者を高校にそれぞれ電話で聞いてみますと次のような状況でありました。田島高校は平成26年、25年とも定員が120人でありまして、入学者が26年は103人、86%であります。25年は91人の入学者で76%という状況。南会津高校は26年、25年とも定員が70人で26年は37人の入学者、52%、それから25年は52人の入学者で74%という状況でありました。

また、福島県の方針では1学年2学級規模の本校、これは南会津高校が当てはまるとは思います。このような場合は入学者が定員の半分以下が3年間続いた場合、その翌年から分校にするという方針があるようです。また分校になってからさらに3年間、定員の半分以下というのが3年間続けば募集を停止するという方針もあるようであります。

そこで、定員を割っている2つの高校がある本町にとりましては、町や高校、県さらにはPTAや同窓会、議会あるいはその他いろいろな必要な人たちを含めて意見を聞く仮称高校存続対策協議会というものを設立すべきと提案しますが、いかがでしょうか。

3つ目の質問は、文化・スポーツ団体の一覧表を作ってはどうかという質問であります。

町には、今多くの文化団体やスポーツ団体がありますけれども、どこでも若い人の加入が少ないと、また年配者の加入も少ないということで困っております。そうした中で各団体でも募集の努力をしておりますけれども、既に若い人との接点がなかったり活動内容を知らせる印刷物がないなど、なかなか思うようにいかないという声が大変多い状況と聞いております。

そこで、町として各種団体の一覧表を作りまして、会長や会費とか練習日とか連絡先とか、その他必要な事項ですね、そうしたものを記載して広く町民に周知して、若い人を初め多くの方々が加入しやすくして余暇を生かして有意義に、かつ健康に過ごせる環境をつくることを提案しますが、いかがでしょうか。

4つ目の質問は、金山町のようにラジオ難視聴改善をと書きましたが、これはラジオですので難聴改善でいいかなと思っておりますので、そのようにご訂正お願いします。

昨年3月議会の一般質問におきましてラジオの難聴改善を求めましたが、今年1月に総務省が金山町へ補助金交付を決定したという新聞報道がありました。そこで金山町へ電話で聞きますと、ラジオ福島のアム波をFM波に切り替える方式で、今年度は9,600万円の工事費に対しまして3分の2の6,400万円の補助がありまして、27年度に工事が始まり、27年度中に沼沢沼のある地区ですね、その難聴が解消される予定だということでもあります。また町全体をカバーするには3つの中継局が必要なため、今後補助を求めて、それが採択され、しかも町にお金があれば今後進めていくというようなそういう慎重な返事をいただきました。最近は大変災害が多く、停電の際にも乾電池で聞けるラジオ放送は非常に大事ですので、本町でも取り組みを再提案しますが、どう対応するか伺うものであります。

以上でこの場からの質問を終わりにして再質問席から再質問します。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 16番、大竹幸一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、自衛隊への印刷による個人情報提供は中止を、に関する1点目であります。

現在提供している情報については、住民基本台帳のコピーなのかとのおたがしであります、町で提供している情報については、自衛隊より提供が求められている適齢者に該当する方を抽出したデータであり、住民基本台帳のコピーではありません。

また、住民基本台帳の開示とそれ以外の個人情報の開示を混同した間違った対応ではないかとのおたがしであります、町の個人情報保護条例では、法令等の規定に基づく提供を容認しているため、情報の提供ができるものと判断し対応してまいりました。

次に2点目、自衛隊へ提供している情報の基準と人数についてのおたがしであります、直近で提供した情報は、自衛隊から依頼を受けた適齢者であります平成9年4月2日から平成10年4月1日生まれの男女に関する氏名、性別、生年月日、住所の4項目で、その人数は男性79名、女性89名、合計168名でありました。

次に3点目であります、会津地区で自衛隊へ情報提供を閲覧で対応している自治体はどこかとのおたがしであります、閲覧で対応しているのは会津若松市、喜多方市、会津坂下町、湯川村、柳津町の5自治体であります。

また、印刷による情報提供の時期についてのおたがしにつきましては、南会津町になってからこれまで紙媒体での提供をしており、それを保管されている書類で確認できる分としては平成21年度からでありました。

次に4点目であります、印刷での情報提供はやめるべきではないかとのおたがしありますが、会津管内の市町村の取り扱いを調査するなど町として今後の対応につきまして検討してまいりました結果、今後は閲覧に変更したいと。あわせて閲覧状況の公開をすることといたしましたのでご理解をお願いしたいと思います。

それから、次にラジオの難聴改善についてであります、金山町のようにラジオの難聴改善に取り組むべきとのおたがしありますが、ラジオ放送は平成23年の東日本大震災以降、その有効性が注目されまして、平常時における地域情報や災害時における緊急情報の収集等、その重要性について十分認識しているところであります。AMラジオ放送については総務省放送ネットワークの強靱化に関する検討会において、津波、洪水といった災害に対する脆弱性が指摘され、FM波の利用を難聴対策や災害対策にも利用することが適当であると、そのように提言されていることや、本町の地理的、地形的な要因による難聴を考慮すると、金山町同様、AMをFM波に切り替えて放送することも有効性があるのかなど、そのように考えております。

これまでも、NHKであったり、難聴地域がこういうことであるので災害を経験した町とし

て、ぜひ何とかその解消を協力してほしいということも要望してまいりました。AMだったりすると、やはりなかなか費用が大変だと、1 基建てるのに大変だというようなこともありまして、ちょっとその点を悩んでおったところでございますけれども、いろいろな方法の中で、やはりこの難聴対策はしていきたいなど、そのように基本的には考えているところであります。

そういうことで、これらを踏まえて本町においてもAM波をFM波に切り替えて放送する方法での難聴対策をやってきたところでございます。町内全体をカバーするには複数の中継局が必要となり、また保守、回線使用料等の維持費も発生することとなるわけでありまして、基本的な考え方といたしまして、これまでの取り組みを継続して、そして放送事業者の負担による整備を進めていければいいのかなど、そのように考えております。引き続き国・県、ラジオ放送事業者への要望、協議を進めながら、難聴解消に向けて取り組んでまいりたいと思います。

また一方で、災害のときの対応といえますか、情報提供であったりそういうことはいろいろな方法も考えられます。ただいろいろホームページだったり、あるいは防災無線等もありますが一長一短、電話も一長一短あるわけでありまして、いろいろなものを利用することによって補完できるようなそういう対策も検討していく必要があるのかなど、そのように考えています。

そういうことで、現在インターフォン、スマートフォンを介したラジオ放送も充実しつつありますので、これらを利用した難聴地域解消に向けた検討もあわせて進めてまいりたいと、そのように考えております。ご理解をお願いしたいと思います。

以上、私に求められました答弁とさせていただきます。具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは、初めに高校存続のための協議会設立についてお答えいたします。

定員を割っている2つの高校のある本町にとっては、町、高校、県、PTA、同窓会、議会などから意見を聞く高校存続対策協議会を設立すべきとおたただしですが、現在生徒確保のため、県立高校支援事業により、後援会に対する補助金交付やスクールタクシーの運行等の支援を行っています。

平成27年3月3日現在、町立中学校を卒業する150名のうち内定者を含めた進学希望者数は、田島高校が39名、南会津高校が37名で、田島高校につきましては前年度に比べ大幅に減少しております。今後も児童生徒の減少により入学者数の減少がさらに進むと予想されます。また本町に設置されている2つの高校の分校化も危惧されることから、議員おただしの協議会の重

要性を感じ取っているところであります。今後も本町のみならず近隣の町村と協力しながら入学者の動向を注視しつつ、さまざまな方面から検討してまいりますのでご理解をお願いします。

次に、文化・スポーツ団体の一覧表を作り、会長、会費、練習日、連絡先などを広く周知してはとのおたただしですが、現在、文化協会に登録されている文化団体数は54団体となっております。またスポーツ団体につきましては体育協会に29団体が加盟しております。文化協会加盟団体につきましては、平成19年から24年にかけて広報みなみあいづにシリーズ紹介したこともありました。文化・スポーツ団体の周知につきましては、各団体の承諾を得た上で、希望する団体については来年度の広報みなみあいづや西部地域で毎月発行しております生涯学習カレンダー等にPRを含め掲載していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上お答え申し上げましたが、具体的な事項については担当課長等より答弁させますのでよろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 何点か再質問いたしますが、まず1点目の個人情報の提供の問題ですが、最終的な答弁としまして、来年度からは閲覧に変更したいというようなことで大変よかったなと思っておりますが、その前段のわかんないところがちょっとあったものですかもう一回伺いたいのは、自衛隊に提供している情報が住民基本台帳のコピーではないというたしか話あったと思いますが、それが何なのかというところ、もう一回ちょっと聞き漏らしあったものですか再質問いたします。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 私のほうから答弁させていただきます。

住民基本台帳には、個人の方の名前、住所、生年月日、または世帯主の方のお名前とか続き柄とか、もろもろ総じたものを住民基本台帳と称しております。その中から今回自衛隊のほうから求められているのは、対象年齢の生徒の氏名、性別、それから年齢と住所、この4つの要件だけでございますので、その部分をそっくりコピーするのではなくて、データベースからその部分を引き抜いてプリントアウトをして、自衛隊のほうに紙ベースで提供したということでございます。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そういうふうには言いますが、もともとは住民基本台帳なんでしょう。何かちょっとすり替えみたいな感じするんですけれども、結局はもともとは住民基本台帳じゃないかと私は思うんですが、その点どうですか。少し変えたからって、ちょっとお

かしいですよ。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 今ほどご質問いただきましたが、これについては会津管内でも相当議論になりまして、担当者レベルの会議の中で問題提起をしながら内容の調査を行いました。できれば会津管内で統一した取り扱いができないだろうかというようなことで話し合いを進めてきたわけですが、出すデータについては、やはりどこも住民基本台帳をベースにしたものから、先ほど言った4要件を抜き出しをして紙ベースで提供しているところは紙ベースで提供していたと。一方、閲覧で対応している5つの自治体、こちらについては個人情報保護条例を優先させるのか、それから住民基本台帳法の閲覧を優先させるのかという議論がありまして、5つの自治体については閲覧という形で対応してきたわけでございます。

それで、本町として今後どうするのかというのを考えた場合に、一番大きな相違点は住民の方が知らないうちに情報提供されるのかどうなのか、または提供された後それが公表されるのかという視点でございますので、最終的には町の判断として、来年度から27年度からの提供については閲覧、それから閲覧した情報の開示ということで対応するという事にいたしました。

先ほど来、ご指摘のありましたコピーなのかどうなのかということについては、全体をプリントアウトしたものではない、そこから必要なデータを抜き出してやったものということですから、私どもとしてはイコールではないというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それでは、その件についてはわかりました。

なお、あと閲覧についても一回ちょっとしつこくなりますけれども確認しますと、閲覧する場合にこういうふうに言われる場合があるんですよ。例えば閲覧というのは、見てそれを紙に移すのは、自分で持っていった紙に書くのはいいらしいんですよ。ただコピー機を持ち込んでコピーをすとかね、あるいは写真を撮るとかはいいのかと聞かれる場合があるんですよ。それはだめですからね、あくまで見たものを手書きするだけですから、そこを確認します。

○芳賀沼順一議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 答弁申し上げます。

今ほどの取り扱いですが、例えば福島県のほうで世論調査やるとか、そういうことで住民基本台帳の閲覧という申請が上がってくる場合があります。そういう場合には閲覧の簿冊があります。それには全ての情報入っているやつです。それをこの場所で閲覧をして書き写しをしていってくださいと。どういう内容を書き写したのか後から開示してくださいということで、写

真を撮ったり、それからコピー機を持ち込んで対応するという取り扱いは当町ではしておりません。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 じゃ、そのように対応をお願いします。

それから、あと高校存続のための協議会設立につきましては、できるだけそういう方向での検討をしていきたいということでありましたので、ほぼ了解いたしました。この前ちょっと文教の委員会でも話しましたが、今、田島高校には後援会に対する助成ですね、180万かな、それからスクールタクシーとか、そうした助成をしている状況でありますけれども、実は私はこの質問をするに当たって田島高校と、それからあと南会津高校と、それから只見高校のホームページ見てみたんですよ。そうしたらホームページの上だけでの違いでちょっと驚いたのは、在校生についてまず田島高校は書いていなかったんですね、何人いるかというのは。それから南会津高校と只見高校は書いてあると、1年生何人とかね、合計何人。

それからあと進路状況なんです。進路状況は就職、進学ですね、それについては田島高校は平成23年までしか書いていないんですね。それから南会津高校と只見高校は25年まで書いてあります。

それからあと3つ目は、進学率はちょっと見てみると田島高校が専門学校も入れて進学率が51%ですね、一番新しいその平成23年度で進学率が51%。南会津高校が一番新しい25年度で82%ですね。只見高校が74%というようなことでありました。

あと、部活については、田島高校は25年まで詳しくレスリングとか弓道あたりで入賞、優勝とかね、そういうの個人名まで入れて詳しく書いてありましたが、ほかでは詳しく書いていないという状況で随分違いがあるなというのがわかったわけですね。

町では、そういう補助金とか、それからスクールタクシーの応援ですね、そういうのをやっているような関係で、いろいろ話し合う場があると思うんですが、教育長とか町長はこうした状況についてはもちろん把握していると思いますけれども、どんなふうに感じられるか、ちょっと伺います。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

県立高校との接触の機会は、田島高校については中高連携事業等で接触の機会はあるんですが、教育委員会と田島高校との連携の機会はほとんどない状況です。そして南会津高校につきましては南会津高校振興連絡協議会というのがありまして、もう20年近く旧南郷村時代

から継続しているんですけれども、年に1回、必ず学校の状況等の報告を求めたり、あと進路状況、あと活動状況等の報告を求めながら、南会津高校は生徒数が平成15年ごろから40人台、50人台に減ってきたもんですから、存続の危機が疑われる中で南郷村が中心になって、その当時は合併していなかったもんですから、南郷、伊南、館岩と南会津高校の連携会議というような形で学校の状況を逐一報告していただくような形とかシステムができていましたんで、そんな形で連携をとりながらやってきた状況にあります。

ただ、田島高校については、私も教育長になってまだ4年しかたっていないんで、その中高連携事業については承知しておりますけれども、学校の状況等は詳しく把握しておりませんで、答えることはなかなかできないんですけれども、やはり先ほどから話出ていますように、町や議会、あと高校、中学校、PTA、同窓会等と連携しながら、やはり魅力ある学校づくりとか特色ある学校づくり、きょう4番議員から質問出ていましたけれども、南会津高校も田島高校もいずれも普通科なんですよね、環境とか情報とかあるんですけれども、それはあくまでもコースであって、普通科という形の中の枠の中で動いている部分なんで、その辺についてやはり父兄の方々とか町の考えとか、学校の考え方をよく把握しながら、これからどうしたらいいのかというようなことを考えていく必要があるのかなと感じております。

そして、今回大幅に減った一番の要因というのは、下郷中は26年度は37名来ていたんです。ことし13名しか田島高校の進学希望がなかったんです。それと荒海中学校も10名減っています。そういう中でやはり子供たちが田島高校に行きたいというような形のシステムとか、魅力ある学校づくりをみんなで考えていかないと、これからはますます大変になってくるのかなとつくづく感じておりますので、皆さんのお知恵を拝借しながら学校の振興を図っていくのがベストであると思いますので、ご理解をお願いします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 議員から私の名前も上がりましたもんですから、私との今までの話し合いとか、そういう中での関係をちょっとお話しさせていただきたいと思いますが、田島高校にしても南会津高校にしても、町は町なりにこれまでいろいろお話し合いした中で、それぞれの支援をしているところであります。スクールバスを利用していたのもスクールタクシーにしたたり、またこれからの対応もいろいろ考えなきゃならないと思いますが、そういうことで田島高校に関してはやらせていただいたということでもあります。

そして、南会津高校の場合は寄宿舎の関係があって、もう満杯で入れないよ、田島からも通っていると、そしてその人たちが入っているんだと、また田島から行きたいんだけど、寄

宿舎が満杯で通えないし行けないからどうするという話になって、じゃ通える人は通ってもらいましょう、寄宿舎に泊まらなければならない人は寄宿舎を利用してもらいましょうというような話し合いの中でやってきたところでもあります。そういう中で毎年一、二回ずつ、後援会の中で南会津高校の場合は来られますし、町に。ですから、そういう中での南会津高校としての対策、いろいろ相談されますので、ですからその実情に合った中でできることをやってきているということでもあります。

ですから、両校ともそういう話があればそのようにさせていただきたいと思うそのスタンスは持っていますから、ですからその学校の考え方、そういうことも含めてしっかり方向性出してもらえれば、町から転ばぬ先の杖じゃありませんが、やはりしっかりその実情を見た中での対応、支援の仕方というものがあると思いますので、町としてはそういう話し合いの中でいろいろな支援を考えていければとも思っています。

今、今度また田島高校の場合はかなり今度入学する生徒数が変化ありそうなので、その辺も含めた中では、これから町としてもそれはしっかり考えなきゃなんない部分あるかと思いますが、そういう中でやはり先ほども申し上げましたが、同窓会であったりPTAであったり学校であったり、あるいはこの地域であったり、そういった人たちとの話し合いは必要になってくるのかなと、そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 今、町長と教育長の考えを伺いましたが、基本的にそういう方向だと私も思っております。私も考えてみますと高校終わってもう45年もたっているわけで、もう大分古い人間になっちゃっているわけですけども、やはり今の親の気持ちとか、もちろん子供の気持ちが一番ですけども、そうしたものをしっかり捉えて対策を練る必要があるのかなと思っているんですね。ですから昔あった農林科とかそういう復活という声も大分ありますけれども、確かにこの地には合っているんですけども、子供が果たしてそれを好むのかどうかという問題もありますから、やはりそういう意味で慎重に考える必要があると思っております。

それで、先ほど教育長から話あった南会津高校には振興連絡協議会があるという話ありましたが、これは事務局はどこでやっているんですか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

事務局につきましては、西部の分室のほうが事務局を担っております。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 それは年間予算といいますか、どのくらいになっていますか。あとその構成員は。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

年間の開催回数は1回だけなんです。それにつきましては大体7月の下旬に町長さんを会長にして、あと副会長が私と檜枝岐の教育長さん、あと校長先生、湧雲会長さん、そして同窓会長さん、そしてあと各中学校の校長先生、PTA会長さんが委員として入っていらっしゃる。そういう中で議論しながら会議を進めておりまして、そこの中にならず学校の報告をしていただくようになっています。

〔「予算」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 済みません、予算につきましてはその予算は一切持っておりません。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 そうすると、やはり田島地区でも今年、先ほどの質問で言いましたように、120人の定員のうち、きのう試験あって6人でしょう、Ⅱ期選抜受けた人がね。そうすると56人ですから、あとⅢ期選抜でどうなるかわかりませんが、もしかすると定員の過半数を割ったりするようなことがあるかもしれないという状況ですので、やはり今後存続を検討する会をつくってほしいなと思っております。

そこで、この前委員会でも聞いたんですが、今、田島と下郷地区から南会津高校には30人くらい行っているんですね。30人くらい、寄宿舎の人も含めてね。ですから30人というと、大体1学年10人とすると、合計でもいいですが、今南会津高校では全部で120人かな、在校生が今現在120何人だと思いましたがね、128人ですね。そうすると大体4分の1は田島、下郷から行っているということになりますね。そういう状況ですので、今後そういう対策協議会をつくる場合には下郷町にも働きかけてみてはどうかなと思っておりますが、その辺いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 お答えいたします。

議員おただしのように、南会津高校に田島地区、下郷町含めてなんですけれども、通っている子供さんの方は30、1年から3年生までおられます。そういう中で特に田島高校については下郷中から来られる生徒数が非常に多いということなんですけれども、今年は13人し

か来られないというような状況で、大きく減った要因が下郷中の生徒が来なかったんで、下郷地区の方にも入っていただかないと対策協議会にはなっていないんじゃないかと感じておりますんで、下郷町のほうにも呼びかけていきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 じゃ、その件はそういう方向でお願いしたいと思えます。

次、文化・スポーツ団体の関係で、先ほど教育長から文化団体は54で、スポーツ団体29とありましたが、これちょっと地区ごとにわかれば伺いたいんですが。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 答えをいたします。

文化団体数が54団体というふうに教育長が答弁いたしました。地区ごとに数字を言いますと、田島地区が22団体、館岩が6団体、伊南が8団体、南郷が18団体で合計で54団体ということでございます。

それから、体育協会の関係でございますが、これについては地区ごとに分けるというのが非常に難しい。例えば野球ですと、これは田島も館岩も全てで244人が入っているなんていうこととなりますので、これについては大変難しいんですけれども、おおむね町全体の統一化がなされている例えば野球とかバレーとか剣道とかそういうような形になっておりますので、これについてはちょっと分けることが不可能ということでご理解をいただきたいと思えます。全体では25種目になっております。

それと、あとその他にひのきの総合型スポーツクラブとか、そういう新たといいますか、南郷の体育協会とか、そういうものも体育団体ということで、体育協会に加盟しているという団体が全体で29団体ということでご理解をお願いしたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 これにつきましては、多くの方がいろいろな団体を知りやすくするためにそうした一覧表について今後お願いしたいと思っております。

それから、次はラジオの難聴問題なんですが、これについては町長のほうからは有効性があるとか前向きに検討していきたいという話はありませんけれども、この前の新聞の中では町の費用負担を考慮しながら補助申請を視野に入れているなんて、大分検討しているかのようなことが載っていて期待していたんですが、先ほどの答弁ではちょっとまだ詰めは詰まっていないなというふうに思ったんですけれども、その辺、もう少しどういう手順で考えていくのか伺います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えをいたします。

新聞報道でも記載がございましたけれども、この事業につきましては民放ラジオの難聴解消支援事業ということで、南会津町のように地形的に難聴なところについては金山町と同様3分の2ということでの補助対象になろうかと思いますが、少しその事業内容をこの間検討してまいりましたけれども、必ずしも全てのエリアがこの事業の対象になるというようなことではなくて、これまであります基地局の範囲の中でいわゆる聞こえにくい場所、そこを補完するような事業内容というふうに捉えておりました。その辺のことから南会津町内のラジオの受信状況については、NHK第一放送の状況をNHKさんで昨年実証されましたけれども、一体どこのエリアがどういう感じなのかというのをまず再度把握をする必要があるので、そこから検討していきたいというふうに現段階では考えているところでございます。

○芳賀沼順一議長 大竹幸一君。

○16番 大竹幸一議員 このラジオにつきましては、この前の質問の際にも言ったかもしれませんが、ここでずっと生まれ育った方についてはあきらめているという人が結構多いわけですね。しかし他に転勤とかそういうもので行ってこられた方とか、他からIターンですか、そうした人からすると非常にラジオが聞こえないということで改善を求める声が大変強いものですから、そういうことで状況がありますし、また実際にこうして金山のように改善を具体的に踏み出しているところもありますので、時間はかかっても進めてほしいというふうに求めまして、私の質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、16番、大竹幸一君の一般質問を終わります。

ここで議長より申し上げます。4番、室井嘉吉君より発言したい旨の申し入れがありましたので、これを許可します。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 今日の一般質問の質疑の中でIターンの議論の中で、あちこちの出身者というようなことで、ちょっと不適切な発言をしましたので、本町以外の出身者と、こういうことに置き替えて、ひとつご訂正をいただきたいと。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○芳賀沼順一議長 わかりました。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 これをもって本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明12日は午前10時から開議し、一般質問及び議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時12分

平成 27 年第 1 回南会津町議会定例会 第 3 日

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 27 年 3 月 12 日 (木曜日) 午前 10 時開議

日程第 1 一般質問

5 番 室 井 実 議員

2 番 星 光 久 議員

日程第 2 委員会提出議案第 1 号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

日程第 3 委員会提出議案第 2 号 南会津町議会委員会条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 2 号 南会津町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

日程第 5 議案第 3 号 南会津町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

日程第 6 議案第 4 号 南会津町教育支援委員会条例

日程第 7 議案第 5 号 南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例

日程第 8 議案第 6 号 南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例

日程第 9 議案第 7 号 南会津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例

日程第 10 議案第 8 号 南会津町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を
定める条例

日程第 11 議案第 9 号 南会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に
関する基準等を定める条例

日程第 12 議案第 10 号 南会津町行政手続条例の一部を改正する条例

日程第 13 議案第 11 号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例

日程第 14 議案第 12 号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条
例

- 日程第 1 5 議案第 1 3 号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号 南会津町立保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 南会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 南会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 南会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 南会津町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 南会津町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 南会津町南郷交流促進センター・物産館条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例
- 日程第 2 7 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
(地区集会所 2 5 か所)
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(南会津町大川公民館・南会津町界公民館)
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(南会津町老人デイサービスセンターみさわ荘)
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(南会津町館岩老人福祉センターことぶき荘・南会津町南郷老人福祉センターみさわ荘)

- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(南会津町伊南高齢者生活福祉センター尾白荘)
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
(南会津町伊南在宅介護支援センター)
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
(生活改善センター 4 か所)
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
(南会津町和泉田農村環境改善センター)
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 公の施設の指定管理者の指定について
(南会津町たのせ集会所・南会津町戸中集会所)
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 公の施設の指定管理者の指定について
(南会津町館岩穀物乾燥調製施設・南会津町館岩穀物集出荷貯蔵施設・南会津町館岩農業総合管理センター)
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 公の施設の指定管理者の指定について
(農村公園 1 4 か所)
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 公の施設の指定管理者の指定について
(南会津町久川ふれあい広場)
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 公の施設の指定管理者の指定について
(南会津町総合交流促進センターいわした・南会津町湯ノ花温泉交流センター)
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 公の施設の指定管理者の指定について
(南会津町木伏転作センター)
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 公の施設の指定管理者の指定について
(南会津町伊南ライスセンター・南会津町伊南育苗センター)
- 日程第 4 3 議案第 4 0 号 公の施設の指定管理者の指定について
(南会津町伊南林業総合センター)
- 日程第 4 4 議案第 4 1 号 公の施設の指定管理者の指定について
(南会津町館岩広域観光案内所)
- 日程第 4 5 議案第 4 2 号 公の施設の指定管理者の指定について
(南会津町ふるさと番屋ビューポイント・南会津町ふるさと中

小屋ビューポイント)

- 日程第46 議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について
(南会津町前沢曲家資料館等8か所)
- 日程第47 議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について
(南会津町会津高原ふれあい農園)
- 日程第48 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について
(南会津町ものづくり伝承館)
- 日程第49 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について
(南会津町川衣交流センター)
- 日程第50 議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について
(南会津町木材加工保管施設・南会津町チップ生産保管施設)
- 日程第51 議案第48号 損害賠償の額の決定並びに和解について
- 日程第52 議案第49号 平成26年度南会津町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第53 議案第50号 平成26年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第54 議案第51号 平成26年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第55 議案第52号 平成26年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第56 議案第53号 平成26年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第57 議案第54号 平成26年度南会津町水道事業会計補正予算(第3号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	大桃英樹	議員	2番	星光久	議員
3番	湯田良一	議員	4番	室井嘉吉	議員
5番	室井実	議員	6番	湯田哲	議員
7番	渡部優	議員	8番	楠正次	議員

9番	高野精一	議員	10番	山内政	議員
11番	渡部忠雄	議員	12番	湯田秀春	議員
13番	星登志一	議員	14番	阿久津梅夫	議員
15番	五十嵐司	議員	16番	大竹幸一	議員
17番	菅家幸弘	議員	18番	芳賀沼順一	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	芳賀美恵子	会計室長
角田厚	総合政策課長	湯田文則	総務課長
相原盛隆	商工観光課長	星不二夫	税務課長
渡部正義	住民生活課長	舟木由紀子	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	星正信	農業委員会 事務局長
馬場秀成	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
星善光	舘岩総合支所長	穴戸英樹	伊南総合支所長
馬場美光	南郷総合支所長		

事務局職員出席者

室井裕	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
-----	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎発言の申し出

○芳賀沼順一議長 ここで、農林課長より発言したい旨の申し入れがありましたので、これを許可します。

農林課長。

○大竹洋一農林課長 おはようございます。

昨日の、15番、五十嵐司議員の一般質問の再質問の中で、きらら289と会津高原アストリアホテルに納めたチップの数量はとの質問に対し、平成26年度のこれまでの実績で、きらら289、341立方メートル、会津高原アストリアホテル345立方メートルと答弁しましたが、本件は丸太材の数量でありまして、チップとして納めた数量はきらら289、852立方メートル、会津高原アストリアホテル862立方メートルでありますので、訂正させておわび申し上げます。

よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 了解願います。



◎一般質問

○芳賀沼順一議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 室 井 実 議員

○芳賀沼順一議長 5番、室井実君の登壇を許します。

5番、室井実君。

○5番 室井 実議員 おはようございます。

議席番号5番、室井実です。

初めに、1つ訂正をいたします。

私の質問項目の1の、国の提唱する「地方再生」への取り組みについて、これは私の書き間違いで、国の提唱する「地方創生」への取り組みについてと、「再生」を「創生」へ訂正いたします。

それでは、通告に従って質問いたします。

大きな課題の1。

今、我が南会津町も著しい人口減少が続いています。このまま人口の減少が続けば、町はいずれ破綻し、消滅が危惧されます。こうした状況に、町は、地方が再生する最後の機会と言われる国の提唱する地方創生、これに町はどう取り組むのか。

国は、アイデアを出してくださいと言っています。1期4年の総括として、私がこれまで提案してきたことを含め、6点ほど伺います。

まず1つ目。駅とは、町の顔と言われます。田島駅正面と北口開発の進捗状況と、今後どうされるのかを伺います。

2つ目。関連することとして、駅横に、まるで隠されたように置かれたSL。これを「なぜ、もっと目立つところにセットしないのか、そこが疑問だ」という町民の声も多く聞かれます。このまま雨風にさらしたままでは余りにももったいない。今後どうされるか、その考えを伺います。

3、これも関連します。

鉄道は、地域の動脈と言えます。とすれば、久川城など西部地域も含め、全南会津町の隅々まで観光客を運べるタクシーなど第二次交通は、地域の毛細血管と言えましょう。したがって、鉄道会社とタクシー二次交通はお互いに計画を出し合い、作戦を練れば、会津全域に活性化をもたらす、すばらしい企画、グッドアイデアが生まれるはずです。町は、そうした話し合いの

場を作るべきではないか伺います。

4つ目。田島自動車学校の前に、ホームだけでもよいから無人の駅を設置すれば、学校と地域に大いに貢献すると以前に提案しましたが、その後、アプローチはあったのか伺います。

5つ目。今度制定されました山の日に対し、単発のイベントでは終わらない町の企画を伺います。

6つ目。国の地方創生の予算獲得には、独自のアイデア、企画が必須とされています。委員会ではちょっと伺いましたが、もう一步突っ込んだ独自の町長の考えを伺います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

5番、室井実議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、国の提唱する地方創生の取り組みに関する1点目ではありますが、町の顔である会津田島駅正面と北口開発の進捗状況についてのおただしであります。会津田島駅周辺につきましては、交通、商業、サービスの拠点という位置づけのもと、会津田島駅周辺地区土地区画整理事業により環境整備を進めてまいりました。

会津田島駅の正面につきましては、建物等の移転補償を初め、ロータリー部分を含めた都市計画道路を整備したことにより、土地区画整理事業での面的な整備についてはひとまず完了と、そのように認識しております。北口につきましては、駅の南側と北側とをつなぐ連絡通路や都市計画道路の一部が未整備の状況となっているのが今の現在であります。

しかしながら、昨年6月の第2回議会定例会でも答弁させていただきましたとおり、町の活性化を図るためには、国道289号田島バイパスの全線開通と国道121号鎌倉崎交差点から田島バイパスまでの接続工事を早期に完成させることが最優先であると、そのように考えているところであります。

この289号田島バイパスも、農協前の交差点から南会津病院のほうに向かって、かなり今、工事も進めてきておるところでございますし、あと残りわずかになってきているのかなと、そういう状況でありますので、一日も早く全線が開通するように、町としても努力を進めていきたいというように考えています。

駅の北口開発につきましては、田島バイパスの完成整備が完了見込みといたしますか、完了した時点で、土地の利用状況等を勘案しながら、土地がどのように利用されるのか、その辺も勘案しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります。田島駅横のSLはなぜもっと目立つところにセットしないのかとのおたがしであります。蒸気機関車は傷みが激しいことから、平成25年度に修復工事を実施いたしました。そして保存に努めました。蒸気機関車施設室内看板を設置し、観光客の誘導対策を行ったところであります。

蒸気機関車の移設先として考えられるふれあい広場は、緊急時には観光客や地域住民の避難所としての機能を持っているほか、会津田島祇園祭や田島盆踊りなどのイベントの特設会場として多目的な活用で利用されております。地域振興において欠かすことのできない空間スペースになっております。

また、駅周辺の観光施設を利用される方の駐車場として開放しておりますが、常にこの場所は満車状態にありまして、駐車スペースが不足しているという現実もあります。このような状況を踏まえて、当面は現在の利用形態を維持したいと考えておりますが、地域発展のために活躍した蒸気機関車を後世に伝承するため、SL展示場を観光資源と捉えながら、観光客などへの情報発信に努めてまいりたい。できるだけSLの存在を皆さんに知ってもらえるような、そういう対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目であります。鉄道とタクシー等の二次交通の協力を促し、活性化を図る考えについてのおたがしであります。町を訪れた鉄道利用等の観光客の二次交通を確保するために、観光シーズンにあわせ、4月から11月までの期間に、会津田島駅から1日7本、それから会津高原尾瀬口駅から1日1本のシャトルタクシーを運行しております。首都圏に直結している野岩会津鉄道や二次交通の効率的な運行が地域活性化に大変重要であると認識しておりますので、関係事業者との連携を図りながら、より効果的な運行形態の構築を今後も継続して検討してまいりたいと、そのように考えています。

ことはデスティネーションキャンペーンの本番でもありますし、やはり、花、食、温泉ということもありますので、多くの観光客が来ていただいて、そしてこの南会津の各地に観光していただくというようなことを、町としても積極的に力を入れてまいりたいと考えております。

次に、4点目であります。田島自動車学校の前に駅ホームを設置する案にどのようにアプローチしたかとのおたがしであります。現在、田島ドライビングスクールは、首都圏からの生徒数が約8割を占めていると、そのような状況であります。生徒さんが教習所までの交通手段として利用しているのが野岩・会津鉄道となっています。そのため、田島ドライビングスクールでは、会津田島駅からシャトルバスを毎日9本運行し、生徒の送迎を行っていただくと、そのように聞いております。

確かに、あそこのドライビングスクールの生徒さんが各地から来られて、多くの方にあそこで学校に通っておられるという状況はよく聞いておりますし、町にも大変力添えをいただいているところであります。

この間、新たな駅の設置について、庁内においてさらに検討してまいりましたが、用地の取得やバリアフリー対策等の課題もございます。やはり、場所的に考えると、線路の脇がすぐ、余地がないとかいろいろございます。道路でもあるし、なかなか現場として厳しいのかなと、そういうようなことも考慮あるわけではありますが、町として総合的に判断し、利用者のニーズや効果を勘案いたしますと、現時点においても、平成23年第3回定例会で答弁させていただいたとおり、新駅設置は非常に厳しいものがあるのかなと、そのように判断しているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に5点目、山の日に対し、単発イベントに終わらない町の企画はどうかのおただしであります。本町には美しい草花や眺望が楽しめる山々がたくさんありますが、登山者に存在を知られていなかった山や登ったことがない山を知っていただき、山めぐりを楽しんでもらうため、南会津町山開きスタンプラリーを実施した結果、10カ所の山開きに参加した登山者は2,161名を数えるとともに、完全制覇登山者が1名いらっしゃいました。3カ所以上の山めぐりを行った登山者が103名となっています。リピーター獲得につながっておるところでございます。

今後、山の日制定を控え、本町のすばらしい山を紹介するため、田代山において婚活イベントを開催する計画であります。山開きスタンプラリーとあわせて継続的な誘客活動を展開するとともに、昔から存在する観光資源を磨き上げて、そして観光的価値を高めるための情報提供をしっかりと行いながら、交流人口の増大と知名度アップの向上に努めてまいりたいと、そのように考えております。ご理解をお願いしたいと思います。

次に、6点目であります。国の地方創生予算を獲得するための独自アイデアや町の企画に関するおただしであります。平成28年度以降の新型交付金は、来年度町が策定いたします地方版総合戦略に基づく事業や施策に対して交付されることとなります。

27年度の方は、今度の補正予算の中でいろいろ提案させていただきますけれども、きのうも質問がありましたから、あのおおりに、あのようなことを実施してまいりたいと考えているところでございますが、そのような中で、町が策定する地方版総合戦略は、国・県の総合戦略を勘案し、広く関係者の意見を反映して策定を進めていきたいと考えております。議員の皆様はもとより、町民の皆様のご意見をお聞きする場を設定しながら、今後、総合戦略の企画を練って

まいりたいと考えています。

なお、本年度の国の補正予算による地方創生先行型交付金に申請しました事業は、地方版総合戦略に盛り込むことが前提となっておりまして、特色あるまちづくり事業として、これまで進めてきた事業とあわせました。そして、定住対策プロジェクトチームで検討してまいりました定住窓口の一本化や情報発信の企画を事業化したものでありますので、効果や目標値を検証しながら戦略として盛り込んでいきたいと、そのように考えています。

また、地方版総合戦略は、予算の獲得を意識しながらも実現すべき成果に係る数値目標を設定しました。そして、実効性のある施策を盛り込んで策定したいと思います。予算獲得も大事でありますけれども、どういうことを実施するのか、それが大事でありますので、そこをしっかりと踏まえた中で、実効性のある施策を盛り込んでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 伺いました。

まず、1つ目の駅正面と北口の開発について。これですと、その整備はひとまず完了ということですが、私個人としては、また、町民の声も、駅前整備というのは完了されているとは思っていません。今後も、駅前も含めて、ああいうところはたゆまず進化し続けなければいけないと思っています。まちづくりの核として、整備完了は今後も考えていただきたいと思っています。見守ってまいります。

あと、北口については、289号バイパスと121号バイパスの完了時、その時点で検討するということですので、1は了解です。

2点目。SLについては、25年度にちゃんと手入れをしていただいて、ぴかぴかになっていきますのでうれしく思っていますが、駅横のあの場所では余りにももったいなくて、子供たちなんか、もっと目立つところにとずっと思っているんですね。今も声を聞きます。それで、あれでいいということではなくて、何か企画を考えましょう。地方創生って、そういうアイデアを出せていうことでしょうか。出せば国から予算が出る、持ってくるということですから、あのSLを滝ノ原駅の転車台に乗せてぐるぐる回すというのはどうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

今あるSLにつきましては、いろいろ業者から聞きますと、移転するにはなかなか、吊ったり移動するに耐えられない状態にある機体だということでございます。滝ノ原まで移動しますと、線路に乗せるだけでも2,000万から3,000万の多額のお金がかかってしまうと。それを輸送という形になりますと、大型の車をリースするようになりますので、その倍以上の経費がかかってしまうということもございますので、町としましては、当分の間あそこに展示させてもらって、先ほど議員おただしのように、会津鉄道、野岩鉄道との連携を深めながら、あそこにSLがあるよということのための誘客増を今後展開してまいりたいということもございますので、現在のままでの展示場で当分はやっていきたいという考えでおりますので、よろしくお願い致します。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 移動には大変金額がかさみます。そうすると、あれを雨風にさらしたままというのはかわいそうなので、ちょっと、ある場所を見ると、屋根がかかっているところもありますので、せめて屋根のほうが移動よりは安いのかなと思いますので、そんな面倒も見てあげてほしいと思います。

とにかく、浅草、新宿から田島、若松まで100近くの駅があるんですが、これで現地を走ったというSLを持っているのは田島駅1個だけなんです。ですから、あのSLは、現在では商業遺産ということですが、今となつてはあのデザインの複製もう作れません。あれは文化遺産と呼ぶにふさわしいものですから、もしそれが文化遺産と認定されれば、あの場所でもいいですから、あのSLは文化庁から保存の予算もつくことになります。日本中にはSLも数多くあるんですが、南会津からSLという遺産を文化遺産にしようという、そういうことを国に発信するのも地方創生の一つにかなうものではないかと思えます。と提案しておきます。これは了解です。

○芳賀沼順一議長 答えは要りませんか。文化遺産に対する。

○5番 室井 実議員 文化遺産に対する。

○芳賀沼順一議長 要りませんか。してもらったほうがいいんじゃないですか。

○5番 室井 実議員 伺ってよろしいですか。

○芳賀沼順一議長 考えを。

生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 お答え申し上げます。

たしか、あそこで昭和47年までですか、あのSLが走っていたかと思えます。それで、今、

議員おただしの、非常にこの地域と密着して、鉄道そのものも文化的には貢献があったということはわかっておりますが、文化遺産という形で認定をする場合の一つの目安といいますか、そういうものを考えたときには、正直申し上げますと、戦後のものについては大変難しいというふうに判断しております。

なお、これについては文化庁のほうとも相談が必要でございますが、最近のものといったら、大変、まだまだ戦後70年なんです、それにしても、遺産という分にはまだ少し歴史が浅いというような方向があるんじゃないかというふうに聞いておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 あのSLは昭和9年に走って、たしか40年走ったわけですから、49年まで走ったはず。でも、ちょうどこれで時間がたって、文化遺産に認定するとなったときに、例えば屋根なんかなくて、さびて朽ち落ちてしまっていてはせっかくの文化遺産になりませんので、できたら、屋根とか少なくともそういった保存に力を入れてほしいと思います。という要望で、ここは了解です。

次、3点目にいきます。どうも口が渇きます。

タクシー、二次交通、その仕事をされている方は、お客様がいっぱい来てくれたら、喜んで帰ってもらうために、「じゃ、地域の歴史や伝承の勉強会やっぺ」「確かに鉄道が動脈なら俺たちは毛細血管で頑張ろう、元気になっぺ」と、こういう言い方で、みんなやる気満々になってくれています。その構想の一つで、久川城から木賊を回ったとしますね。そうすると、お客様は、ラーメン屋さんに入ったり温泉に入ったり、お土産にトチ餅を買うかもしれない。その波及効果は計り知れないものになっていくのでありますから、こうした地域発展のための会議や話し合いの場を町が促して、場所を設定してあげたりして、そっと後押しをしてあげてほしいと思います。

場所設定とかで、いつか三階のある場所も借りて、別な会議もやってもらったんですが、今度、タクシー、二次交通も入れて会議をやっていただくということはどうでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 お答えをいたします。

次の段階として、当然、二次交通というのは切っても切れないことでございますので、どういう形がいいのか、タクシー事業者さんも西部も事業者もありますし、そのところについて

は検討させていただきたいと思いますが、これまでも町長答弁にございました二次交通のお話の中で、やはり、運転手さんが観光案内をしてくださって大変ありがたかったというようなお声も、商工観光課のほうにも届いているというふうにもお聞きしておりますので、そのところについてはどういった形の設定がいいのか、少しタクシー業者さんともご相談をさせていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 タクシーの運転手さんたちも「勉強会やっぺ」ということを言い出していますので、これは非常にうれしいことだと思います。3点目、了解です。

あと、4点目、自動車学校前駅のことですが、「あれはユニークな提案だったべした。実現しねえのかよ」という声がたくさんありましたのですが、物理的に無理ということであればいたし方がないかなと思いますが、今後も検討はよろしくお願いします。4は了解です。

5点目、山の日ということで、田代山で婚活、これはグッドアイデアです。私は、山は苦手なのでよく知らないんですが……漆に負けるんですよ。蛇いるし。あと、七ヶ岳とか斉藤山とか門倉山とか愛宕山とか丹藤山とかいっぱいあるわけですから、ほかの山も企画してあげないと差別ですから、その企画の一つとして、山の日を記念して何かを行う場合、南会津単独では弱い。只見エコパークという近くでもらったばかりじゃないですか、世界遺産。それと連山でつながるお隣の日光市、この3点セットで企画をする提案を前の議会で提案しましたが、町長はそれをどうお考えでしょうか。これは提案です。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

山それぞれみんな名前がついているものです。思います。私も、南会津の全ての山々の名前を知っているわけではございませんけれども、山であったり、それから田代湿原、それから高清水公園だってあれだけの素晴らしいヒメサユリの場所もありますしね。ですから、そういう意味では、南会津、ただ、どういうふうに情報提供をしていくかということですし、そしてそれをどのように活用するかということでもあります。

今までもそういうことをやってきたことはやってきたと思うんですが、今度もっと、destinationキャンペーンということ、先ほど申し上げましたが、花と食と温泉という全体的なこの南会津の、議員は山についてのご質問ですけれども、やはり、町の地域の資源を生かすということは大事ですし、そして各この南会津郡といいますか、会津といいますか、その連携をした中で交流人口を多くするという事は非常に大事だと思っています。

ですから、そういう中で、連携できるものはしっかり連携して、そして情報もしっかり流して、先ほど質問がありました二次交通もしっかり確保しながら、いろんな対応をしながらやっていくということが大事だと思います。ですから、山の日の企画イベントにしても、そういうことをセットしていかないと、ただ、イベントだけでは来ないと思いますので、そういうことも、情報の提供から案内から、そういうことも含めた中で総合的にしっかり検討して、これからの町の事業として定着するように、そして地域の事業として定着し連携できるように、町としては頑張っていく必要があるだろうと、そのように思っています。

ですから、そういう意味で、総合的な対策を含めた中での検討をして、そしていろんな事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 連携ということで検討していただくということで、よろしくお願ひします。

それから、ただちょっと残念だったのは、DCキャンペーンというのが、新聞にも出ていますが、南会津が全然DCの計画に入っていなかったという発表は非常に残念でした。会津全域で、若松があったのかもしれませんが、南会津もああいうところに乗っけてもらう、そういったアイデアをどんどん出していきたいと思ひます。

DCに出なかった理由を、じゃ。

○芳賀沼順一議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

DCも、4月1日から6月末まで3カ月間、福島県を挙げて実施される事業であります。議員が新聞等々でご確認した資料につきましても、会津方部でも、どうしても鶴ヶ城とか下郷の大内宿とか、本当に誘客が多いところをメインにして、観光客がそれをまず見て、来てもらうという部分で、ああいった総合パンフができ上がっております。

南会津もDCに向けて、県のほうにはさまざまな観光素材がございますので、約300以上のものをDCの観光素材として福島県のほうに提供したところでございます。南会津では、ヒメサユリの花がポスターということで採用されておりました、あと、ほとんど、南会津方面の観光のガイドブックには少ししか載りませんので、そういったガイドブックに漏れたものについては、会津地方17町村で組織します極上の会津プロジェクト協議会がございまして、そこで会津版のパンフレットをつくって観光客に提供していくというような方向で検討させてもらっていますので、違った形で観光資材を多くの観光客にPRしていくという仕組みづくりを今し

ているところでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 会津でのことなんですが、鶴ヶ城は当然あります。ここは発信するものがないということであそこには載らなかったんでしようが、これからはそれをつくっていきましょう。

若松でも、いまだに「八重の桜」を継承してなんて、1月だったかの新聞で、つい先ごろなんですけれども、「八重の桜」を何とかしようなんていう話になっていますけれども、もうあれは終わっていますから、次に進んで……

○芳賀沼順一議長 室井議員に申し上げますが、他町村の批判はしないように。

○5番 室井 実議員 はい。今のは削除します。訂正します。

独自の南会津町の策定をしていきたいと思ひます。5つ目は了解です。お願いします。

6つ目ですが、6つ目の地方創生との企画、これも総合戦略ということでよく考えられてまして、大いに期待するところです。が、こうした企画にプラスしてより充実したものにするために、これまでの提案を組み合わせ、さまざまな角度からアイデアを練り上げていけば、必ず国が納得する地方創生が生まれると思ひます。

時間、まだありますね。

ここで、最後になりますが、提案をします。

つい先日、住宅地に迫る杉の木が育ち過ぎて、地域の人が困ってしまして、「その杉、切ってもらえませんか」という要望がありました。それは即、要望書として町にお届けしました。そこで、その相談に来てくれた役場の若い熱血職員さん、その人と杉だ花粉症だの話になりました。そこで、私が「杉の木なんか全部切っちゃえばいいんだ」と乱暴な発言をしました。その熱血職員は「そんな無茶な。自然を壊しちゃうんじゃないですか」と私にかかってきました。私は「その杉が自然を壊したんだ」と丁丁発止になったんです。

杉は、第2次大戦時、戦中、戦後にわたって……。

○芳賀沼順一議長 実議員に申し上げますが、何かそれは、⑥の地方創生と関わりが最後にあるんですね。

○5番 室井 実議員 あるんです。あります。

「これこれ杉の子起きなさい」という学校唱歌まで歌わせて、国策をもって成長の早い杉植林を奨励し、おかげで日本中が杉だらけになっています。密集した杉林など、本当の自然ではありません。何事も、過ぎたるは及ばざるです。人間が杉を植え過ぎて、自然界のバランスを

壊したんです。そのしっぺ返しが花粉症、アレルギーとして表われています。

その杉も今や70年以上、杉は根が浅く、育ち過ぎると倒木の危険があって、とわかっていながらなぜ切れないのか。それは採算がとれないから。したがって、国は、日本そして南会津の本当の空と空気と自然を取り戻すため、地方創生として余分な杉は切る、国策によって植林した杉は、国策によって、国の費用で適正な数に減らし、環境を整える責任が国にあります。

急を要するのは、この企画を、日本で一番最初に地方創生の一環として、我が南会津町から一刻も早く国に発信すると思います。「こういうの、どう」と役場のその熱血漢に聞きましたら、「新鮮です」とちょっと引いておりました。町長はいかがでしょう。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かに、林業行政、国の行ってきた林業行政は、杉、から松とか、そういう針葉樹を植えたらどうだということで進めてこられたことは確かです。そうした中で、木材の利活用が変わってきて、そして、今、木材が大変厳しい状況でありますし、輸入材のこともあるんですが、そうした中で、また、確かに植生といいますか、そういう中での杉の木、花粉であったり、花粉は杉の木ばかりではないですけれども、いろいろな草花もありますけれども、稲もありますからね。ですから、大きな影響があったということは、そのように認識しております。

そうした中で、いろいろ工夫されて、我々、この地球に住む生物といいますか、そういうものとして、どのように環境を作っていくかということは非常に大事なことだと思いますし、東日本大震災であっても、エネルギーの問題であっても、環境に対するみんなの意識が非常に高まっていると思います。

そうした中であって、我々、森林が90%以上も占めるこの南会津町として、森林をどうやるかということは今後の大きな課題というか命題だと思っています。そういうことで、いきなり、だからって乱暴に、私も全部切れるとは思いません。そういうこともやってどうかなとまた疑問に思いますが、そういう中で、また長い間かかって、そしてそれをしっかり踏まえた中での環境整備、森林の活用というものを考えていくべきだろうと思います。

これを国なり県なりに考えとして言うことは非常にいいことだと私は思いますし、東京都だったかは、杉の木を切って花粉症を減らそうと、そういうような事業もされたような記憶がちょっとありますけれども、ですから、そういう意味では、少しずつ計画的にどのようにしたらいいのか、自然を守る、環境を守る、そして活用するというのを、町としても自然を大事にする町として、自然に優しい町として考えていく必要があるだろうと、それは思っています。

ですから、乱暴に全部切って杉の木をなくせばいいんだと、そこまではちょっと現実的ではないと私は思いますので、ただ、環境をしっかり守って将来の南会津町を作っていきたい、そのようには考えていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 そこなんですね。でも、うれしいお返事をいただきました。

山では、杉は冬でも葉は落ちません。広葉樹であれば、葉が落ちてミネラルとなって海に届いて、プランクトンなど生態系の原点となります。したがって、早く杉を切らないと海も死にます、と言いたかったんです。

しかし、杉の木を全部切れるわけではないし、切ったとしても、花粉は隣の県から飛んでくるんじゃないかと、いろんな意見もあります。しかし、「そんな無駄な抵抗を始めたという自治体があるんだ。福島県の南会津町というところがあるんだ。何という町だ、そんなところなら行ってみて深呼吸してみたい」と日本中の何人かは思うかもしれません。

人口減少が進む中、勝負はアイデアです。これを、国では、今年の夏までにと言っているわけですから、杉を切ることも含めて町の企画、そして町の入り口である滝ノ原、あの物語とか、そのほか町民のアイデアも組み合わせて、一つの壮大なプロジェクトに磨き上げて国に申請する。今、その正念場だと考えますが、どうでしょうか、町長。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これまでも、国では地方創生と言っていますけれども、消滅する可能性のある自治体というような衝撃的な論文というのが出まして話題になっているところでございますけれども、それぞれの自治体で、何回も申しあげましたけれども、地方創生というか、地域の活性化とか、本当に安全・安心で暮らせる地域づくりということで、それぞれの自治体で頑張ってきたと思います。それをもっとしっかりやれよというのが国の励ましだろうと、私はそう解釈していますが、そうした中であって、私たちのこの町も、雇用であったり少子化であったり高齢化の問題であったりと、いろいろと対応はしてきているところでございます。

また、今年なんかは特に雪が多いですから、雪の対策、これは冬にどうにかならないかと。これだって、この地域の安全・安心に住める地域づくりの一つだと思います。ですから、そういうことを含めて、一つで、一発で決まるのではなくて、いろんなものが複合的に組み合わさって、その地域の生活というものが成り立っていくと、そのように考えています。

ですから、いろんなアイデアを出して、そしてその地域に合った本当に、そして将来が見通

せるような、そういう町にすることがいわゆる地方創生の本質だろうと私は思いますので、そういうことを含めて、今までのことも検証して、そしてまたパワーアップしたり、あるいは新しい計画をしたりして国のほうに提言を申し上げて、そして私たちのやる方向性をしっかり示していきたい。そして、これは先ほど申し上げましたけれども、町民の皆さんともしっかり議論しながら、そして議員の皆さんにもご支援いただきながら、町として力強く進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 室井実君。

○5番 室井 実議員 今までの検証、そしてパワーアップしたいというお答えをいただいたので、私も、6番目も了解です。

質問を終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、5番、室井実君の一般質問を終わります。



◇ 星 光 久 議員

○芳賀沼順一議長 次に、2番、星光久君の登壇を許します。

2番、星光久君。

○2番 星 光久議員 登壇順序に従いまして。

今年最後の、締めくくりなんでないかなと、こう思うわけです。というのは、災害からこれでちょうど4年目で、昨日が大地震、津波、それから今日あたりの午後から放射能の飛散が始まるわけであって、そういう形で、被災に遭われた方に心よりお見舞い申し上げたいと思います。

私も、4年前はまともに災害の影響を食らいまして、3年間潜っていました。そこで、いろんな人の経験というか、そういうこともございまして、これから質問に当たる問題は、太陽光、メガソーラーの設置用地についての賃貸契約について。

館岩高杖原大久保地区、約42ヘクタールの町有地に計画される11メガワットの太陽光発電整備計画について伺います。

1つ。町有地の賃貸契約が10アール当たり1万円とのことですが、現在の一般市場に比較して、格差が余りにも大きいことに気がつきました。この点について伺います。

2つ目。当該地の現在の一般市場は10アール当たり15万円と承知しております。そう比較

しますと、15分の1の金額になるわけですが、このような理解できない契約に至った経緯について伺いたいと思います。

3つ目。今後、契約相手から用地の売却を求められた場合、どのように応じるのか伺います。

2つ目、荒海中学校の土地問題。また出したと、こう思われますが、この次、ここに質問に立てない場合もありますので、最後だと思ってまた質問しました。

昭和50年1月に学校敷地として求めた土地がいまだに活用できないのはなぜなのか伺います。

その当時、本来なら宅地と畑なんかは差があるものですが、この場合は、宅地の値段で畑を購入しております。坪当たり1万5,473円、当時としては決して安くはない買い物だと思います。

2つ目。この問題の現状はどのようになっているのか伺います。

3つ目。この問題の今後の具体的な見通しはどうなっているのか伺います。

4つ目。当時の町職員の初任給の金額について伺います。

大きな3番で、新庁舎、役場なんですけど、建設に臨む基本的な計画について。

平成27年度から29年にかけて3年間をかけ、約27億4,000万の事業費で計画される新庁舎の建築に際して、特に地元の産材、企業など地元こだわるとは思いますが、この基本的な方針を伺います。また、施工に当たり、CLT工法という採用について、こういう採用ができないのか伺います。

よろしくお願ひしたいと思ひます。再質問については、再質問の場所で行ひます。よろしくお願ひします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 2番、星光久議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、太陽光メガソーラー施設用地の賃貸契約についての1件目ではありますが、賃貸契約が一般市場に比較し格差が大きいのでは、とのおただしでありますけど、昨年の12月定例会でもご答弁申し上げましたように、当該地の立地条件を個々具体的に勘案しながら判断いたしましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります。契約に至った経緯についてのおただしでありますけど、これにつきましても、12月定例会の6番議員の一般質問の中でお答えいたしておりますけど、契約相手方との賃借料の協議の中で、隣接地の評価額を基本に諸事情を加味して決定したものであります。

次に、3点目ではありますが、契約相手から用地の売買要求があった場合はどのような対応を考えているかとおただしでありますけど、町といたしましては、太陽光発電操業後に、事業者の経営状況等を含め総合的な調査を行いたいと思っておりますし、それに基づいての売買、それ

から状況よっての売買の判断をしまいたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目であります、新庁舎建設に関して、地場産材や企業など地元との関わりへの基本的な方針についてのおただしであります、庁舎建設の基本方針として、一昨年に策定いたしました新庁舎建設計画では、南会津町公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針に基づき、庁舎の床や内装材の木質化を図るとともに、備品等についても可能な限り木製品化を図るなど、地域資源の活用にも努めることとされております。このため、昨秋より、町内針生地内の町有林を伐採し、そして原材料となる木材の確保を進めているところであります。今後は、ここから搬出した木材を町内の製材所で乾燥及び製材を行いまして、そして新庁舎の内装材として使用する予定と、そのように計画しております。

これら一連の作業は、町内の木材関係業者で組織するNPO法人みなみあいづ森林ネットワークの協力のもとに進められておりますが、この取り組みは、町内産の木材を伐採、搬出、加工、製品化するまでの一連の工程を町内の業者で完結する山林資源の地産地消の仕組みづくりの事例となるものと、そのように考えております。

また、このほか、建設工事に関する町内建設業者の参入についても、地元建設業者の意向を確認しながら、これから検討してまいりたいと考えております。

次に、CLT工法の採用についてのおただしであります、集成板パネルを壁や床に使用し、柱やはりのかわりの骨組みとして組み立てていく壁式工法であります。このため、鉄骨の骨組みとして建築する新庁舎での採用は考えておりません。

ただ、これから、いろいろな建物というか用途によっては、使途によってはそのようなことも考えられるし、昨日も質問の中で、いろいろ、製品の町内での生産といいますかそういうこと、これから大きな期待を私も持っています。そういうことで、これから需要がどうなるか、技術革新もあるでしょうし、そうした中で、町としてもそういうことは注視しながら今後検討していく必要があるだろうと、そのようには考えています。

そういうことで、CLTなどの集成材を中高層建築物に導入する工法の推進は、さらなる木材の利用促進が図られるとともに、森林の整備や保全にもつながるものと考えています。

今後につきましては、国や関係団体の動きを注視しながら、南会津町産材の消費拡大につながるものかどうか検討して、そして今後の方向性を出していきたいと考えております。

以上、私に求められました答弁とさせていただきます。具体的事項等につきましては担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 私からは、荒海中学校の土地問題についてお答えいたします。

初めに、1点目、宅地、畑地の買収価格は坪当たり1万5,473円で、当時としては決して安くはないと思うがどうかのおたただしですが、土地の売買については、お互いの同意に基づき契約することが基本となっておりますので、このことから、買収価格については適正な単価で契約されたものと考えております。

次に、2点目、この問題の現状はどうなっているかのおたただしであります。本年度も何回か話し合いの場を持ちましたが、問題の解決の話し合いには至っていない状況です。

次に、3点目、この問題の今後の具体的な見通しについてのおたただしであります。長期にわたり問題解決のために交渉を継続してまいりましたが、解決には至っていない状況から、大変難しい問題であると認識しております。

次に、4点目、当時の町職員の初任給料の金額についてのおたただしですが、昭和49年4月の田島町高卒程度の行政職の初任給は6万2,500円でありました。

以上、お答え申し上げましたが、具体的な事項については担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 星光久議員。

○2番 星 光久議員 前回、メガソーラーについては、メガソーラーの契約は既に済んでいて我々のタッチする場所でないとか、会社と契約したから、あくまでも会社と東北電力に移ったというような中身でしたので、これは仕方ないんですが、この前の、前回のやつでは、金額、普通1反歩当たり1万円で契約して貸したという形なんです、1万円の根拠。

この前は、山だの畑だの、現地の様子からいって1円から10円だのと言われたんですが、数字で、書面で説明しないと、俺らもなかなか抜けちまうものですから、そういう形で、本来なら契約書を出してもらいたいというような形をお願いしたところ、契約書は出せないというものですから、こういう形で、2回、3回とまた質問になったと思うんですが、一応そういうことですので、この1番の根拠を今一度お聞かせ願いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

先ほど、町長が答弁申し上げたように、昨年12月議会で申し上げているわけでございますが、改めて申し上げます。

これは、6番議員の質問にお答えした内容でございますが、あの場所につきましては町有地

でございますので、評価額が出ておりません。ですから、隣接地を参考にさせていただいて、隣接地が大体平米当たり3.93円から4.45円の金額となっております。

それから、これはあくまでも評価額でございますので、実際、固定資産税はじゃどうかということになれば、こちらのほうに1.4%を掛けた金額ということでの税額になろうかと思いません。

そうしますと、金額的には非常に小さい金額になりますので、先ほど、荒海中学校の答弁の中にもありましたように、この契約というのは、売買であったり、さらには賃貸借であっても、当事者間の同意があって初めて成立するというところでございますので、その中でいろいろと協議をさせていただいた中で、町としては総合的な判断、ここを具体的に、例えばそこが山林であると、市街地ではない、あるいは、あの土地が過去に、旧館岩村時代に大規模開発工事が計画された中で、それが頓挫して、今現在塩漬けになっていると、全く収益を生まない土地になっていると。

さらには荒廃が進んでいるということから、何とかそれを地域の活性化のために町として収入を上げる、それが賃貸借料であったり、あるいは建築物ができることによってのいわゆる減価償却に係る固定資産税の収入であったりと、そういうところを総合的に勘案した中で、平米10円、1反当たり1万円ということになったということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 そういう経過はいろいろあると思うんですが、余りにも、何ぼ山地といえども、館岩のスキー場のあたりといえども、地場相場であるわけです。ここらでも、地場相場って、あるK地区にも林の中を切って、ここは木あるから何ぼなんだと言わないで、ここらの相場の15万円で賃貸契約20年という形で結んでいる経過もございませう。

それについて何でそんなにあいだべなと思うと、これ、12月11日にメガソーラーが民友新聞で報道されたものだから、県内全部をめぐっちゃったもので、それで、そしたら何ぼで貸したんだという問い合わせが結構あったものですから、おらほでもこういう契約で、いろんな形、当時の太陽光発電の地元のいろんなところから収集しつと、相場見ると、余りにもこれ、15分の1。2分の1くらいならこれは何とか我慢できっぺけども、15分の1では、これは余りにも差があり過ぎるんでないかという形で。

私も不便な場所だということろはわかります、だけれども、余りにも早い契約をしちまったんじゃないのかなと思うわけですが、その点をもう一度お願いしたいんですが。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

相場というのは、何をもって相場というふうになるのかは、個々具体的な事例でやるべきだろうというふうには私は考えております。

私の方でも調べました。例えば、喜多方市にある会津電力株式会社、こちらのほうがチラシでつくっておりますが、これの土地の募集条件、賃貸でございますが、これは20年間で、ワット数が少ないので私のほうとイコールとは言えないかもしれませんが、参考ということで、こちらが20年間で、広さが大体80平米から1,000平米、賃料が平米当たり50円から80円というふうに、会津電力のほうではチラシを配っております。

確かに、これを見ますと、50円から80円ということで、私のほうからすれば5倍から8倍になっておりますが、ただ、ここで条件ですね、会津電力で言っている条件。一つはまず、南面に影をつくる障害物がないという、これが一つ。つまり、どういうことかということ、山の中はだめだということですね、山林は。いわゆる市街地とか、非常に条件のいいところというのがまず一つの条件。それから、2つ目として、土地の50メートル以内に電柱があるということです。これは、あくまでも11メガでは、当然そういう一般的な電柱に接続するということでの工法はできませんので、キロワット数の少ない条件での募集でございますから、そういうものとはまず比較できないということが一つ。

それから、経済産業省で、平成25年度に10キロワット以上の土地の賃借料の指針といたしますか、目安を出しております。経済産業省は、これは例えば遊休工業用地の転用での工業用地での単価というようなことで、かなり高くなるわけですね。平米当たり何千円と。ですから、こういう特異なケースは除いて、じゃ一般的にどのくらいになるんだということでの集計をとったものがあります。

全国的に249件のデータになっておりますが、高いものはちょっと除外しまして、一般的に低いのと高いのということでのデータですと、大体400円前後が高い金額になっております。安いのが10円です。南会津町と同じように10円が一番安い金額になっておりまして、この10円の単価というのが、12月も申し上げました、現在も申し上げておりますが、やはり山林とかかなり条件の悪いところ、造成をしたりとか、さまざまな投資をしなくちゃいけないというようところが、10円あるいは15円とかという単価になっているようでございます。

経済産業省では、平米150円というのが、ここに出てくるんですが、平米150円はあくまでも中央値と言っておりますので、中央値をイコール全国の単価として契約しなさいということ

ではございませんので、あくまでも全データの中の真ん中の数字は平米150円ということであろうと思います。

それから、さらに申し上げさせていただければ、この賃貸借の単価を、いろいろと問い合わせをあちこちしてみたんですが、やはり契約上の秘密保持ということで、なかなか教えていただけませんでした。これは産建委員会でも申し上げましたが。そこで、何とか教えていただいたところが2カ所ございましたので、それを申し上げさせていただきたいと思います。

余り、具体的な名称はちょっと差し控えさせていただきますが、某都市再生機構というところが契約したところがまず教えていただけましたが、こちらがかなり面積が大きいんでございますが、面積が214万5,000平米で、これは山林、私のほうと同じでございます。こちらが、年間の賃貸借料が2,400万円。これを平米当たりの単価に直しますと、11.2円でございます。もう一つ教えていただいたのが、某農業協同組合での貸し付けた土地でございますが、こちらも同様に山林でございます。こちらは144万4,409平米でございます、賃貸借料が年額1,920万円、平米当たり直しますと13.3円でございます。

ですから、従来から申し上げているように、2番議員がおっしゃることも重々、私のほうとしても理解できないものではありません。やはり、高いところは高く貸せるのではないかということもございますが、あくまでも当事者間の同意に基づくものでございますので、私のほうで、例えば平米100円で借りてくれと申し上げても、向こうは、それではじゃ撤退するよということであれば、せっかく町にお金が入るものをみすみす逃してしまうのであれば、そのかわりにどこか業者が入るのかということも確約できないわけありますので、ぜひ、その辺の事情もご理解いただいて、お願いをしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 ご理解をしろったって、これは余りに差があるものだからご理解はできないけれども、町がそう言うので、これ以上は進まないと思うものですが。

そういう形で、15分の1では我々も不満ながら、そういう形で引き下がるしかないですが、次に移ります。

その関係で、こういう土地の流れの中で、町にこの土地をどうしても開発できないとか何かあった場合、何としても売ってくれという形にもなりかねないと思う。保証できませんので、そういう形になった場合、どうしますか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

そういう契約を、売買しますよと、当初の契約は賃借だけれども、後々、行く行く売買しますということはやっていませんので、先ほど申し上げましたように、その状況を踏まえた中で、どのように判断できるかというような状況も変わってきたりすれば、そのほうがいいのかなど判断すれば、多分そのようなことも可能性としては出てくるかもしれませんが、今のところはそう思っていないので。

ですから、仮定の場合はいろいろございますから、仮定を言うわけにはいかないので、今のところはそういう状況だということをご認識いただきたいと思います。

ですから、今は賃貸借の中で考えているということでございます。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 こういう広大な、外資系の土地の売買契約というか取引契約というか、今まで全国的に何カ所もあるわけ。そうすると、最初はこういう契約だけれども、どうしても、これ、成り立ちませんから土地を売ってくれというような形が何カ所も出ておりますので、その辺について気をつけろよと。それこそ、外資系、ここの地元の業者でも何でもないので気をつけろと。香港でも中国でも、どこさでも売っちゃったらそれで終わりだよと。その地区、立入禁止でも何でも入ることもできないし、そういうことにやっぱりならないように気をつけて、今後のことも考えていただきたいと思います。

どうしてもこれは、そのときそのときの相場だの条件がありますと、売買でも何でもなったものですが、これだけは避けてもらいたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 ちょっとお答えさせていただきます。

今ほど、質問の中で外資系、外資系と出ておりますが、ちょっと誤解があるようですので説明させていただきたいと思います。外資系というのは多分グリーンパワーをおっしゃられているのかと思いますが、前々から何回も申し上げておりますが、一つは、南会津太陽光発電所合同会社というのがあります。それから、今回土地の契約をしたジャパンソーラーパワーリアルエステート合同会社とあります。

まず、合同会社ですね、これは経済産業省から36円の認可をもらったところです。これがいわゆる最初の事業者になります。さらに、ジャパンソーラーパワーリアルエステートは土地の売買を担当する会社でして、この2つは日本の会社ですから、外資系では全くないということです。

ですから、土地の売買の話がもし出るとすれば、グリーンパワーは全く関係ありませんので、基本的には日本のこの会社、前にも申し上げました養父氏の2つ会社を持っていますこの合同会社とリアルエステート、こちらとの売買契約になりますので、そこはご理解いただきたいと思えます。

さらに、この南会津太陽光発電所合同会社は、近々、この南会津町に住所を移転する予定をしておりますので、当然、その部分については、町としてのメリットは大変大きいだろうというふうに思っておりますので、そこはご理解いただきたいと思えます。

あと、将来的には、工事に入るのも、実際の工事については、グリーンパワーは資本を提供しますが、実際着工するのは日本の大手企業になるんじゃないかということでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 また逆戻りしたみたいな形で、最初、南会津合同会社をつくったのは、それはわかるの。だけれども、グリーンパワー何とかという、これは米国の会社だよと、そういう形で最初説明してあったのね、最初は。そうだったべ。そういう形で言ったわけ。地元の会社でねえ、外資系の会社だべと。

〔「議長」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 もう一度よくわかるように説明してください。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

私は、一貫して同じことを言っているつもりなんです、グリーンパワーキャピタルは、このメガソーラー発電の建設のための一つの事業者であって、つまり、メガソーラーの建設に当たって、グリーンパワーのやる仕事は資金の提供、資本提供ですね。これは懇談会でも何回も言っております。資本提供、それから、例えば現地の調査、さらには実施設計等はあくまでもグリーンパワーキャピタルがやりますということ……

〔「ま、いいから。グリーンパワーの……」と言う者あり〕

○湯田文則総務課長 一応、ここで答弁を終わらせていただきます。また質問してください。

○芳賀沼順一議長 光久議員、よく聞いて。

説明は終わりですか。

星光久君。

○2番 星光久議員 そうすると、グリーンパワー会社は米国でないと。国内の会社であるという形に理解すればいいですか。

○芳賀沼順一議長　そういう説明ではなかったよ。もう一度よく聞いて。

総務課長。

○湯田文則総務課長　お答えいたします。

グリーンパワーは、何度も米国というふうに申し上げております。

○芳賀沼順一議長　星光久君。

○2番　星　光久議員　耳が悪いか何だかわかんないけれども、米国の会社ですって言ったんだけど、間違いねえのね。

○芳賀沼順一議長　総務課長。

○湯田文則総務課長　お答えいたします。

間違いなくアメリカの会社でして、ただ、実際担当しているのは日本に支社がありますので、日本支社が担当してございます。

○芳賀沼順一議長　星光久君。

○2番　星　光久議員　それでは、2番の荒海中学校の問題に移りたいと思うんですが、50年の1月に契約して、いまだに町のものにならないという形で、今までは家があったから、この家には手をつけられなかったというような経過がございました。今、家は雪で潰れて、ないんだよな。潰れたものはそのままあるけれども、そういう関係から見ると、もとはそこで一つ。

○芳賀沼順一議長　質問、潰れたからどうする。潰れたからもう一度交渉しろということですか。

○2番　星　光久議員　そうそう。はいはい。

○芳賀沼順一議長　よく質問をしてください。わかるように、簡単明瞭に。

○2番　星　光久議員　もとは家があったから、その土地には手をつけられないというような形で、今までずっと固執してきたわけだ。だけれども、今、この冬になって、去年からだけでも、もう家は潰れたというような形になりましたので、条件は同じですかという形で、教育長の答弁を求めます。

○芳賀沼順一議長　教育長。

○五十嵐竹則教育長　お答えいたします。

この件に関しましては、先ほど質問にありましたように、50年の1月8日に町と広野正平さんとの契約で、宅地が58.09平米、そして畑が986.11平米で、1,044.2平米の契約をいたしました。それで、今ほどの質問は、家が雪で潰れたというお話なんですけれども、その話をしたら、「直すから、にしは口出すことねえ」ということで言われました。本人は、全然、話をし

ていく過程の中で、町に引き渡す気はさらさら、そういう誠意は見えなかったのが現実です。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 さらさら、町へ売り渡す気はねえったって、これは町で購入しただけだ。そういう形で、今、教育長になってからの問題でない、これ、ずっと引き続きの問題だけれども、教育長も、教育長になるとき、頑張るという決意表明をしたぐらいの問題意識はわかっているわけだ。

それで、空き家条例にでも当てはめて、これ、家でないから、危険だから。そういう形で、何かの方法はないものか。それと、弁護士に依頼していると、顧問弁護士に依頼していると、そして、その顧問弁護士にただ銭ばかり払っているんでない、何か、その解決策だってなんだから見えてくると思うのね。

そういうことで、今の進捗状況、そういう形はどうなのか、お伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からお答えさせてください。

この問題は、昭和50年にこの契約が発足したと。それから、途中でいろんな事情があって、今、このような状況になっているということでございます。

前回は質問をいただきました。それで、教育委員会、教育長も話し合いには行っています。ですから、話し合いはずっと継続しているんですよ。そういうことで、やるべきこと、今やれること、これはやっています。顧問弁護士にも相談しています。ですから、やれるべきことはやっています。

皆さんに本当に状況がいろいろ変わって、あるいは特段のことがあったときには、町として、教育委員会としてもしっかり皆さん方に相談申し上げたり、報告、説明する責任があると思っています。ですから、この問題はずっとこうなってきた、今どうなっている、今どうなっていると毎回の議会で言われても、同じような答弁になるんですよ。やっていないことはないんですよ。ですから、こういうことをやりました、こういうことをやりました、そういうことはできるんですが、なかなか相手もあるし、進展しないのが今の現状であります。

ですから、やるだけのことは精いっぱい町としてもやっていきたい。教育委員会としても努力しています。ですから、これはある程度ここまで来ちゃっているし、そういう中で、しっかりいろんな対応を考えながらやっていくし、話を継続することが今現在やるべき仕事でもある、そのようにも私は考えています。

ですから、この問題についてまたいろいろ気になるかと思いますが……

〔「気になって寝られない」と言う者あり〕

○大宅宗吉町長 いやいや、そういうふうに、やるべきことはやっていますから。決して放置しているわけではありません。それはご理解いただきたいと思います。

ですから、毎回、現時点でどうなっているというのは、同じ話、また今回も同じ話をするしかありません。正直言って進展はありません。ですから、成ったときにはきちんと、その経過等も含め、それから大きな変化がありそうときには皆さん方にもご相談申し上げます。ですから、そういうことで、この件については、議員にもまたご理解を願いたいと、特別にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 追加でお答えさせてください。

古い建物の取去については、前の横山教育長さんも、町でお金を出してやるから壊してもらいたいというような話を何回かされましたけれども、それは、うちのほうの顧問弁護士のほうに聞いたら、本人にお金がなくて壊せない場合は、議会に提案して承認を得れば壊してもよいというような判断をいただいているんですけれども、本人は壊す気は全然、今のところはないものですから、私自身も教育長になったときに、粘り強く交渉すれば相手の心も和らぐのかなと思って、今年も7回ほど行きましたけれども、さっき言ったようになかなか前に進まないというのが現実ですので、ご理解していただくというのは無理なのかと思いますけれども、そういう状況にあるので、よろしくお願いしますと思います。

○芳賀沼順一議長 もう一つ、1点目の空き家条例に当てはめてという考えはないのかというあれもあったんですが。今のところは。

総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 お答えいたします。

その件についても、議員から以前、一般質問の中で質問が出されてご答弁を申し上げているところなんですけど、今ほどの経過にございましたように、50年からの問題ということで、空き家条例をここに当てはめて、それで解決ができる問題ではないというような認識の中で、そこについて、空き家条例で定める助言、指導から強制執行、代執行までの話のところについては、これまでの経過を踏まえつつ、そうではなくて、今ほど町長が答弁されましたような形で、これまでも、これからもいろいろご協議をさせていただくということで、現在のところは空き家条例を適用させるという考え方ではおりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 顧問弁護士の弁護士のご質問がございましたが、町として皆様にご報告しており、年間30万で契約をいたしております、個別な相談については年間数件、その値段で相談に応じていただいております。農林課のようにですね、いわゆる訴訟事件までかかる分については、別途経費がかかるということで対応しておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 毎回毎回出すなど。9年間やっているものだから、毎回忘れないように出しているわけで、今回も、あと俺もここに来れるか、質問できるかできないかわかんないものだから、最後の質問だと思ってやっているものだから、町長も余り興奮しないように。そういう形で。そういうことですので。

それから、4番の、初任給は6万2,500円だという形になっせ、約4分の1、今の初任給二十何万だかわかんないけれども、やはり、そのときの当時だと、坪1万5,000円というのは、当時の初任給の4分の1というのは結構安くない金額であったと思うの。そういう形で、不履行だの何だとかでこの土地を捨てないように、これからも継続して、粘り強く町の土地として利用することを願っております。

そういう形で、3番に入りますが、今年度から3年間、新庁舎、27億4,000万という、かなりでかい金額でございます。我々も産建委員で各業者さんと懇談会を持ったときに、東部の田島の予算何ぼですか、大体年間10億にならないの。東部というと、もとの旧田島だと思うんだけれども、そういう形で、町の工事請負金額というのは大体10億にならない状況がずっと続いているわけ。そして、27億というのは約3年分。そういう形で、本当にこの業者、物すごい、どのような能力でも皆さんで力を合わせれば何とかできるという形で、地元業者をお願いしたいというような形で、これ、陳情も上がっていると思うね、議長殿と。建設業協会……

○芳賀沼順一議長 光久議員に申し上げますが、ただすのはいいですが、あなたが業者にかわってお願いする立場ではないので、工事をお願いはしないでください。ただすのはいいですから。

○2番 星光久議員 はい、わかりました。

そういう形で、建設業協会のほうからも陳情があったと思うんですね。そういう形で、新庁舎、地元の業者にできないものか、伺いたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

この庁舎建設に関してばかりではなくて、私は、今の状況を踏まえた中で、地域の安全・安心を守っていただくのは多くの皆さんの関係があって、そして今、私たちのこの地域が成り立っていると、そういう認識の中にいます。ですから、町もできる限りの地域の皆さんに協力をしてもらいながら、そして、町もそれをしっかり受けとめて、町としてできることはやりたいと基本的には思っています。

先ほども、木材の質問もありましたが、これについても地産地消、これをすることによって、町産材の立木を使うことによって、伐採から搬出から、それから製材から大工さんが出てきたり、いろいろ加工からするわけですね。ですから、トータル的なものが全て町の力になっていくと、そういうことを基本の中で、公共事業でもそういうことを、少しずつではありますが活用させていただいています。協力もさせていただいています。

ですから、そういうことを基本にやっていく中で、どのようにしたらできるのかということ、今いろいろ検討しているところがございますので、この庁舎、特に、本当に総合的な町の力だと思えます。ですから、そういうことでありますので、町としては精いっぱい、どのようなことができるかということ、そういう基本的な考えの中で進めていきたいなと思っています。いろいろ、障害だったり、困難なことがあるかもしれませんが、そういう場合は町だけではできないかもしれませんが、そういうことを含めた中でしっかり、基本的には考えていきたいなと、そういうふうに考えています。

これからも、この新庁舎ばかりではなくて、そういう意味で、町の事業としてやる上には育成も含めてそういうことが必要なのかなと、そういう認識の中でおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 そうすると、その次に入ってちょっとお伺いしたいんですが、CLT、集積材も含めた構造物、建物なんだけれども、これは県のほうでも相当力を入れてやっているわけです。そういう形で、この前会議がありまして、今、外国では9階建てのビルを建てているんだというような中身で、強さだけではなくて軽さもあるし、それから、例えば壊したとき、再利用できる。そういう形で、何とかこの庁舎の一部。全部を本当はお願い、これ、全部をこういうので建てられればいいなと思っているんだけれども、これは無理だというような中身も聞きました。

そういう形で、なぜそれを、木材がいいというと、もとの役場、今は自動車学校で50年以上たって、今もって使っているわけ。そういう形で、一、二年例えば、遅らせてもそういう構造

で県の予算なり何かしてできる方法はないのかと思って、そういう形も含めて伺います。

○芳賀沼順一議長 建設課長。

○鈴木忠男建設課長 お答えいたします。

昨日、4番議員のご質問にもありましたとおり、私どもいろいろ調査をさせていただきました。それで、CLTの工法につきましては、議員おただしのとおり、床材あるいは壁材、こういったものに使用する材料ということでございます。ただ、今、このCLTにつきましては実証実験中だということで、コストも非常に高いコストになってございます。

私の資料といたしましては、国土交通省の資料で申し上げますが、1立米当たり15万円、こういった単価になってございます。これは、RC造、いわゆるコンクリート造の建物と比較しますと約2倍かかってしまうという単価になってございますし、それよりも、今の段階では、基準強度といたしますか、そういった規定もまだでき上がっていない。

それから、設計基準、そういったものも試行の段階でありますので、明示されていないという状況でございますので、今すぐ新庁舎に使用するというのはなかなか対応し切れないという状況でございますし、もう一つつけ加えますと、日本の中で製造しているのは3工場しかないということで、鹿児島、岡山、鳥取県に1個ずつしかまだ製造工場がございません。先ほど申し上げますように、地場産材を活用するという立場になりますと、そこまで木材を運んで、仕上げていただいて、また運送して持ってくるという状況になりますと、そこに運搬費がまたかさみますから、今の段階では非常に新庁舎に使用するというのは不可能に近いという状況になっているからというように思います。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 私のほうからもお答えいたしますが、今、建設課長がご答弁申し上げたとおりなんですが、ご承知のように、今、資材単価、労務単価が非常に高騰を続けておりまして、この新庁舎についても、当初の計画に比べますとかなり事業費全体が大きくなっております。

2番議員のおただしのように、一、二年遅らせても、というお話がございましたが、このような状況の中で延ばすことは、最終的には建設自体が危ぶまれるということになってございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 そうい、今、答弁をいただいたけれども、非常に建物のコストが高

いという形なんだけれども、再利用だの、ランニングコストを使うと、50年とか何かしつとせ、逆に俺、安くなるんでないかなと思うわけ。再利用、そっくり再利用できますから、そういう形で。

俺は素人の考えだ。技術的なことはないんだけど、そういう形で、これは県でも相当、この前の会議で力を入れておりますので、ぜひ、これをできるだけ、CLTの地元材を使ったり、いろんな形で利用をしていただきたいなと思っているわけでございます。

そういう形で、今の答えはそうは引き出すことはできないですが、我々も新庁舎に向けていろんな形で協力を、何かいい案がありましたら、そういう形で一緒に協力する方向で行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういう形で、時間がちょっと30分ばかり早いですが、終わっていきたくと思ひます。

○芳賀沼順一議長 そんなに早くない。大丈夫だよ。

よろしいですか。最後のは答弁要りませんか。

○2番 星 光久議員 答弁ありましたら。

○芳賀沼順一議長 何か簡単に。いや、いいですよ。別になければ。簡単に。

町長。

○大宅宗吉町長 答弁を求められましたものですから答弁させていただきますが、新技術であったり、あるいは新しいものというのか、そういった場合はいろんな評価のされ方があるかと思ひます。検証しなきゃならないということもありますし、今、議員がおっしゃられた再利用の場合と言われましたが、新庁舎にそれを導入して、再利用と考えれば、これから50年後なのか100年後なのかの話になると思ひます。そうしたことは特例でしょうけれども、やはり、今現在の建設費がどうなるのか、そして、先ほども建設課長が申し上げた今の懸念、そこら辺も含めた中で判断すべきだろうと、現在はそう思ひています。

ですから、そのほかのいろんな事業の中で、CLTの工法が一番いいんだよというようなことが判断されれば、そしてまた、いろいろ検証できた中で大丈夫だよと判断されれば、これは町の公共事業というか、事業の中で使用、採用していくのはいいことだと私は思ひます。

先ほども申し上げましたが、森林の活用、私どものこれからの将来に大きく影響があるものですから、この技術がもっと普及して、そして安価で安全な工法といひますか、そういうことが認められれば、町としてもそういうことを。逆にまた生産地になるということも可能だと私は思ひますので、そういうことも含めてしっかり情報収集して、そして対応を考えていく必要があるんじゃないかなと、そのように考えておりますので、ご理解をお願ひしたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 星光久君。

○2番 星光久議員 これで終わります。来年、顔合わせできるかできないかわかんないんですが、ありがとうございました。よろしくお願ひします。終わります。

○芳賀沼順一議長 以上で、2番、星光久君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩し、昼食休憩とします。午後1時から会議を開きます。

ご苦勞さまです。

休憩 午前11時43分

再開 午後 1時00分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。



◎発言の申し出

○芳賀沼順一議長 ここで、総務課長より発言したい旨の申し入れがありましたので、これを許可します。

総務課長。

○湯田文則総務課長 事前に配付してあります平成27年第1回議会定例会議案書の一部に誤りが発見されましたので、この後、議長の許可をいただき、訂正後の議案書の配付によって訂正をさせていただきたいと思ひます。

それでは、訂正内容をご説明申し上げます。

お配りの議案書の114ページをご覧いただきたいと思ひます。

114ページでございますが、議案第23号 南会津町南郷交流促進センター・物産館条例の一部を改正する条例であります、本文中のまず1行目でございます。括弧書き、条例制定番号であります、平成23年南会津町条例第30号となっておりますが、こちらを平成18年南会津町条例第158号にご訂正をお願いしたいと思ひます。

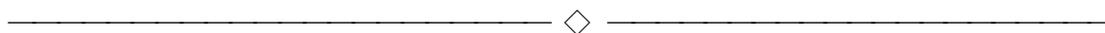
もう一度申し上げます。本文中の1行目の中の括弧書き、条例制定番号でございますが、平

成23年南会津町条例第30号となっておりますが、こちらを平成18年南会津町条例第158号にご訂正をお願いしたいと思います。

次に、次ページの別紙、別表であります。こちらの116ページをご覧いただきたいと思えます。

116ページ、この表で終わっておりますが、この表の下に備考が本来入るべきところを、備考の部分が漏れておりました。こちらのほうの追加をさせていただきたいという、この2件でございまして、訂正、追加部分につきましては、これからお配りいたします議案書の中に赤字で表示をさせていただいておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、訂正内容を申し上げましたので、よろしくお願いをしたいと思います。



◎委員会提出議案第1号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長　ここで議長から申し上げます。

これから議題となります議案などの審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、質疑の趣旨は簡単明瞭に願います。

日程第2、委員会提出議案第1号　南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第2号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第3、委員会提出議案第2号 南会津町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第4、議案第2号 南会津町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

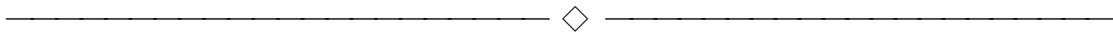
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第5、議案第3号 南会津町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第6、議案第4号 南会津町教育支援委員会条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 これは、これまでの就学指導審議会にかわる機関と理解しておりますが、これによって、具体的にどのようにこれまで解決できなかった課題が解決できるのか、また、これまでの制度の中で課題とされてきたことは何なのか伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 お答えいたします。

今まで、就学指導審議会ということでもいろいろ審議してまいりましたが、議員おただしのよ
うに、この制度が新たに教育支援委員会にかわるという内容であります。

具体的に何が変わったということになりますが、新たに小学校に入る子供、これを対象、さらには在校生ということを対象にしておりました。ただ、新入学に当たって、就学時の健康診断ということがありまして、その際、身体測定、さらには内科、歯科の健診、さらには知的発

達スクリーニングというような3項目についてやっていますが、この診断に基づいて検査結果等を保護者の方に報告しながら、お子様にとってどういった教育がよりふさわしいのかということで、審議会の中でいろいろ議論してきましたが、この就学時健診の前に、さらに幼児のうちからいろいろ問題等を検討しながら、就学時健診に備えるというような趣旨があります。

ですから、対象者が就学時前から、さらにもっと前の幼児期からいろいろ検討させていただいて、その子のよりよい教育環境を整えましょうというのが大きな制定の内容となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 なぜ今、これをただしたかということ、私は現役のPTAですので、そして今、田島第二小学校に子供もおります。そんな中で、特別支援学級ができて、非常によいサービスが提供されていると理解しているんですけども、保護者の中には、一度特別支援学級に入ってしまうと、なかなかそこから通常の学級に移れないのではないかと非常に危惧される方が多くて、私は、これはちょっとした不理解ではないかなと思っております。

できれば、その子、その子に合った支援をしてあげることによって、ふさわしいサービスの提供ができて、しっかりした教育が受けられるというようなふうには理解しているんですけども、どうもその不理解があることによって、適切な時期に、やはり早いほうが本人の理解も深まるし、周りの支援も受けられるということ、その子供が通常の学級、支援学級から普通の学級に入ったときに、その子を支えるような雰囲気が出て、非常にクラスとして円満になるというか、非常にいい組織になるということが現場で見られるものですから、ぜひ、これについては適切な支援、指導をしていただきたい、助言をしていただきたいということで質問させていただきました。

したがって、できるだけ早目に、そのような事案が見つかった場合は、この制度のもとで処置をしていただきたいと、支援していただきたいということを申し述べたいと思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第7、議案第5号 南会津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 議案第5号から議案第7号については子育て支援のお話かと思うんですけども、都会で散見される待機児童の解消であったり、認可を受けない保育所での事故を防ぐための条例づくりということで理解しております。

そんな中で、私の身近なところでこんな事案があったので、ぜひ質疑させていただきたいと思います。

母一人子一人、不幸にもそうなってしまったというところで、母親が入院せざるを得ない病気にかかってしまった。そんなときに、小学生のお子さんだったんですけども、本来であればもう1週間入院したほうがいいよというようなとき、お母さんは、子供がどうしても心配なので1週間早く退院されて、それからすぐ働いて、子育てをしたというようなことがございました。

これは一例に過ぎませんが、都会であれば24時間保育をしてくれるような施設であったり、民間事業者がいるかと思うんですけども、なかなか田舎にはそういった事業者、要

は総体の数が少ないがために育たないのではないかというような危惧をしております。

まずお聞きしたいことは、町における母子世帯の数、平成26年度における母子世帯の数をお伺いしたいと思います。

その理由はもう一つございまして、平成23年度の全国母子世帯調査によりますと、母子世帯の世帯収入というのが、普通に、両親であったり、おじいちゃん、おばあちゃんがいる、普通に児童がいる世帯と比べたときに7割程度の収入しかないというようなことで、新たな貧困を生んでいるのではないかと、十分な教育を受けることができなくなっているのではないかとというようなこともございました。こういったことも社会問題になっていきますので、あわせて、母子世帯の数を伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 答えをいたします。

母子世帯の数でございますが、今、手元に25年度の事務報告がございます。その中で、ひとり親家庭の医療助成状況の中での数でございますが、対象人員が112名となっております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 これはひとり親ですから、お父さんとお子さんというケースもあるかと思いますが。

状況について伺いたいんですけれども、これは増える傾向にあるのか、そうではないのかということをお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 答えをいたします。

最近の住民移動の状況を見ますと、やはり離婚のご家庭が多うございます。そういう中で、増えてきているというような実感は持っておりますが、数値についてのこれまでの経過のところまでは持ち合わせていないので、私の感覚だけで申し上げたところがございますので、ご理解ください。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 増加傾向があるということなんですけれども、なかなかわかりにくいことなんです。我々、そうでない家庭においても、ただ、コミュニティーを一つとして考えると、そういう方が増えてくると、じゃ、そういう人たちをどうやって支えていったらいいのかというのは、先手を打って考えていかななくてはならないのかなと。

また、先ほどあった新たな貧困を生まないためにもそうですし、子供たちの教育を考えた場合にもそうであろうかなと思っております。

これはいい機会かなと思いますので、と言いたいと思うんですけども、その次に、この条例では、特定教育・保育施設というのを想定されておりますけれども、想定の中では、民間事業者ということ想定されているかと思うんですけども、そのような理解でよろしいのでしょうか。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 お答えをいたします。

先に議員が、この議案が出た中での背景についてはお話をされたかと思うんですが、民間、特に小規模な家庭的保育というところが、これから町の認可、申請を受け付けすることができると。つまり、市町村レベルで大きな保育、20人以上の施設保育というのが、大きな設備投資とか、そういったものが必要なんですけれども、待機児童の解消のために、19人以下とか5人以下とかいった小規模なものも対象とするということで、民間のご家庭でやることもできると、そういった、あと、事業所内での保育施設ができるということでございますので、この件については柔軟な間口を広げた待機児童の解消でございますので、そういう方が申し出、申請をされれば、そういうところは民間でやられるという可能性が出てきたということでございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 まさに、地方創生という中で、子育てのしやすい環境を整えるであるとか、よりよい教育環境を与えるという部分において深く関連してくるのかなと思います。

ただ、このような条例が制定されたばかりですので、具体的にどのような、例えば、こういった民間事業者、困っている人がいて、それに対応するための事業者を育成するんだとか、どのような助成制度をつくっていくんだということに関してはこれからのお話かとは思いますが、そういった困っている人がもしいられるのであれば、そういったことも今後検討されるべきではないかと思っておりますので、そのような方向性があるのかなのか伺いたしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 お答えをいたします。

町として、ということではないので、あくまでも、こういった受け皿、創設ということでございますが、今までは認可保育じゃないようなところでは現実にあったところでございますし、町でも、実際、そういう託児所的なところをやっていたらよかった方も実際いらっしやいます。

今後、そういった方が、例えば、そういう保育の知識があったり、保育現場で働いてこられた方とか、そういった方が、こういったこともさらにやってみたいということがあれば、そういう受け皿として期待できるのではないかなとは思いますが、何分、民間の方の意思ということですので、そちらのほうに委ねる部分が多いのかなと思っております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 最後の質問です。

以前、子育てサポーター制度のようなものがあって、数時間の育児というか保育というものを一般の方の登録制度によって担うというような部分があったかと思えますけれども、これについては現在も続いているのか、そして、このような制度とどのように整合性を合わせていくのかということに関して、見解を伺います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 答えをいたします。

子育てサポーター制度、今でも確かにありまして、子育て支援センター、びわのかげ保育所の中にございますが、あちらのほうでもそういった登録とか研修会等も継続してやっております。ただ、やはりその方たちへの需要というものはなかなかないようございまして、今は、訪問型というのも確かにできるものですから、そういう方たちがこういうものの登録とかされた場合に、ある程度の資格、ちょっと今、詳しいほどはわからないんですけども、訪問型ということもできる制度の仕組みにはなっていますので、そういった中での利用の仕方も今後される期待はしているところでございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第8、議案第6号 南会津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第9、議案第7号 南会津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 これを条例で定めるということですが、ざっくりばらんに、現在のやり方と、これが通った場合、条例になった場合どういうふうに違うのか、教えていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 答えをいたします。

これにつきましては、これまでの国の基準によってやっていた事業でございまして、町でも要綱を定めておりましたが、この事案については、今後、全く現状どおりの、今の基準どおりということでございますので、変わるものではございません。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 この中に、事業者の公募なんていうふうな形を考えていらっしゃるかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 健康福祉課長。

○舟木由紀子健康福祉課長 答えをいたします。

現在、町には学童保育ということで、今度、館岩地区も含めると、全ての地区において充足されるということになりまして、現段階においてはそれで充足ということでございますので、今後の公募、施設を多くするというようなことでは考えておりませんで、既存の施設の中で対応できるというふうに判断しております。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第10、議案第8号 南会津町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第11、議案第9号 南会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第12、議案第10号 南会津町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

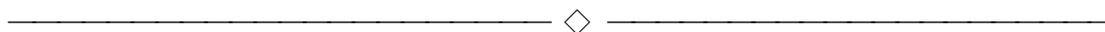
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第13、議案第11号 南会津町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 スクールソーシャルワーカーの報酬に関してお伺いしたいと思います。

平成27年度の主要事業概要を見ますと、スクールソーシャルワーカー活用事業とスクールソーシャルワーカー緊急派遣事業というようなことで掲載されております。スクールソーシャル

ワーカー緊急派遣事業のほうを見ますと予算額の変更はないんですけども、その上のスクールソーシャルワーカー活用事業のほう、こちらに関しては、平成26年が508万3,000円、平成27年に関しては383万7,000円と予算の減額になっております。

まず、この対象人数は変わっていないのか、変更があるのかを伺います。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 おただしのありました人数につきましては、平成26年度は2名であったものが、平成27年度は1名ということでご理解いただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 これは人員に関してなので、そこに関してはまた新年度予算のときに伺いたと思いますが、総務課長のほうから我々総務委員会のほうで、なぜ時給から月給になったかということをお伺いしたわけですけども、現場として、ほかの臨時職員等々を比較したときに合わなかったというようなことがありましたが、具体的に、何か事象というのはあったんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 平成26年度の主任のスクールソーシャルワーカーについては、1時間当たり3,000円、週3日の勤務であるというようなことで勤務していただいています。週3日ということではありますが、非常に抱える問題が年々増加しているというような状況もあります。

このために、問題解決に当たっては、週3日勤務のところを4日勤務ということ考えています。そうした場合、3,000円の時給に対して週4日というような形になりますと、報酬額が非常に多くなるというような実態もあります。そのことは、ほかの非常勤特別職の月額報酬、それと比べて非常に突出というようなこともありますので、この際、時間給から月額報酬というようなことで、さらにはスクールソーシャルワーカーの勤務条件の改善ということで、週18時間であれば社会保険の加入がありませんでしたが、週4日ということで社会保険の加入も当然あるというような待遇改善も含めて、よりよい勤務条件とさらには業務の充実ということで、今回、改正を願うものであります。

以上です。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 需要が非常にあると、3日だったものが4日必要だったのでそう行ってきたけれども、総額として増えてしまうので、それはそぐわないのではないかとというような

お話だったんですけれども、そもそも、以前の制度、1時間当たり3,000円という額があったわけなんですけれども、この根拠というのは何だったんでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 答えいたします。

スクールソーシャルワーカーの報酬の算定につきましては、教育現場の講師の先生方の単価、これが導入時からのベースになっているというようなことで、この間対応してまいりました。そういったこともあって、ベースになる基準が教員の、講師の時間給、現在でも雇用関係については時間給ということで対応していらっしゃると思いますが、その部分を町独自の考えに改めるといことでありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 スクールソーシャルワーカーとしての単価ということで契約されたのであれば、少しお話が変わってくるのかなというようなことを思っただけです、伺いました。

需要が増えているようですので、労使間のことですので、しっかりお話し合いの上で改善されたかと思ひますので、以上で質問を終わりたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第14、議案第12号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第15、議案第13号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第16、議案第14号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第17、議案第15号 南会津町立保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第18、議案第16号 南会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第19、議案第17号 南会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第20、議案第18号 南会津町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第21、議案第19号 南会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第22、議案第20号 南会津町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第23、議案第21号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第24、議案第22号 南会津町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第25、議案第23号 南会津町南郷交流促進センター・物産館条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第26、議案第24号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務

条件に関する条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

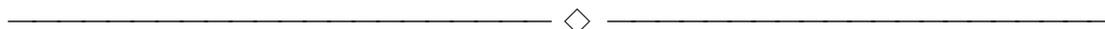
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎諮問第1号の質疑、採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第27、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

ここで、審議に際して、本案件に利害関係のある議員がありますので、地方自治法第117条の規定により、1番、大桃英樹君の退場を求めます。

〔1番 大桃英樹議員退場〕

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決します。

本案は諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり適任とすることに決しました。

諮問第1号の審議は終了しました。

ここで、1番、大桃英樹君の入場を許します。

〔1番 大桃英樹議員入場〕



◎議案第25号、議案第26号の一括質疑、一括討論、一括採決

○芳賀沼順一議長 ここで、議長からお諮りいたします。

議案第25号から議案第47号までは公の施設の指定管理者の指定についてであります。類似の施設については一括して議題とし、一括質疑、一括討論、一括採決にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしでありますので、そのように議事を進めさせていただきます。

次に、日程第28、議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について（地区集会所25か所）、日程第29、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町大川公民館、南会津町界公民館）を一括して議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより、議案第25号及び議案第26号を一括して採決いたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号及び議案第26号は原案のとおり可決されました。



◎議案第27号から議案第30号まで一括質疑、一括討論、一括採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第30、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町老人デイサービスセンターみさわ荘）、日程第31、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町館岩老人福祉センターことぶき荘、南会津町南郷老人福祉センターみさわ荘）、日程第32、議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町伊南高齢者生活福祉センター尾白荘）、日程第33、議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町伊南在宅介護支援センター）、これを一括して議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより、議案第27号から議案第30号まで4件を一括して採決いたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第30号までの4件は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号から議案第33号まで一括質疑、一括討論、一括採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第34、議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について（生活改善センター4か所）、日程第35、議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町和泉田農村環境改善センター）、日程第36、議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町たのせ集会所、南会津町戸中集会所）を一括して議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより議案第31号から議案第33号まで3件を一括して採決いたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第33号までの3件は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第37、議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町館岩穀物乾燥調製施設、南会津町館岩穀物集出荷貯蔵施設、南会津町館岩農業総合管理センター）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第38、議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（農村公園14か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第39、議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町久川ふれあい広場）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第37号、議案第38号の一括質疑、一括討論、一括採決

○芳賀沼順一議長 次に、日程第40、議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について

(南会津町総合交流促進センターいわした、南会津町湯ノ花温泉交流センター)、日程第41、議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について(南会津町木伏転作センター)を一括して議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これより議案第37号及び議案第38号を一括して採決いたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号及び議案第38号は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第42、議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について(南会津町伊南ライスセンター、南会津町伊南育苗センター)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第43、議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町伊南林業総合センター）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第44、議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町館岩広域観光案内所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第45、議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町ふるさと番屋ビューポイント、南会津町ふるさと中小屋ビューポイント）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第46、議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町前沢曲家資料館等8か所）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第47、議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町会津高原ふれあい農園）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第45号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第48、議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町ものづくり伝承館）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第46号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第49、議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町川衣交流センター）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第50、議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について（南会津町木材加工保管施設、南会津町チップ生産保管施設）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 新しく南会津森林組合ができて、これから我々も、活動を期待を持って見守っているわけなんですけれども、今回、この指定管理者に当たるについて、町のほうから、こういった運用だとか、こういった管理をしてくれとか、そういった要望があればちょっとお尋ねをしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

今までは、伊南森林組合がこの施設をやっておったんですが、今度、3月1日に南会津森林組合というふうな名前でも3つの森林組合が合併しました。そんな関係で、今までの事業内容でも、成績のいいところと悪いところがあったんですが、それを含めて、事業のよかった点につ

いてどんどん成長分野を頑張ってもらいたいと。いろいろな事業の効果がつかなかったことについても、事業の効果があつたものを勉強しながらやっていきたいというようなことでお願いしているところでした。

今回、チップ生産についても、先ほどチップの含水量等もいろいろ問題点がありましたので、まず、含水量を下げるには原木を貯蔵しながら、1年間貯蔵してサイクルしながらやれば、自然乾燥で含水量も下がるというようなこともありますので、そういったことを含めながら、緊急の場合はやむを得なく伐採した間伐材をチップにしなくちゃいけなかったんですが、そういったことがなくて、3つの森林組合が集めた材をサイクルを持って回しながらやれば含水量も下がってくるんじゃないかということも含めて、今回、指定管理については、そのようなことをお願いしたところでございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 各議員の一般質問を聞いていても、やはりみんな夢を持っているのは、この地域を創生するためには、この周りの木材等をやはり利用していかなきゃいかんというのは、これはみんな思っていることだと思うんです。それで、そのキーポイントになるのは、多分この施設だと思うんですよ。

ですから、町がもっとこの施設を大きくしたいから、あんたんとこ、今度合併した森林組合でやるんだから、ちょっと勉強して、例えば、勉強が足りないと思ったら、オーストリアでもドイツでも行って、派遣するから、その費用は町で持つよと。とにかく徹底的に勉強して、町の創生の一環としたいんだからくらいの意気込みを示さないと、向こうの組合だって、どのくらいお金を使っていいのか、あるいは借りた施設をそのまま、今ある能力内で使っていけばいいのか、そこは町の大元として、もうやりたいことをやってくれと、金は心配するなど、よそのところに研修に行きたいのなら。

チップ関係では、この間NHKでも多分見たと思うんです、皆さん、こういった議会の時期だから。10万トン为国は計画しているけれども、地方はそれじゃだめだと言っているわけでしょう。なぜなら、10万トンにすると、拠点に運ぶために木材を非常に多く、だから会津は一つなんて言われちゃうんですよ。そうすれば、輸送コストが多くなって、採算が合わないよと。全国で70カ所もやっているんだから。今は、逆に、国のそういう指示があっても、1万トンくらいクラスのバイオマスの発電があるんだから、逆にそちらをやんなさいよと、地方では流れは反対になっているんですよ。初めできたときと。

そういう事例もあるから、あんたの組合で何万トンくらい集積できるんだ、何万トンくらいチップにできるんだと、そのための課題は何なんだというような、こちらから逆に、指定管理者にする前にそういった情報を提供してあげて、勉強させる環境づくりをさせてあげることが大事だと思うんです。そういった意味では、研修だとかそういったものの助言はしているのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

今回の一般質問、あるいは多くの皆さんから木材のチップの現状、今後の課題、テーマを受けまして、環境水道課長のほうから現状の課題についてはご説明をさせていただいたところでございます。それに向かって一個一個、課題解決の努力を森林組合とともにしていきたいというふうに考えてございます。

今、議員から提案がありましたオーストリアの派遣につきましては、町と森林組合の職員を14日から20日まで派遣するように決めておりまして、実際にアストリアホテルで実証実験をやっているものと現地での効果について検証しながら研修をさせたいと思っていますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 これは私も経験があるんですけども、我々も役場の職員と一緒に、もう十五、六年前かな、ドイツにごみ関係で二十五、六人くらいで、たしか総額1人30万から40万くらいかかって、個人では町民の方も10万か、15万は出さないな、俺、金そんなにならぬから、多分10万くらいで行ったと思うんです。

非常に勉強になったのは、そのときに、役場職員が事前研修をやったと。過去にはやったことはなかったですよ、そんなこと。事前研修をやって、そして研修に行って、研修が終わったならば、皆さん報告書を出してくださいと、こういう話があったんです。

当時、私は議員じゃなかったですけども、その当時は議員さんが3名か4名いまして、そんなの旅行に行ったって、議員の視察ですよ。行ったって、みんな事務局にやらせているのに、そんな報告書出せだなんていう話があったんだけど、最終的には事務局が強烈に言ったおかげで、報告書を全部出した。そのかわり、研修に行く前、研修に行ったとき、それからそれを田島町にどう生かすかということ、いわゆる今でこそ皆さんP D C Aなんて言っていますけれども、当時それをやったんですよ。十五、六年前に。

だから、そういう意味では、ぜひ、今回の研修、我々は産建じゃなかった、産建の方は聞い

ていると。ぜひ、その研修を、そういった事前研修からびしっとやって、我が町に戻ってきたときにはどうすればいいんだという報告をして、その上で、なおかつ興味のある人は町の金で20人くらい、再度じゃ同じところを見に行こうとか、そうすれば、本当の意味の、今議会で議論になっているように、わけがわかるかわからない、数字がはっきりしない中で、みんな空想の世界で質問したり答弁したりしているわけです。

ですから、実際に数字を使った本当の意味の討論ができるんじゃないかと思うんで、その辺の意気込みをお聞かせいただきたいと思います。研修に対する意気込みです。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、今回のテーマについては、林野庁の事業計画の一環として、町の職員、さらには森林組合の職員、それからミドリ安全さんの職員の合同で、現地のやつと、今、アストリアでやられている実証との中身を詰めていきましょうということでございまして、課題は明確でございますから、今、議員からご指摘があったいわゆる事前研修については当然協議をしておりますので、進んでいるものというふうに思っております。

今後、帰ってきて、実際に不具合があった点について、何が本当に原因だったのか、さらには、皆さんから木材利用ということでいろいろ提案を受けていますので、町として木材利用を拡大するためにはどういう手法が今後具体的に必要なのか、そういったものについて検証させていただきたいと思っています。

それから、その他のさまざまな研修の提案もございました。それについては、今後、行政需要と効果の面で判断をさせていただいて、必要であれば、海外研修も含めて検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第51、議案第48号 損害賠償の額の決定並びに和解についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

2番、星光久君。

○2番 星光久議員 この中身を見ますと、かなり、百五十何万の物損事故だと思うんですが、物損事故にしてはかなりの、全損というか、そういう形だと思うのな。それで、どういう中身だったのかちょっと聞きたいんですが、人身の怪我はなかったのか、そういうことも含めて。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

町長が、初日に提案理由の説明の中で申し上げてはおりますが、昨年8月12日に、宮本東、あそこの御蔵入交流館の付近のバイパスで、町有車の前を2台車が走っておりまして、町有車のすぐ前が乗用車、さらにその先にトラックが走っておりまして、トラックが急ブレーキを踏みましたところ、次の乗用車がまた急ブレーキを踏みまして、その後を走っておりまして公用車が同じように急ブレーキを踏んだんですが、間に合わずにその乗用車に追突したという事故でございまして、町に100%過失があるということでこのような金額になったわけですが、内容的には当然、物損プラス追突されたということでの人身事故等々、医療費等も含めた中での額になってございます。

○芳賀沼順一議長 2番、星光久君。

○2番 星 光久議員 そこで、人身事故というのはすぐ出ない部分もあるし、そのときに出て終わる部分もあるし、俺もこれやったことあるからわかるんだけど、ぶつけて、終わってから、和解してから、後から出たってこともあるわけ。ほんじゃけども、調子悪いとか何かのときは、俺もあったけれども、その後、そういうことだったら仕方ないという形で、後から再度、入院なり何かして、補償したことがあるわけな。そういう形で、今度の議案は和解となっているから、これは全て和解したと思うんだけど、例えば、後から、後遺症とか何か出た場合、この和解の範囲外で、例えばむち打ちとか何か出た場合、町としてどういう対応をするのか伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、昨年の8月の事故でありまして、当然、人身が含まれておりましたので、かなり被害者の方が通院等々をされておりましたので、ですから、かなり時間がかかったということでございます。

当然、今回議案に提案するに当たっては、相手方と示談交渉をしておりましたので、今般、示談の協議が調ったということでの提案でありますので、当然、示談については今後一切要求はしないということになっておりますので、議員がご心配されるようなことはないと考えております。

○芳賀沼順一議長 2番、星光久君。

○2番 星 光久議員 そういう形で、俺も経験があるので、一回示談して、それから後は示談しないということで、そう書いてあるけれども、その後やはり、これは交通事故の後遺症ですと、後から首が痛いとか何か医者診断書をもらってきて、補償とか何かをしたことがあるものですから、そういうことが再度あった場合、応じるのか応じないのかという形であります。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

基本的に、示談書を取り交わした場合は応じないというふうに考えてございます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第52、議案第49号 平成26年度南会津町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 一般補正の21ページ、ここの委託料に総合戦略策定事業というのがあります。私、全員協議会るとき、ちょっと時間に遅れてこの項目が詳しく聞けなかったものですから、後から議員仲間から聞いたら、中身何もないよと。今年、いろいろやってきた事業を振り分けて、その後、来年度、27年度でやると。それで、戦略会議の予算についてはこれから決めるんだというような話を私は聞いたんですけども、実際に、町の計画としては、この予算はどんなふうに使うつもりなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 お答えをいたします。

総合戦略策定事業でございますが、今回の国の補正に関わる事業の中で、ご存じのとおり、平成27年度に町としての総合戦略を策定することとなります。前段、今年の秋を目途に素案を

作成していくというようなことでご答弁も申し上げた経過もございますが、それに関わるこの企画費の中の策定事業としまして、一つは、これから町の後期の振興計画とあわせてこの計画を策定するような形になりますが、まず、住民参加という視点で、住民の方々のワークショップ、そういったものも計画しております。そのようなことから、報償費の中ではそういったワークショップに関わる謝金等の経費、これについて見てございます。

さらには、この算定を進めるに当たりましてさまざまな雑費的なものもかかりますので、これは需用費の中で措置をしているということでございます。さらに、委託料の中で、その策定をしていく上では、当然、人口ビジョンというようなことで、南会津町の今後の人口の推計等についても分析をして、それを踏まえた中で計画を作っていくということになりますので、基本的には、戦略は町が作る、国のほうからも100%丸投げはだめです、というような通知も来ておりますので作っていくんですが、専門的な分析、そういったところ、あるいは外部人材、外部の方からの目線での指導、助言をいただくということを含めまして、委託料として200万計上してございます。

さらには、これまでの南会津町が取り組んできましたいわゆる地域づくり、これらの事業のPDCAを回す中で、さらにそれをバージョンアップしていくようなこともございますので、それらの総合戦略進行管理ということで委託料がございまして、これは26年度も進めております施策事務事業の評価、このところをあわせて、戦略づくりの中で実施をしながら、これまでの事業とさらに新しく課題として出てくるものの事業化、そういったものを戦略として組み立てていくための経費としてここに盛り込ませていただいたところでございます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 概略はわかりました。

それで、私は、今答弁あったように、国が作るんじゃないよ、町が作るんだよということ、それと、町長も施政方針で述べているように、来年度は相当いろんな計画が目白押しになっていますよね。

その中で、私は、ここ五、六年、ずっと議会で各執行部の答弁等を聞いていますけれども、全体的に感じるの、何かコーディネート力が大分薄くなっているんじゃないかなとを感じるんです。これは議会も一緒ですけども、議会もこれからやるべきことは、新しい人が議員になったならば、議会の人材育成というのは多分課題になってくると思います。議会をどう進めていくかと、どういったところをチェックポイントにするかとか。そのためには相当の人手もか

かりますけれども、私は、行政もそうだと思うんです。

コーディネートを磨かない限り、幾ら町民参加でやったとしても、その計画書をつくるときの旗振り役がしっかりしていないと。行政でいえば課長ですよ。課長がしっかりしていなきゃ、課がうまくいかないよと一緒に、課長が、その課に対して総合的に今すぐやるべきことを、5年後、10年後、全てトータルのコーディネートをできるかどうかによって、私はその課の命運が決まってくるんだと思う。

これを見ていると、どうもコーディネートのほうに、これは行政全体でやるわけですから、コーディネーターを育成するような文言が全然入っていない。一般町民の人材育成と入っているけれども、役場行政職員の人材育成なんていうのは一つも入っていない。これが15年、20年前であれば、国・県から来たとおりのことをやっていけばいいですけども、今まさにこの事業が、町自体で発想して、町に合った計画を出さないとお金が下りてこないという時代になっているわけですよ。

そのためには、いかに町に合ったような計画をコーディネートできる人材を増やすかということだと思うんです。ですから、いろんな計画をする前に、コーディネートするための町民の教育、議会の教育やそれから行政の教育、教育と言うと大げさになるかもしれないけれども、勉強会が必要じゃないかなと思うんですけども、その辺の計画はどうなっておりますか。

私は、優先順位の第1番は人材育成、要するに、そういった企画力を上げるための勉強会だと思うんですけども、その点についてお伺いいたします。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 お答えいたします。

議員おただしのおりだろうと思います。計画づくりを進めていく上で、町民の皆様あるいはいろんな方々の参画をいただいたときに、それをいかにまとめていくといいますか、それを調整して計画づくりにしていくというのが大きな一つのポイントだと思っております。

そういう意味で、具体的な進め方といたしましては、仕事づくりあるいは子育て、そういった、一般質問でもお答えさせていただきましたけれども、庁内で部会、グループ分けをしながら、各課横断的に取り組んでいくという考え方ではおりますけれども、その前段に、今のスタート時点でのこの総合戦略づくり、あるいは地方創生の情報の共有がまず必要だというふうに認識しております。同じテーブルの中で横断的に考え方がスタートできるということからまずスタートをしていきたいという、現段階では考えているところでございます。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 私の方からもちよっとお答えさせていただきます。

議員おただしのよう、やはりマンパワー育成、職員の人材育成が非常になくてはならないというふうにご考えてございます。当然、いろいろな研修が年間を通してございますが、その中で、一般的な研修のほかに、当然、企画力のための個別の研修等もございまして、積極的にそちらのほうは参加させていただいております。

さらに、通常の業務の中で、OJT、オンザジョブトレーニングといういろんな行政ニーズが今ありますので、かなり、職員も仕事の上で勉強せざるを得ないということで、いろいろな手法の中でマンパワー育成、人材育成をやらせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○芳賀沼順一議長 13番、星登志一君。

○13番 星 登志一議員 これは議会もよく町民から言われているんですけども、「委員会の活動が全然見えないよ」だとか、それから、もうちょっと、「何でおまえらそんなに一生懸命やっているんならPRして俺らに教えたほうがいいべ」とか。

そういう意味で言うと、我々議会報告会でも、町のほうも一生懸命活動をしているんだけど、その活動はこんなことをやっているよということ、やはり町民に積極的にもっと教えていくべきだと思うんです。それでなければ、先ほどの私の質問のように、産建の委員会では知っていたけれどもって。一般質問の中で3人も4人も木材関係をやっているわけですから、当然、その中に町長答弁の中に一言、3人も4人もいる中で、「今度は森林組合と、それからみんなで研修に行くんだ」くらいの答弁は出てくると思うんですよ。もっと積極的に、やっていることを町民に知らせていけば、ああ、町はこんなにやってんだからと夢を持ってくれると思うんです。こんな動いてんだから、そのうちあの問題よくなるよとか。

我々は開かれた議会をとって目指しているんだけど、逆に一生懸命やればやるほど、閉じた議会のほうに見えちゃうけれども、行政も何かそんなふうな傾向があるんじゃないかと思うんです。開かれた行政をやっているという反面、一生懸命自分たちは努力しているんだけど、町民から見ると閉じている行政になっているなど。ですから、ぜひそういったPRの仕方を今後考えていただきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 人材育成、それからいろんな事業の進め方、そして町としての、事業の町民に対してのPRの仕方、外部的なPRの仕方もあるかと思っておりますけれども、それぞれ、いろいろ細かくというか、その部分では課題が多くあろうと、それも認識しておるところでござい

ます。

それもしっかり検証も含めた中で、こういうふうに改革していこうということは日夜やっているところでございますけれども、なかなか、今指摘されたようなことを全て、じゃ100%やっているのかと言われれば、それはやっていない部分もあると、これは認めざるを得ません。ですけれども、いろいろ答弁の中でも関連していることはできるだけ自分も答弁の中には入れたいと思っていますし、誠意を持って答弁したいと思っていますが、森林組合のことについても、皆さん方は今までもご存じだと思いますし、議会でまた改めて森林組合が合併しましたと特別な意味では言いませんでしたが、森林組合の活用の中でも、この3月になって森林組合が合併しましたから、今後、森林組合の事業、それから町の森を生かす、そういうことを期待していると、そのようなことは申し上げたところでございます。

先ほど、また、副町長のほうから、オーストリアへのボイラーに関する木材の利用とかそういうこと、実際の現場とかを見て研修というお話がありましたけれども、全てを情報提供するつもりで、決して隠すとかそういうことは全く、毛頭考えていませんし、できるだけ皆さん方に理解してもらえるように、そしてまた、いろんな意見をいただけるような対応をとっていきたいと思います。これまでもやってきたつもりですが。

ですから、町も本当にそういうふうに思っていますし、町民の意見をしっかり受けとめて、そしてそれをどう判断するのかというのは私どもの当然の行政の役割でありますから、そこは議員の皆さんも協力していただきたいし、ですから、議員の皆さんも、ともに町民の意見をしっかり聞いて、議会改革であったり、町の行政改革であったり、一緒になってやっていければ私はこれからますますよい町になると、そのように思っていますので、皆さん方もぜひ同じような気持ちでやっていただければ非常にありがたいと思っています。決して閉鎖的な考えは全くありませんので。ただ、至らない面で、言われればそうか、ということがあろうかと思いますが、そのときはいろいろまた説明させていただくということで、ご理解いただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

15番、五十嵐司君。

○15番 五十嵐 司議員 ページ数、23ページ、総務費で、節の一番下、森のエネルギー創出事業、間伐材等搬出促進費補助金で2,185万7,000円、これが上がっています。それで、ページ数、31ページ、これは款の6農林水産費で、同じく節の19負担金、補助金で森のエネルギー創出事業と同じ科目で、これは減額補正になっているんですけれども、そのいきさつをち

よっとお知らせください。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうから。

23ページに上がっておりますのは、地方創生の中で、国が26年度の補正予算に可決した分
でございまして、我が町でもそれにのっとして、前回の議員懇談会でご説明したこの一覧表の
1億円弱の事業の中に、森のエネルギー創出事業ということで2,185万7,000円計上いたしま
したので、これを26年度予算にとって、次年度、27年度に繰り越しをして、この事業を実施
していくという計画でございます。

後ろのページについては、26年度、本年度、純粹に事業をしていって、事業費の確定に伴う
補正予算というふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

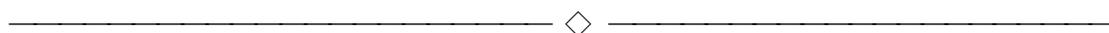
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第53、議案第50号 平成26年度南会津町国民健康保険特別会計補正

予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第54、議案第51号 平成26年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第55、議案第52号 平成26年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第56、議案第53号 平成26年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第54号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第57、議案第54号 平成26年度南会津町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

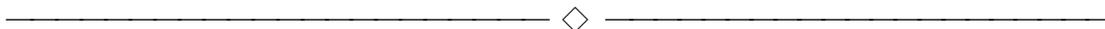
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎散会の宣告

○芳賀沼順一議長 これをもって本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

明13日は午後1時30分から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時31分

平成27年第1回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成27年3月13日(金曜日)午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第55号 平成27年度南会津町一般会計予算
- 日程第 2 議案第56号 平成27年度南会津町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 議案第57号 平成27年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 4 議案第58号 平成27年度南会津町介護保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第59号 平成27年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第60号 平成27年度南会津町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第61号 平成27年度南会津町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第62号 平成27年度南会津町水道事業会計予算
- 日程第 9 平成27年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
提出の請願について(総務委員会)
- 日程第10 平成27年陳情第1号 南会津町役場新庁舎建設、公共工事予算の確保に関する
陳情書(総務委員会)
- 追加日程第1 議案第63号 教育長の任命について
- 追加日程第2 議員提出議案第 1号 南会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例
- 追加日程第3 委員会提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見
書の提出について
- 追加日程第4 議員派遣の件について
- 追加日程第5 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(16名)

1番	大 桃 英 樹	議員	3番	湯 田 良 一	議員
4番	室 井 嘉 吉	議員	5番	室 井 実	議員

6番	湯田哲	議員	7番	渡部優	議員
8番	楠正次	議員	9番	高野精一	議員
10番	山内政	議員	11番	渡部忠雄	議員
12番	湯田秀春	議員	14番	阿久津梅夫	議員
15番	五十嵐司	議員	16番	大竹幸一	議員
17番	菅家幸弘	議員	18番	芳賀沼順一	議員

欠席議員（2名）

2番	星光久	議員	13番	星登志一	議員
----	-----	----	-----	------	----

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
五十嵐竹則	教育長	芳賀美恵子	会計室長
角田厚	総合政策課長	湯田文則	総務課長
相原盛隆	商工観光課長	星不二夫	税務課長
渡部正義	住民生活課長	舟木由紀子	健康福祉課長
鈴木忠男	建設課長	長沼豊	環境水道課長
大竹洋一	農林課長	星正信	農業委員会事務局長
馬場秀成	学校教育課長	湯田順一	生涯学習課長
星善光	舘岩総合支所長	宍戸英樹	伊南総合支所長
馬場美光	南郷総合支所長	木下光廣	監査委員

事務局職員出席者

室井裕	事務局長	鈴木雄蔵	事務局長補佐
-----	------	------	--------

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○芳賀沼順一議長 皆さん、こんにちは。

午前中は中学校の卒業式、ご苦労さまでした。

都合により欠席届のあった議員は、13番、星登志一君、2番、星光久君です。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○芳賀沼順一議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議案第55号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第1、議案第55号 平成27年度南会津町一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 2点、お伺いします。

臨時職員の雇用の件、それから2つ目に、びわのかげ保育所の民営化の件。

まず、1点目。

臨時職員の雇用形態が変わるといふふうに聞いているんですが、中身を教えてください。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

平成27年度の臨時職員の公募に当たっては、これまでの募集要件の中で大きく2点、変更させていただきました。1点目につきましては、これまで日本国籍を有する者ということの条件をつけておりましたが、これは国における、いわゆる雇用に当たって日本国籍というものは、

国の将来をつかさどる行政的な業務ということで日本国籍を有する者としておりましたが、町の臨時的な職員に当たっては、あくまでも事務の補助的な業務になりますので、そこには当てはまらないだろうということで、その国籍の条件を1つは撤廃させていただきました。

2点目は、これまで雇用期間は最長3年という上限を設けておりましたが、なかなか人材の確保が難しいということもございまして、そのような観点から3年という上限を撤廃させていただいたところになります。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 3年の雇用期間の撤廃ということで、お伺いします。

これまで3年の雇用が過去にあって、再度、雇用の申し込みは可能でしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

原則3年でございましたが、業種によって人材確保が難しい場合は、その都度、決済の中で延長していたという……

〔「過去に1回終わった人」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 そうではなくて、一度3年終わった人はということです。

○湯田文則総務課長 失礼しました。

今回、上限を撤廃いたしましたので、過去に、例えば旧田島町も含めまして、3年間、期間を満了した方についても今回は応募されているということでございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 それから、2年前だというふうに思うんですけども、いわゆる町に準じるという形で社協等の雇用も3年で切られた、切った状況があったわけですけども、去年おととしかな、これは町の指導でそういうふうな形にしたという、1回ここで質問しているというふうに思いますけれども、そういった町に準じる社協とかそういったところも同じように考えてよろしいのでしょうか。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

3年という上限は、当然、町から補助金が出ているようないわゆる社会福祉協議会とか、その他の団体についても準じていただきましたので、今回この改正によりまして、そちらの団体も3年という上限は撤廃するという考えでございます。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 2点目。

文教厚生委員会のほうで、大分、議論になったというふうにお聞きしましたけれども、びわのかげ保育所の民営化を、28年度4月を目指してということでお伺いしましたけれども、内容についてお聞きします。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

この保育所のことでありますけれども、大きな考え方で申し上げますと、私も議員時代もこう思っていたんですが、保育所の臨時職員の方がもうかなりの数がいらっしゃるんです。この待遇を何とかできないかというのが1つ。そうした中で、昨年、臨時職員に対しての報酬といえますか給料アップを何とかやったところがございますけれども、一方で、町も行財政改革をやっているところでありまして、そうした中での雇用に関するもの、それから将来の子供の今の現在の出生率というか人数を見ますと、なかなか直営の正職員を抱えるということは厳しいと、そういう見通しの中でどのようにしたらいいだろうということが一つあったわけでありま

す。

それからもう一つ、財政の問題であります。そういうことで、財政の場合は、今現在ですと交付税の中で措置されているわけでありまして、保育所によっていろいろ、ばらばらなパーセントが出てきて40%、18.8%、16.4%、24.8%とか、正直言ってちょっと何を目安にそういう数字に、保育所によって数字が出てくるのかわからない部分がありまして、そしてこれだとなかなか厳しい状況になっているということなので、むしろ民営化することによって、民営化するということは社協の運営で考えているんですけれども、これにしますと民営ということで、国のほうが2分の1、県が4分の1、そして合わせて4分の3の運営費が見られるというようなことで、財政的にも有利だと。そしてまたここで、採用についても安定した採用がしてもらえるのではないかと、そういうことも含めまして、今までどおりの保育の事業もできますし、ですからそういうことを含めた中で、また改革も可能性としては出てくるのかなと、そんな希望を持っています。

ですから、そのようなことで職員の待遇改善、それから町の財政的なこと、それから保育に対してのこれからの町の考え方、そういうことを、方向性を探っていくのには今よりも有利になると、そして決して今の状況でありますと不利なものはないというような、デメリットになるものは少ないと、そのように考えおりますので、方向性を検討して28年から実施して、この

1年間をその検討期間に充てたいということで、私の施政方針の中でも申し上げさせていただきました。

そういうことで、これからいろいろ検討することは出てくると思いますが、そのような方向性を探って、そして待遇改善であったり、しっかりした保育、それから子育て支援ができるような町としての体制を整えていきたい。そしてまた一方では財政改革にもなると、そのようなことでありますので、皆様方にまたこれからはっきり説明してまいりますし、いろいろ検討を加えてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 国の方針の中で、小泉さんの時代からそういった流れがつけられつつあったわけですが、よろしくというよりも我が町にもそういった波が来たなというふうには感じましたけれども、社協を一応想定しているというお話でしたけれども、町の職員の所属ということで、そういった職員の地位というか、もしまだ細かい検討はされていないというふうに思いますけれども、町の職員という位置づけではなくて、その位置づけも移るということではよろしいでしょうか。将来的なもので申しわけないんですけども。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今、町長からご答弁しましたように、28年度から今の方向性に向かって、具体的な検討をまずスタートさせたいというふうに考えております。

その中で、現在、町職員のいわゆる保育士、現実的にどうするんだということだろうと思えますけれども、その点に関しては身分移管ということはまず想定はしておりませんで、逆に言うと、順調にいわゆるプロパーの職員が育つまでは、一定期間の町職員の派遣等々で考えるべきだろうというふうに、基本的な考え方としては現在そのように考えております。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 どの自治体もそうですけれども、現業関係はどんどん民営化していくんだよというのは暗黙の流れがあるわけですが、今後、本町としまして、ほかの町営の保育所にも波及するというふうに考えてよろしいのでしょうか、順次。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 具体的に1つのステップから言うと、まず社協化といいますか、社会福祉協議会さんをお願いする部分として、まず最初のモデルとしては、びわのかけ保育所を想定して、28年度中に検討を加えるべきだろうというふうに想定しております。

先ほど町長からご答弁させていただいたとおり、今、少子化の時代で残念ながら町全体で100人を切る出生率になっております。そういった具体的な出生数、それに応じた、田島地域ですと田部原保育所、それから西部に行きますと南郷保育所、伊南村保育所がございますが、そういった具体的な出生数、対象数を見きわめながら、そこは判断すべきだろうというふうに考えております。

○芳賀沼順一議長 7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 町のほうで現業関係の民営化ということを考えると、ほかの現業の領域というか職域のほうにも、今後いろいろお考えなのでしょうか。

○芳賀沼順一議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これは時代の流れというよりも情勢といいますか、そういうことをしっかり判断していかないと現実に運営が厳しくなったり、あるいは本当に現実にそぐわないような、現実から乖離したような話になると、そういうようなことをしっかり避けるために、いろいろなその現業の分野でも、あるいはそのほかの分野でも考えていく必要があるのではないかなと思います。第三セクターが今までもいろいろ言われてきたところでありますけれども、やはりいろいろな福祉サービスであっても、そういうような子育て支援であっても、そのようなことで、もし改良といいますか本当に改善が加えられて、しっかりそれが運営できるようなこと、そういうことをいつも検討しながらやっていく必要があると思いますので、ですから可能性としては、まずこれ手始めという言い方がちょっと誤解されると困るんですが、まず最初に今の現状を見据えた中での待遇改善であったり、財政改善であったり、そういうことを考えた中で、全体的にそういうものもしっかり町としては検討していく役割といいますか必要性があるだろうと、出てくるだろうと、このようには思っています。ですからこの後、具体的にどこをやるのという、こういうことはまだそこまでも思っていないけれども、いずれそういうものをリストアップしながら考えていく必要が出てくる可能性としてはあるということをお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 50ページの賃金から始まります、地域おこし協力隊関係について伺いをしたいと思います。

続いて、52ページの景観づくり推進費の委託料、空き家台帳管理システム構築関係についてお尋ねをしたいと思います。

それでは初めに、地域おこし協力隊についての事業の内容について、お尋ねをしたいと思います。

人数とか、1人当たりの賃金とか、賃金というのは月額どのくらいということから、どこに所属をしていくのか。聞くところによると複数年というような話を聞いているんですが、年数はどのくらいやるのか。それも含めて、この概要を質問いたします。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えいたします。

まず、人数については3名ということで予算化をさせていただいております。また、賃金でございますが、月額16万円を見込んでございます。あと配置場所ですが、ここについては地域おこし協力隊を受け入れる場合に、その受け入れ先で何をやっていただくのか、あるいはそこで将来、定住を目指していったときに、どういった仕組みの中で南会津町が受け入れていくのかというところが非常に大切になってまいります。現在、先行して3名のうち2名程度については前沢とたのせ、ここで具体的にその地域おこしのサポートであったり、あるいは伝統的な技術産業、具体的にはカヤぶきの六次化的な産業を見据えながら地域づくりのサポート、ブランド化的なことの任務をしていただくと、そのようなことで、まずそこに2名程度の募集を今後かけていきたいというふうに考えております。

その後につきましては、今ほど申しましたように、受け入れ側の田島地域であったり、伊南地域であったり、南郷地域であったり、具体的にその募集が見える形で提示をしながら、順次また募集をしていきたいというふうに考えているところでございます。

年数につきましては、単年度でございますが、この制度上3年というようなことがございますので、継続して最長3年という考え方でおります。年度としては、1年、1年という区切りの中では考えております。

以上です。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 そうすると、この議会で議決をされて予算が通りましたらば、今後、募集をしていくということになるのかなと思うんですが、前沢集落とたのせ集落に入っていたくんだということではありますが、例えば事前の希望をされているような、そういう方というのは掌握されておられるんですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えいたします。

現在、そのような方を具体的にこちらのほうで把握をしているというようなことはございません。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 ちょっとこの制度そのものが詳しくわからないんですが、いわゆる町で発信をして、それについて全国からその発信を見て応募をするのか、それとも地域おこし協力隊の元締めでその面倒を見るのか、その辺をちょっと教えていただけませんか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えをいたします。

地域おこし協力隊につきましては、町の雇用と、臨時職員の身分の中での雇用というようにことで位置づけをしております。したがって、町が募集をして、町が本人にお会いをするなりして面接をしながら決定をしていくというような流れになります。その仕方に当たりましては、県でも統一的な相談会のようなものであるとか首都圏での開催、あるいはさまざまな、この後にそういった共同の募集の場等もございますのでそれに参加をしていくことと、町独自でもふるさと回帰センターに福島県の事務所がございますので、そこを拠点にしながら募集をかけ、あるいはPRをしていくというような募集の仕方を現在考えております。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 3人を想定されているということですが、町としては3人以上は応募をされると、そういう確信があるということでしょうか。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私からお答えをさせていただきます。

当初予算編成に当たって、担当の総合政策課のほうからは最大値、この南会津町全体の地域おこしを想定したときに、10名程度の募集をすべきでないかというような提案もございました。ただ、今、山内議員がお尋ねのとおり、町が募集して必ず、では10名の全国からの人たちが集まってくれるのかというところが極めて不安視されているところでございます。そういった中で、28年度においては、今、総合政策課長からお答えさせていただいたとおり、現実的に地域の地域おこしをしっかりとできる箇所を3カ所つくって、その中でいわゆる募集人数を少し減らした形になっておりますが、東京有楽町にございますふるさと回帰センターで常設的に相談会を設けているというような情報もございますので、そこに福島県のブースもあるということがございますので、隣接地、三島町ですとか、いわゆる今実際に、地域おこし協力隊が実際にいる近隣の町村もございますから、そういった人たちと今、情報交換をしておりますので、そう

いう中で何とか南会津町に3名の人たちが来てくれる作業をこれから開始したいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 テレビの報道などで知ることのわけですが、西会津町の女性の方が非常に脚光を浴びておられるようですが、私は事前に予算の段階で、ある程度3名なりそういうある程度の道筋みたいなものがあって、それで予算化されたのかなというふうに思っておったんですが、これから募集をかけられるということで、その内容についてはわかりました。ぜひ過重な負担がかからなくて、しっかりと来られた方が我々とは違う目線といいますか視線で地域の中に入っていかれるような、そういう行政としてもその辺のところをしっかりとわきまえていただきたいなど、変な言い方ですけれどもサポートしていただきたいなというふうに思っております。地域おこし協力隊については了解をいたしました。

それから、52ページの空き家台帳管理システムの構築業務の委託ですが、この委託先と、このシステムをどういうふうに活用していくのか、それについてちょっとお伺いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えをいたします。

委託先につきましては、今後の予算成立後にこういったシステムを構築している民間業者の方に、いわゆる一般的な委託契約の流れに沿って考えてございます。個々具体的なことについては現在提案はいただいておりますが、ございません。

さらに、このシステムの活用ということでございますが、今年度、ご存じのとおり空き家の調査をさせていただきまして、ある程度、空き家のペーパーベースの情報については整理をしております。ただ、これはペーパーベースでございますので、このシステムの中では、いわゆるパソコン上の中で地図情報と、この空き家はどこに位置するところの地図情報もセットにしなから、あるいはその空き家が一体どういう台帳上の状況に、所有者からなっているところを一元的に管理できるような形にしていくということでございます。現在、紙ベースということでございますので、支所でもその情報については、いわゆる本庁が持っているという状況に今なっておりますので、これは支所のほうでもそういったパソコン上の中でそこをのぞくことができ、空き家の相談であるとか、これは除却も含めてですが、あるいは活用、空き家バンクにつながる活用についても利便性を図っていく、そういったシステムを構築したいということでございます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 そうすると、このシステムが完了した場合においては、その空き家バンクに直結するという事は、全国どこからでもこれに入っていき、情報を確認しながらその空き家を利用できるということによろしいんですか。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 説明が少し足りなかったようで、失礼いたしました。

空き家バンクとはこのシステムは別で、あくまでも私たち職員側のいわゆる相談を受けた場合等のシステムということになっております。空き家バンクについてはまた別に、それぞれ貸したい人、売りたい人、あるいは提供する人、それを求める方、そしてそこに民間の、現在、匠の会を想定しておりますが、そこにマッチングをさせていただくような方、あるいは宅建業者の方をつなげる部分についてはまた別の、バンクについては管理をしていくということで、ここの管理システムは空き家バンクの管理ではないということでご理解をいただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 1年前でしたか、2年前、空き家を調査されて報告を受けたわけですが、一番直近の各地域ごとの空き家を、もう一回ちょっと確認をしたいと思っておりますので教えてください。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えをいたします。

降雪前に、9月までの状況でございますが、前回お答えしているかと思っておりますが、把握しているものとして田島地域が384、館岩地域が111、伊南地域が75、南郷地域が120ということで、690ということで、以前お答えをさせていただきました。

○芳賀沼順一議長 10番、山内政君。

○10番 山内 政議員 最後にか確認をさせていただきますが、今、課長から答弁をいただいたんですが、最終的にはその空き家バンクとしっかりとリンクするというようなことも考えているということによろしいんですか。

○芳賀沼順一議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをいたします。

ご承知のとおり、空き家条例につきましてはメインが利活用でございますので、ただ、今の段階では除却先行型というふうなイメージにとられている可能性もありますが、空き家バンク

をしっかりして、いかに利活用を模索することが一番の狙いでございますので、当然、今ご指摘の空き家のいわゆる台帳、管理台帳をしっかり持って、その中で所有者が売却、あるいは賃貸で貸してもいい、それを利活用するときどのくらいの修繕料が必要になる、そこに登録されるのが空き家バンクだというふうに想定しておりますので、当然ここはリンクされるべきものというふうに判断しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

〔「はい、了解」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 この当初予算概要に関わっての部分で質問をしたいと、こう思います。

6ページに関わる、今、山内議員からもあった番号10番、17番。あと番号、9ページの66番、69、70、あと73。あと、これは14ページのこの表にかかわる部分でちょっと質問をしたいと、こういうことです。

最初に、この10番の地域おこし協力隊受け入れ事業について伺いをしますが、私は率直に、これは27年度の町政のメーンスローガン、サブスローガンにもなっておりますIターン政策と連動しているものだなという受けとめを、実はしたわけであります。というのは、ここにも書いてあるように定住対策だと、こういうことですから、私がイメージしたのは昭和村でやっている織姫事業ね、あそこはほとんど来ればもうあそこに居ついて、ほとんどもうあの辺の人たちとご結婚されて、あの地域に定住をすると、こういうような強いて言えばIターンのモデル的な事業を成功させているところでありますよね。要は、この地域おこし協力隊というのも、やはり我が町の中でそういう織姫的な、ああいう技術の継承というのか何か、ああいうものにドッキングしたような、いいあんばいのアイデアが出てくれば、そういう意味でこの事業も成功するのではないかなと、こんなような立場でそういうような認識を私とすればしておりましたので、若干、今ほどのやりとりを聞いていて、どうも俺のイメージとは違うなと、だからその辺、俺のイメージが違うのであれば、それは誤りだよということで結構でございますから、その辺の認識について伺います。

○芳賀沼順一議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えをいたします。

4番議員の認識と、基本的には一緒でございます。ここに定住をしていただくということも大きな目的としております。ただその場合、本来地域おこし協力隊というのは先ほど来、申し上げましたが、地域づくりの支援であったり、あるいはその集落の自立の活動支援をしていく

とか、そういった一つの目的がございます。それとあわせて、先ほど申し上げましたが、最長3年ということですが、その3年のうちに定住をしていただくような土壌を作っていくっていただくということが、一つのまた目的となっております。

そのようなことで、たのせ、前沢を先行させてというような理由の中には、カヤぶき屋根の一つはシステム、あそこでカヤぶきをする職人さん、あるいはカヤの調達、あるいはそれをさらに前沢だけでなく、そのカヤをある意味、おうちであれ、ほかのところであれ、商品として売買をされているということもございますので、その地域の特徴を生かしてそれをその後のいわゆる生業といいますか、そこにつなげていくような取り組みも一緒にしていっていただくというようなことで考えてございます。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 いずれにしても、それは具体的に、言っているのはカヤ職人を育成して、この3カ年の計画の中で、カヤ職人に没頭してもこの地域にいれば食べていかれるぞと、こういうことをきちんとやはり裏づけさせるような事業を作っていくと、この3カ年の中でそのことを確立していくという、こういうことで定住ということが成功してくるんだと思うんです。だから、極めてそこは計画づくりというのが私は重要だと思うんですね、それは。だから、果たしてそれが本当にカヤ作りでいいのか、あるいはさらには別のものがあるのか、そこはもう十分ご検討していただいて、文字どおりこれがIターン政策の大きな柱に、今後やはりしていくんだというくらいの意気込みで、ぜひ取り組みをしていただきたいなど、こういうことを強く要請をしておきたいというふうに思います。その1点目についてはわかりました。

2つ目は、この空き家の関係なんですけど、これも国の空き家政策というものが今度できて、これ俺ラジオで聞いていたからちょっと中身まで詳しく調べてはいませんが、特別空き家ということ指定して、いわゆる空かしておくなら固定資産税を6倍取るというね、もう既にこの制度が始まったやのラジオ放送でありました。ということになると、我が町の固定資産税の収入計画も含めてこれは連動してくるかと思いますが、我が町でもそういうような法律制度が変われば、当然それに基づいて税金の徴収ということも出てくるのかなと思いますが、これは具体的にいつ頃からそういうふうになるといえることなんですかね。わかれば、ひとつ。

○芳賀沼順一議長 税務課長。

○星 不二夫税務課長 お答えします。

具体的に、いつからということのご指摘がございましたが、今ちょっとその確認まではしてございませんでした。大変申しわけございません。

確かに、今、議員おただしのように、今、住宅が建っているところは最大6分の1の、要するに特例ということで課税標準額が下がっています。そこで空き家の指定を受けて、対応しなさいという形で指導を受けても対応しない家屋について、その特例を外しましょうということで、結果的には取り壊しても取り壊さなくても、その特例の軽減が受けられなくなるというふうには聞いてございます。その適用の年度だけは、大変申しわけございませんが、現在まだ私の中で確認がとれていません。申しわけございません。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 わかりました。

あと、あわせまして、これもまたそうですが、いわゆる条例との連動もね、我が町の条例との連動がそのことによって果たして整合性が出てくるのかどうなのかも、ぜひ今後の課題としてご検討すべきではないのかと、こんなことも言うかと思ったんだけど、わからないようでありますから、そういうことでひとつ、つかんだ時点でひとつよろしくお願いします。

あと次に、この9ページの66番、米価下落緊急支援事業、田んぼの肥料の4分の1を補填をすると、支援をすると、こういうことのようにありますが、これの査定の方法というのかな、あなたに該当しますよという、そのことのやり方というのはどういうことやるんですか。教えていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

本件については、本年度、26年度も米価下落緊急対策で1反当たり2,500円を交付したんですが、今年の米価もかなり、30キロのお米で4,150円というかなり低い単価になりまして、農家の生産意欲をなくす心配もありますので、27年についても引き続きやっていきたいということになります。一応、営農計画書を出して出荷される方が該当になります。

それで、その2,200円の根拠なんです、1反歩、肥料にかかる全国平均が、8,800円の肥料が大体かかるというようなことではありますが、これはあくまでも平均です。というわけで、その8,800円の4分の1の2,200円、これを反別交付してはどうかということで考えております。

ちなみに、対象者は27年の営農計画書を出される見込みの方が、大体709名ほどになりますので、その方に交付したいと。その中で引き続き27年も現金で交付をしたんですが、かなり2年目でありますので、今度は地域にも経済効果があるように、5万円未満までについては今までどおり2,200円の現金の補助を交付しまして、5万円以上になった場合については、地域商

品券をもらってもなかなか使い切れないというような心配もありますので、あくまでも肥料に対する補助ということで、各家庭の財布の中身は一緒ですので、そんなことも含めて5万円未満は現金、5万円以上については5万円までの現金とプレミアム地域商品券、南会津管内全部使える、登録されている店で、そういったことを考えて交付する内容であります。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 わかりました。

あと、この69番と70番の事業の違い、これはどういうことなのか。似たような名前でのあれになっていますので、よろしく。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

69番の新規就農経営継承総合支援事業という内容につきましては、国が新規就農をされた43歳未満の方に5年間、150万円……

〔「45歳だべ、45歳」と言う者あり〕

○大竹洋一農林課長 45歳、実際は45歳ね、研修を含めると43歳からですが、45歳未満の方が年間150万円、家族で夫婦の方は225万円なんですけど、27年度については9名の方、夫婦の方が4名、あと残り5名の方が150万の、1人で新規就農をするという方です。5年間で、ただし250万円の所得が、売り上げがあった場合、所得がある場合は次の年からはその150万は交付されないというような仕組みであります。

続きまして、70番の新規就農者支援事業ということですが、これは町が、これは45歳以上も関係ありますが、最初、新規就農をされますとかなり機材関係がかかるものですから、当面70万円を資材購入に充てる交付金を充てようということで支援するものであります。ちなみに平成27年度については、4名の方が一応該当になりますので280万円ほどを考えているところでございます。

次に、45歳までは国の支援事業ではなくて、国の支援事業に該当にならないものについては町の支援資格であるということです。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 次に、この73番の関係なんですけど、これ事業目的の内容のところの表現を見ると、素堀側溝の舗装化の実施という表現になっているんですね。素堀水路の舗装化の実施、これはどういう意味なんですかね。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 お答えします。

これも26年も事業をやりまして、引き続き27年もやるわけなんですけど、素掘りの側溝にU字溝を入れる事業でありまして、今まで毎年、素掘りですと春先に泥上げというような村普請をやっていたんですが、今度はその村普請も軽減できるような側溝を入れて、U字溝ですね、用排水の便をよくするという事業の内容であります。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 そうすると、やはりそういうのも舗装化という表現をやはりするの。

○芳賀沼順一議長 農林課長。

○大竹洋一農林課長 農業用語では舗装化と言うんですが、本来もっと皆さんにわかりやすいようにU字溝の入れ替えというような表現もよかったのかと思いますが、入れ替えではなくてU字溝を埋設、新設ですか、それを舗装化というようなことで表現しておりました。ご理解ください。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 わかりました。私の勉強不足でどうも失礼しました。

次に14ページ、この表なんですけど、地方債の状況の中で今年度末現在高見込みで217億5,674万5,000円というような見込み額になっているんですけど、これの中身で実質の、我が町として払わなくてはならない実際の額というのを、おおよそで結構ですから何ぼくらいなんですか。おおよそで結構です。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

217億5,674万5,000円、あくまでも平成27年度、新年度の年度末の見込みでありまして、今のおただしはこのうち、どのくらいを実際、町が負担するかというご質問でよろしかったでしょうか。どれだけ国からのキックバックがあるかということでもよろしいのでしょうか。

〔「うん」と言う者あり〕

○湯田文則総務課長 起債によっていろいろばらつきがありますので、例えば過疎債であれば7割交付税措置ということがありますので、一概には、その率ではできないかとは思いますが、私のほうの試算で申し上げますが、平成27年度末の現在高、これはいわゆる償還額ということでお考えいただきたいと思いますが、いわゆる元金の償還が27年度末で約152億ございます。このうち交付税として措置される、いわゆる見込みが119億9,000万、約120億くらいが大体交付税として措置されるのではないかとこのように考えておりまして、これを差し引きますと純

粹な町の負担は、いわゆる償還額になりますが、平成27年度末で申し上げれば約32億ということになるかと思えます。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 いやいや、総務課長、あまり難しく言われると俺も訳がわからなくなってしまいます。率直に言って、結構、町で今どれくらい借金があるんだと、こういうことをやはり町民なんかから言われるわけ、極端なことを言えばね。例えば、そうすると地方債の状況が約220億だわな、220億。だから、あれが7割だとか何とかと言うけれども、仮に半分だとすれば110億だべ、220億だから半分だとすれば純粋な借金が、220億。そこに今度は60億くらい貯金を持っているわけだよな、貯金が。その上の表は貯金だべ、これ、家庭に置きかえたら。そうすると純粋なところ66億くらいだよと言えね。だから、そういうことを町民に知らせる意味を含めて俺は聞いているの。深い意味はないから、別に。多少1億、2億違ったからって、あのときこう言ったべなんて言いませんので、おおよそ、この220億からの現在の見込み借金額というのは、実際、町とすればこれだけの負担をしなければならないんだよと、実際はこれだけだよというようなことを、ざっくばらんなところでいいから、おおよその数字でいいから教えていただきたい。

○芳賀沼順一議長 4番議員に申し上げますが、ここは正規な議会の場ですので、ざっくばらんとか大体とかというものは、ここで言えば全てに流れますから、大体でよければ、あなたが終わってから総務課長のところへ行って聞いていただきたい。大体でよければ。ここで話していただくのは全国に流れていますので、大体というわけにはいきませんので、やはり確実ではなくてもいいけれども、こんな計算で約このぐらいだというのも根拠を求めていただかないと、そうしてください。

○4番 室井嘉吉議員 だから、問題はそこのところをこの額に計数的に何ぼ掛けるくらいだというのであればそれでも結構ですので、その辺のところの数字を教えていただければなと、こういうことです。

○芳賀沼順一議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

先ほどの217億の現在高でございますが、当然この中には交付税措置の全くないものも当然含まれております。さらに、例えば臨時財政対策債は当然これは交付税の代替のものですから100%、こちらは国からお金が後ほど入るということでございますので、今、議員おただしの217億で、一体どのくらい国から入るんだというものは出すことは不可能です。ですので、不

可能といたしますか、かなり時間をかけないと出せませんので。ただ、先ほど申し上げたように、私のほうで平成27年度末でのいわゆる償還、返さなくてはいけない元金、これは152億5,000万円ほどあるんですね。これは一つ一つ、交付税措置があるもの、7割あるもの、交付税措置が全くゼロのもの、あるいは臨財債のように100%、これで具体的にはじいていますので、これでしたら先ほど申し上げたように152億のうち119億9,000万、約120億は町に入りますので、残ります32億は純粋な町の持ち出しということでのご答弁をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 いろいろあるんだろうというようには思いますが、これは後からでも結構でございますので、そういったものが読み取れるような何かをいただければありがたいなと、こんなふうに思いますがいかがですか。

○芳賀沼順一議長 だめならだめ、できるならできると答えてください。

総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

議員のご依頼のありましたものは、かなり時間はかかるかと思いますが、ちょっと調査をさせていただいて検討させていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 4番、室井嘉吉君。

○4番 室井嘉吉議員 いやいや、個人対応というようなことではなく議会に出していただきたいと、こういうことで言っていますので、決して個人ということではございませんので、そこは誤解をしないようにしていただきたいと思います。

言うように、そんなにシビアに時間をかけなくても結構でございますので、その点を申し上げて終わりたいと思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はございませんか。

1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 予算概要で示します。122、133、134。それと施政方針から。

まず最初に122番、昨日の質問の延長にもなりますがスクールソーシャルワーカー活用事業について。人員が2名から1名になったということで、昨日ございましたが、その影響というのはないのでしょうか。つまり需要が増えているということに対して人数が減っているんですけども、お一人の方が3日から4日になったときに、その人に過大な負担がかかるのではな

いかと危惧されることはないのか、伺いたいと思います。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 答えいたします。

平成26年度、非常勤特別職のスクールソーシャルワーカーが2名、さらにはスクールソーシャルワーカー緊急派遣事業ということで、100%県の委託金によるスクールソーシャルワーカーが1名、合計3名の体制で、平成26年度事業を実施しております。残念なことに9月30日をもって町の非常勤特別職のスクールソーシャルワーカーが、9月30日をもって退職されるという状況がありました。これを受けまして、町の特別職のスクールソーシャルワーカーの出勤日数を3日から4日、プラス100%県の委託金であります緊急派遣事業の職員2名ということで、10月以降2名の体制で事業を展開しております。

議員ご存じのように、スクールソーシャルワーカーの業務については専門的、さらにはいろいろな知識がいるというようなことがございます。そういったことから、10月以降についても欠員ということで対応しておりましたが、ケースの内容を吟味しながら学校にお願いする部分はお願ひする部分、カウンセラーにお願いする部分はお願ひする部分というようなことで、内容を精査しながら、この間、対応しているということでもありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

〔「27年度」と言う者あり〕

○馬場秀成学校教育課長 失礼しました。

27年度につきましても、10月以降の対応のままで何とか対応しておりますので、そういった体制で取り組んでいきたいということでもありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 了解しました。

続いて133番、特別支援教育支援員配置事業。これも26年度と27年度を比べますと、予算額にして約1,000万円ですか、増えております。人数も増えているようなんですけども、こちらは人件費のみでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 答えいたします。

議員おただしのように、人数が増えたということで人件費の総額となっております。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 昨日の質問からも関連がありますけれども、やはりその特別に支援が

必要な子供たちは非常に増えているというふうな状況にあるというような解釈でよろしいのでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 お答えいたします。

いろいろなケースがありますが、増加傾向にあるということでご理解いただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 それに対して手厚い処置をしてくださるということですので、引き続ききめ細やかなケアのほうをよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして134番、学習サポート事業ですけれども、昨年ベネッセによる情報漏えいというようなことがございましたが、それからどのような、予算額についてですけれども、随分減っております、縮小しております。その理由と事業、具体的にどの部分を精査されたのか伺います。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 学習サポート事業であります、議員おただしのように、いろいろ個人情報の漏えい等いろいろあったわけですが、平成27年度につきましては今まで南会津町、さらには檜枝岐の1町1村で取り組んでまいりました。平成27年度につきましては、南会津郡の中学校全てで取り組みましょうというような内容に、大きく変わろうとしております。その中では異文化体験であったり、具体的にはブリティッシュヒルズのホテルの中に行きながら異文化を交流しようと、さらには英語の検定試験を受けながら成果を試みましょうというようなこともあります。ライブ授業、そういったことも継続的に行われます。そういった大幅な事業の見直しが平成27年度あります。そういったことから、事業費も当然変わるわけですが、そういった内容から学習サポート事業に取り組むということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 細かい説明をありがとうございます。

実践的な学習につなげたいと、特に英語教育に関して強めていきたいというようなことの意味は伝わったんですけれども、予算額としては減額になっているわけで、どの部分が今度減るのか。教材として使っていたチャレンジの部分について具体的にお聞きしますけれども、その活用についてはいかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 答えいたします。

おただしのように、教材ということで進研ゼミを全校生徒に教材として、この間、提供してまいりましたが、その部分を見直しによって、現在のところ毎月の提供は行わないというような方針から、事業費の圧縮が図られたというような内容でありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 了解しました。

続いて施政方針、最後の質問ですけれども、指導主事を県から派遣するというようなことがございました。この目的に関しましては、指導体制の充実を図るということもございしますが、地方教育行政制度が改革となりまして、町長直轄が任命できるような形になるわけですけれども、それとどのように関わっているのか。また、具体的に指導主事の方は派遣されたときにどのような業務、事務を担うのか伺います。

○芳賀沼順一議長 教育長。

○五十嵐竹則教育長 答えいたします。

地方教育行政の制度改革の中で、各町村においても指導主事の設置を求めています。そういう中で指導主事の設置について、県内的には町村で指導主事を設置するのは、会津地区だと猪苗代とかくらいしかないんですけれども、市になると大体3名から5名程度の指導主事はおられます。そういう中で、やはり今、学校でいじめの問題とか不登校の問題とか、各種いろいろな問題が、LINE等を利用した問題等が発生してきております。そういう中で、やはり学校をきめ細かく回りながら校長先生とか教頭先生の話聞きながら、学校の実情に合った指導体制のほうを確立していくためには指導主事が必要かなということで、県のほうと協議してまいりました。そういう中で、やはり指導主事をぜひ南会津にも置いてほしいというような県の意向もありましたし、町長さんのほうにもお願いして、先生方の負担とか問題の解決のためを考えていく上では、やはり学校を回りながら学校の実情を把握し、その中で適切な指導をしていくというのが一番大切かなというようなことで、指導主事の先生の派遣を、割愛人事ですけれども派遣をお願いしたところであります。ご理解を賜りたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 ますます地域ならではの教育といいますか、この地域はこういった人材を育てるんだ、こういった教育を展開していくんだということを求められている、そういっ

た流れがございますので、ぜひとも合併して10年、南会津の教育をどうしていくんだということを大きな土台を作れるような形で進めていただければと、最後に要望して終わりたいと思います。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 概要の12ページの今の近くですが、138番と140番について、せっかくこれからの文化講演会なんかを予定していたりすると思うんですが、まず毎年楽しみにして、町民の夢と希望を育むためにという形で毎年予算を上げて、毎年すてきな人たちが来て講演をしていますが、今年の文化講演の予定とかがありましたら。あと、その下の140番の部分では文化ホールですが、これは多分コンサートとか映画とかだと思うんですが、現在でわかる範囲、今後の進め方を教えてほしいと思います。

○芳賀沼順一議長 一問一答ですので、140番から。

○6番 湯田 哲議員 まず1つ、講演会のほうをお願いします。予定があれば。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 お答えいたします。

138番、文化講演会ということで、140万ほどの予算をお願いしております。これについては、昨年は吉田沙保里さんと呼んで主にスポーツの関係、レスリングの関係で講義をいただいて実施したところでございます。本年度は、男女共同参画などをテーマにしたらどうかという声がございます、今現在はまだ確定ではございませんが、佐藤弘道さんと折衝をしているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。まだ、日程的には決まっておりません。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 多分これからですけれども、今、具体的な弘道氏のほうの予定があるということですが、ぜひ。なぜこの質問をしたかという、ぜひ曜日も、企画すればこれから日程も煮詰めていくんですけれども、先生によっては子供たちや学校、児童と、小中学生の児童の専用ときでありますけれども、そのとき一般も対象にはしているんですけれども、その辺の、片方のときにも大人が行きたかったり、片方のときに子供たちにも聞かせてあげたいというときなんかもありますから、その辺の、ぜひせっかく第一線で活躍している先生方というか、人がいらっしやるのだから、いつも多くの人に見せるような工夫はしていると思うんですが、その辺の努力をぜひしてほしいなと思います。調整ですね。学校の休み、授業の中でや

るわけだから、平日しかないんですけれども、一般の場合だと休日になったりしますけれども、その辺の努力というかその辺の工夫をぜひお願いしたいと思いますが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 ただいま学校の授業でというお話があったかと思いますが、この文化講演会については、授業で取り組むということではございません。一般の人は誰でも、子供から大人まで参加していただいて、共通のさまざまな、その時代のニーズに合うといえますか、時期的にもいろいろなタイムリーなお話もあるかと思えます。そういうものをある程度は、例えばスポーツをやったり、いろいろ幅を持ちながら毎年工夫をしてやって、さらにこのPRについてもさまざまな角度で周知をしながらやっているということでございます。よろしく願いします。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 了解しました。

それでは、140番の部分について予定としてわかる範囲で。

○芳賀沼順一議長 生涯学習課長。

○湯田順一生涯学習課長 文化ホール運営推進事業でございます。

新年度については、合併10周年という大きな冠をつけたり、そういう節目の年でもございます。今現在、当初予算で計上している中身のおおよそのところをお話しさせていただきます。これは確定ではございませんので、ひとつよろしくお願いしたいのですが。

まずは福田こうへいさん、これのコンサート。それから岡村孝子さん。あみんというグループをご承知かと思えます。それから桐朋学園芸術短期大学との交流事業、これは継続事業でございます。それから、地元の町民が参加する「みんなの檜舞台」というものを、これは大人の部と子供の部というふうに分けて、文化ホールを利用してさまざまな発表をするという檜舞台、これが2回でございます。それから松竹の大歌舞伎、これも一昨年ですか、吉右衛門が来て大変な好評でございました。本年度についても、人間国宝を呼んでやりたいということでございます。それから航空自衛隊の音楽隊、これもほぼ講演が決定しております。時期的には6月28日からおおむね1年間、きめ細かに出演者との交渉もありますが、やっていきたいと。主に土曜とか日曜に集中してということでございますけれども、10周年の記念の節目の年でもございます。文化ホールも頑張りますので、よろしくお願いしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 6番、湯田哲君。

○6番 湯田 哲議員 今、挙げた中でもかなり具体的に、1年間だともうスケジュールね、今からとっていかないと多分とれないということだと思って、ほとんど多分今年予定の全て網羅したと思うんですが、ぜひ我々も楽しみにしていますので、ぜひ成功することを期待しています。

終わります。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

総務課長。

○湯田文則総務課長 先ほど4番議員の、地方債関係でのご質問に対しての答弁にあたりまして、ちょっと説明不足がございましたので、改めてお答えをさせていただきたいと思います。

私が答弁いたしました平成27年度末の現在高152億5,000万、これはあくまでも一般会計の27年度末の現在高でありまして、そのうち約120億程度が交付税として措置されると、残り32億5,000万円ほどがいわゆる純粋な町負担と、あくまでもこれは理論上の一般会計の町負担分だということをございまして、この14ページにございますように、今ほどの説明が1番の一般会計の部分でありまして、議員おただしは町全体ということをございましょうから、これはこの中にこの下にあります特会の部分が含まれるわけでありまして、あくまでも理論上での計算ということになるかと思いますが、この一般会計にこの特会を含めた部分についての、いわゆる純粋な町負担分については、後ほど議長を通して正式にお示しをさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第2、議案第56号 平成27年度南会津町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第57号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第3、議案第57号 平成27年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

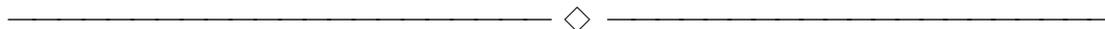
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第58号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第4、議案第58号 平成27年度南会津町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第59号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第5、議案第59号 平成27年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第6、議案第60号 平成27年度南会津町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第7、議案第61号 平成27年度南会津町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第62号の質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第8、議案第62号 平成27年度南会津町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎平成27年請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第9、平成27年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務委員長。

○7番 渡部 優議員 ただいま議題となりました請願につきまして、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成27年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出を求める請願につきましては、平成27年2月27日付で4番、室井嘉吉議員の紹介により、南会津町田島字後原甲3531番地1、日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会議長、渡部秀介氏より提出されたもので、平成27年第1回定例会において総務常任委員会に付託されたものでございます。

この請願の趣旨は、福島県の最低賃金について「日本再興戦略」や「経済財政運営と改革の基本方針」2010年に行われた「雇用戦略対話」合意に沿った引き上げを図る。さらには、福島県の復興促進、労働人口流出に歯どめをかけることを踏まえた上積みの改正を求める。さらには、中小地場産業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境整備をすること。そして、一般労働者の引き上げ時期が4月であることから、最低賃金改定諮問を早期に行い発効日を早めることの意見書の提出を求めるものでございます。

本委員会といたしましては、3月10日、慎重に審議をさせていただきました。審議の結果、請願内容は特に福島県の復興促進、労働人口流出に歯どめをかける意味でも、さらにはこれまで数回、毎年同じ内容の請願に対し本議会では採択されている経緯があり、今回それを否定す

る理由もないことから、全会一致で採択すべきものと決しました。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いいたしまして、報告いたします。
以上です。

○芳賀沼順一議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この請願は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。



◎平成27年陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 日程第10、平成27年陳情第1号 南会津町役場新庁舎建設、公共工事予算の確保に関する陳情書を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

総務委員長。

○7番 渡部 優議員 ただいま議題となりました陳情につきまして、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成27年陳情第1号 南会津町役場新庁舎建設、公共工事予算の確保に関する陳情につきましては、平成27年2月18日付で南会津町田島字大坪13番地1、南会津町建設協議会会長、馬場富男氏より提出されたもので、平成27年第1回定例会において総務常任委員会に付託されたものでございます。

この陳情の趣旨は、新庁舎建設は町の一大プロジェクトであり、会員がこれまで培ってきた技術と経験を駆使し、このプロジェクトに強く携わっていききたいことから特段の配慮を求めること、さらには昨今の公共事業受注高が平成22年度をピークに、平成26年度では60%まで落ち込んでいる現状であることから、予算確保にこれまで以上に尽力されるようお願いするものでございます。

本委員会といたしましては、3月10日、慎重に審議をいたしました。審議の結果、陳情内容は町当局の方針とも一致し、さらには予算確保にも努力されている現状、さらには議会においても産業建設委員会の所管事務調査でも協議会との懇談会を持ったりして、さらには一般質問等でも出ているとおり十分に議会内でコンセンサスが得られているものということでございまして、全会一致で採択すべきものと決しました。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いいたしまして、ご報告といたします。以上です。

○芳賀沼順一議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第1号 南会津町役場新庁舎建設、公共工事予算の確保に関する陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 南会津町役場新庁舎建設、公共工事予算の確保に関する陳情書は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

暫時、休憩します。直ちに議会運営委員会を開催します。再開の放送は5分前に流します。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時20分

○芳賀沼順一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○芳賀沼順一議長 お諮りします。

先ほど、町長提出議案1件、議員提出議案1件、委員会提出議案1件、議員派遣の件、各常任委員長から閉会中の継続調査申出書並びに議会運営委員長から所掌事務に係る継続調査の申出書が提出されました。

これを議事日程に追加し、お手元に配付の追加議事日程第4号の追加1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、議事日程に追加し、お手元に配付の追加議事日程第4号の追加1のとおり議題とすることに決定しました。



◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 追加日程第1、議案第63号 教育長の任命についてを議題といたします。
提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、追加して提案をいたします議案についてご説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

議案第63号 教育長の任命についてをご説明申し上げます。

本案は、現教育長、五十嵐竹則氏より、平成27年3月31日をもって退職したい旨の願いが、去る2月27日に提出されたことから、後任の教育長に星英雄氏を任命するため議会の同意を求めるものであります。星氏は、昭和55年に福島県公立学校教員となり、県内中学校等に勤務され、平成16年に只見町立明和中学校長、平成19年に同町立只見中学校長を務め、平成20年からは福島県教育庁南会津教育事務所において指導主事、管理主事、次長兼学校教育課長を歴任され、平成26年に南会津町立田島中学校長となられ、現在に至るものであります。この間、教員として卓越した指導力を振るわれて学校経営に努められるとともに、教育事務所においては郡内の学校の指導に当たられ、本県教育の振興に大きく寄与されてきたところであります。

同氏は、温厚にして人格高潔で、教育行政に関し識見を有していることから、教育長に適任であるとして任命いたしたいと存じますので、よろしくご審議を賜りましてご同意くださいますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し、採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○芳賀沼順一議長 起立全員であります。

よって、議案第63号 教育長の任命については同意することに決しました。

それではここで、ただいま教育長に任命同意と決定した星英雄氏より、ご挨拶をいただくことにいたします。しばらくお待ち願います。

それでは、星英雄君、ご挨拶をお願いいたします。

○星 英雄田島中学校長 田島中学校長の星英雄でございます。

このたびは、同意をいただきまして本当にありがとうございます。南会津町の教育のために、誠心誠意、努力する所存ですので、皆様のご指導、ご鞭撻をどうぞよろしくお願いいたします。

○芳賀沼順一議長 以上で、教育長の任命、同意に当たっての挨拶を終わります。



◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 追加日程第2、議員提出議案第1号 南会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

ここで提出者から提案理由の説明を求めます。

8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 議員提出議案第1号、南会津町議会議員、芳賀沼順一様。

平成27年3月13日。

提出者、南会津町議会議員、楠正次。

賛成者、南会津町議会議員、湯田秀春、同じく渡部忠雄。

南会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、地方自治法第112条第1項及び南会津町議会会議規則第14条第2項の規定により、下記のとおり提出いたします。

提案理由、議会基本条例第16条第2項で「議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮する」と記されております。住民を代表するにふさわしい議員数、議会の活性化を基本として、住民の意見を反映させるために必要な議員数など総合的見地から町民の意見を聞き、将来予測を考慮した結果2人を削減し、16人の定数を適数と考えるものであります。

4年前の平成23年第1回定例会で、議員定数を22人から4人削減の18人にしたとき、当時は減らし過ぎではとの声が多く議員から聞かれましたが、結果としては県外の市町村議会から視察に来ていただく議会になりました。本来、常任委員会の数を決定する前に議員定数を決

定するべきと考えます。まず、議員定数を決めてから3常任委員会が活性化につながるか、2常任委員会がよいのか、議論すべきと考えます。

南会津町は広大な面積だからという意見が多くありましたが、886.47平方キロメートルの総面積は確かに広大と言えます。しかし、森林面積が91%を占め、平地は約80平方キロメートルであることを考慮したとき、広大だから議員定数を削減できないという考えは正しい判断とは言えず、説得力に乏しく根拠となり得ないと考えます。また、人口1,000人に1人の議員数という一般的なガイドラインについても、平成27年3月1日現在の住民基本台帳人口が17,178人であるものの、現住人口は約16,400人であります。

住民基本台帳による9年間の人口減は2,934人です。今後、4年間の人口減少は年1.8%、これは9年間の平均であります。この減少率を乗じると約1,100人が減少し約16,100人となります。4年後の現住人口の推計値も同様に試算すると15,300人で、議員定数の2人削減は極めて妥当であり、削減根拠と考えます。

改正文は別紙のとおりであります。12月定例議会で特別委員会の報告をお聞きしてから、その後の議員懇談会、その後、4地域の町民に意見を聞きましたが、人口減にしっかり向き合うべきとの声が多く聞かれました。また、自分たちで決めたガイドラインに背くのか、アンケートの結果を尊重しないのならアンケートなど取る必要がないなど、お叱りの声は説明会でもありました。これほどの町民感情に対し、私たち議員が真摯に意を酌み取ることをしなければ、議会と町民の心が離れてしまいます。現状をしっかり認識するとともに的確な判断をすることを、多くの町民が望んでいると考えます。町民の思いをしっかりと酌み取りいただき、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、渡部優君。

○7番 渡部 優議員 内容ではないんですけれども、面積は886.47でしたでしょうか。52ではなかったでしょうか。確認したいと思います。

○芳賀沼順一議長 8番、楠正次君。

○8番 楠 正次議員 一昨日、総合政策課のほうで確認いたしましたところ、ウィキペディア等では886.52とかあるんですけれども、町の振興計画で言っている面積は47ということで調整があったということをお聞きしております。

〔「わかりました。確認だけです」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、提出された原案に反対の発言を許します。

ありませんか。

1番、大桃英樹君。

○1番 大桃英樹議員 私は反対の立場から発言させていただきたいと思います。

私は、皆さんご存じのとおり、特別委員会の副委員長を務めさせていただきました。

もう一度、特別委員会がなぜ発足し、なぜそのような結論に至ったか、改めて述べさせていただきます。

前回の特別委員会で、今回の議会でもう一度考えるという趣旨のもと、昨年3月に発足させていただきました。それから十分な討議を重ねたつもりです。そこで我々が考えたことは、南会津町は合併して10年を迎える、その自治のあり方です。合併当時は52人のマンモス議会でありました。合併特例によるものですが、それにしても多かったです。そこから南会津町の自治のあり方として22という数があったり、そこから皆様のご努力で18という数を導きました。さらには、議会改革を進めなくてはならないということで、議会基本条例を作り、自らが決めるというような方向性で議論を進めてきたかと思います。

我々はそのスタートに当たり、まずどこから考えるべきかという基準を作らなくてはならないということで、まずは今、私たちが求められているのはしっかり議論できる体制を作りましょう。したがって委員会中心主義で考えるべきだ。そのためには2委員会にして、議員を減らして定数を減らして2委員会にするよりは、今ある数でしっかり委員会活動を充実させて、さらに住民にしっかり周知をさせて自治のあり方を訴えていくべきだ。町の今後のあり方についてもしっかり情報公開をして伝えていくべきだということで、まず3委員会でやるべきだという結論を導きました。

したがって、今回出された改正する条例に当たっては、委員会の数からではなくて議員の数から考えるべきだということで、これは見解の相違かと思います。これについては考え方の違いですので受けとめたいとは思いますが、我々としては委員会を優先するべきだという考えですので、これには反対します。

さらに、ガイドラインである人口1,000名に当たり1名ということ、こちらにも強調して書かれておりますが、我々もこれはあくまで参考にさせていただいたという趣旨のものでございます。例えば、檜枝岐村、只見町、人口と議員数を比較しますと、そう一致はしておりません。これが一つの例ではありますけれども、我々は我々の議会のあり方を考えるべきだということです。独自に考えるべきだということだと思えます。したがって、当然、定規のとおりには1,000人に1人ということにはなり得ませんし、そういうところから導き出すべきでもないというようなことを考えております。

それと、住民のご意見ということでおっしゃっておりますけれども、前回アンケートを取ったときには80%の方が反対、少なくするべきだというようなことから、今回のアンケートでは6割の方になった。これをどう分析したかということ、我々の議会改革の努力の証しだと思っております。先輩方が議会基本条例を出して、議会報告会を毎回、毎回、3回ずつやってこられたわけです。それによってアンケートも取られて、一生懸命自らの声でお伝えする部分で、ああ議会はこんな活動もしているんだ、こういうことを考えているんだというようなことをご理解いただけた証しではないか。その2割の減少というのは、そういったことに当たるのではないかと考えております。

したがって、私はこの18人の体制をしっかり維持して、3委員会の活動を充実させて、さらに情報公開を進めて、議会のあり方、そして自治のあり方を次の議会でもう一度議論すべきだと考えます。

以上です。

○芳賀沼順一議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、湯田秀春君。

○12番 湯田秀春議員 議員定数2減の16名とすることに賛成でございます。

今ほどもいろいろありましたように、当地の4年前は18,439人ということで、そのときに向こう4年間、今現在でございますが、18人にしようということで4名減でやりました。我々は今まで、議会報告会でちょうど1,000人に1人の代表と、町民1人の代表なんだよということで、そういうわかりやすいガイドラインで説明してまいりました。今、これからの4年間、議員の定数と報酬を決めなくてはならない、しかも議会基本条例で我々議員で決めると、こういうことでございます。

今年の1月の人口が1万7,230人。平成27、28、29、30年までの4年間、どういうふうには人口は推移するだろうか。このままで行けば、1万6,000人台で推移することは目に見えている

というふうに思います。したがって、今まで我々が説明してきた、町民1,000人に1人というそういう尺度、これを用いれば2名減の16名が議員定数となるというふうに思っております。

〔発言する者あり〕

○芳賀沼順一議長 録音は許可しておりませんが。

○12番 湯田秀春議員 今現在、町の人口も減り続けています。町の職員数も、皆さんご存じのように、辞めても補充率35%以上で、やはり職員も減り続けています。町長の報酬も30%減収で続いています。議員だけが定数も報酬もそのままよろしいのでしょうか。さらに、平成27年度でちょうど合併して10年経過します。今までは普通交付税が合併算定替えということで、有利に扱われてきました。28年度からは、国からの普通交付税が段階的に減るということは皆さん百も承知のはずです。つまり28年度から段階的に減っていくと、普通の家庭で言えば家計の収入がだんだん減ってくると。そんなときに、そのままよろしいのでしょうか。議員ならわかっているはずだ。ですから、私は国からの収入が減るんだから、我々議員というのは行政の監視をしたり、そういう面から見ると、まず自ら身を切ることということが大切じゃないかというふうに思います。

したがって、議員定数2名減の16名とすることに賛成いたします。現状維持ありきで「現状維持、みんなで渡れば怖くない」そういう発想はうまくないというふうに思います。

以上です。

○芳賀沼順一議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。

〔発言する者あり〕

○芳賀沼順一議長 どちらの、賛成ですか、反対ですか。どちらの。

〔「賛成です」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 賛成の意見は求めておりません。

反対でしたらどうぞ。反対の意見でしたらどうぞ。

議場の中でがやがや、ここは私語の場所ではないので、意味がわからない場合は余り手を挙げないように。

これで討論を終わります。

これより、議員提出議案第1号 南会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例を採決し

ます。

この採決は起立によって行います。

議員提出議案第1号 南会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例について、決定することに賛成の方は起立願います。

[発言する者あり]

○芳賀沼順一議長 もう一度言いますから、もう一度言います。

議長はここで議案を説明する立場にはございませんので、よろしいですか。

議員提出議案第1号 南会津町議会議員定数条例の一部を改正する条例について、決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○芳賀沼順一議長 起立少数です。

よって、本案は否決されました。



◎委員会提出議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○芳賀沼順一議長 追加日程第3、委員会提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで提出者、総務委員長から提案理由の説明を求めます。

総務委員長。

○7番 渡部 優議員 それでは、ただいま議題となりました議案について、提案理由を説明申し上げます。

委員会提出議案第3号、南会津町議会議員、芳賀沼順一様。

提出者、南会津議会総務委員長、渡部優。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について。

上記の議案を、地方自治法第109条第7項及び南会津町議会会議規則第14条第3項の規定により、下記のとおり提出します。

記。

提案理由、最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最

低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。しかし、現在の福島県最低賃金は時間額で689円となっているが、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額とは大きく乖離しているとともに、その水準は2007年からの7年間、全国水準で31位と低位で、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっている。

よって、福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金の引き上げによる一定水準の賃金確保などを強く求める意見書を提出するものである。

提出先として、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長でございます。

意見書は別紙のとおりでございます。省略させていただきます。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださるようお願い申し上げます。

○芳賀沼順一議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員派遣の件について

○芳賀沼順一議長 追加日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第120条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。



◎閉会中の継続調査について

○芳賀沼順一議長 追加日程第5、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり各常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○芳賀沼順一議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



◎教育長挨拶

○芳賀沼順一議長 これで本日の議事日程は終了いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、今期をもちまして勇退される教育長よりご挨拶があります。

教育長。

○五十嵐竹則教育長 3月議会、大変ご苦労さまでした。

先ほど、新教育長の選任に同意をいただきましたけれども、私は今期限りで退任することを決めました。それで貴重な時間をいただき、一言、退任の挨拶をさせていただきたいと思えます。

皆さんには、平成22年6月に教育長の就任以来、町長を初め職員の皆さん、議員の皆さん、町民の皆さんには大変お世話になりました。私もこの4年9カ月の間、教育長として貴重な経験をさせていただき深く感謝を申し上げます。

皆さんのご協力を得ながら、学校統合を初め大規模改修工事、前沢集落の国伝建指定、教育センターのオープン等の事業を進めてまいりました。また、本日は指導主事の設置予算にご同意いただきまして本当にありがとうございました。

就任早々、東日本大震災が発生するなど数々の思い出もありますが、本年4月より新たな教育委員会制度が施行されます。県内の市町村の教育長さんの9割は校長先生経験者になっておられ、私自身は行政経験しかなく、学校現場や子供の現状を知らないことが多く、いつも不安を感じながら仕事をしており、皆さんには大変ご迷惑をおかけいたしました。

現在の教育環境は、大津のいじめ問題から端を発したいじめや不登校の問題、学力向上対策、小学生の英語授業の導入、土曜授業の取り組み等の課題が山積しております。また、南会津においては少子化の進行により、新たな課題として学校統合や児童・生徒の安全・安心の取り組み、文化財の保存伝承、生涯学習の取り組み等の課題も多いのですが、やはり学力向上とともに郷土を理解し、地域に貢献できる人間の育成が最も重要であると感じております。そのためには、教育現場を理解された方がふさわしいのではないかと感じております。

今回、町長、副町長、教育委員の方々にご無理を申し上げ、ご理解をいただき、新教育長制度が4月から施行されるに当たり、新制度で発足するのがベストであると考えておりました。そのためには今回、町長の提案理由にもありましたように、2月27日に辞職願を提出させていただきました。このことは自分自身で決断したことであり、3月31日で退職させていただきたいと思っております。

私自身、一抹の寂しさはありますが、正直申し上げますとほっとしているのが現状であります。これからは一町民、一住民として人生をリフレッシュしたいと思っておりますので、これからも皆さんのご支援、ご指導をお願いいたしまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。

長い間、ありがとうございました。



◎町長挨拶

○芳賀沼順一議長　ここで、町長より発言したい旨の申し出がなされておりますので、これを

許可します。

町長。

○大宅宗吉町長 平成27年第1回議会定例会に提案いたしました全議案につきまして、慎重審議の上、ご決定賜りましてまことにありがとうございます。御礼申し上げます。

さて、平成26年度も残りわずかとなりまして、年度内に議会を開催する時間的な余裕がございません。つきましては、町長の専決処分が必要と見込まれる事項につきまして、事前にご理解賜りたい案件がございますので、あわせてよろしくお願いを申し上げます。

第1点目が、平成27年度の税制改正であります。現在、国会において地方税法の改正が審議されているところでありますが、これが決定されますと町の関係条例の一部改正が必要となります。

2点目は、平成26年度一般会計及び特別会計予算の補正であります。歳入における国・県支出金及び特別交付税や地方債などのほか、歳出の各種事務事業、医療給付費等について未確定の部分がありまして、関係予算の補正を行う必要が生じる予定であります。その他、専決処分が必要と見込まれる事項の発生も考えられることから、ご理解をお願いするものであります。

以上、ご説明を申し上げましたように、いずれも年度末に事由が発生するため、議会を招集する時間的余裕がなく、それぞれ専決処分を予定しておりますので、ご理解をお願いするものであります。

さて、議員の皆様方の任期は4月いっぱいとなっておりますが、本日が最後の定例会ということになります。ただいま、教育長の辞任のご挨拶がありました。教育長にも、私が就任いたしましたしてから、この教育行政はもちろんでありますけれども、町政に関しまして本当に精いっぱいご尽力、ご協力をいただきました。本当にありがとうございます。ご挨拶の中にもありましたように、これからも私どもとしては町政に関しまして、いろいろご指導、ご鞭撻をいただくよう、そしてまた健康に気をつけていただいて有意義な毎日を送られるように希望するものであります。

それから、議員の皆様も今度、改選になるわけでございますけれども、私も議員を6年間経験させていただきました。そして、皆さんと一緒にいろいろな活動も勉強もさせていただきました。そうした中に立場は変われど、やはりそういう思いの中でこの皆さんと一緒に議会活動をしてきたつもりでございます。自分の考え方、公平・公正、誠実、思いやりという基本的な精神は、今もって自分も変わりませんが、今回勇退される議員もおられるというふうにも伺っております。そういう中で、また今日の今回の議会というものは自分としても感慨深い

ものがございました。当初予算も皆さん方に全員一致で決定いただきましたし、私ども引き続き精いっぱい、行政に当たってまいりたいと考えておりますので、また皆さん方も今度の4月、選挙でありますけれども、皆さん方の精いっぱいの活動といたしますか、また支持が得られて、そしてこの会でお会いできるように期待しているものでございます。

新年度は、合併10周年を迎える重要な時期にあります。真剣な審議を通して、町政進展に尽くされてこられました皆様方に敬意と感謝を申し上げますとともに、本定例会での議決に対しまして心から感謝を申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。



◎議長挨拶

○芳賀沼順一議長 続きまして、議長からも一言ご挨拶を申し上げます。

今日の議会、最後の議会ということで、いろいろありましたが本当にご苦労さまでした。私自身も皆様のご協力を得て、4年間何とか長老という年で、年にめげずに何とかできました。これも皆様のご協力のおかげとっております。特に、私が議長になったときには3.11発生直後でしたので、その後、東京電力、国会、衆議院、いろいろなところへ町長ともども、旅行の商業であるとか、袴を着て上野でビラをまいたりとか、本当にいろいろな経験をさせていただきました。

どうか、私自身これからしっかりと皆さんとともに今までやってきたこの議会改革が、新しい議会になってもしっかりと継続できるように希望をしております。そして、4月26日の投票日まで皆さん方が健康に留意されて、全力で戦って残ってここへ来ていただいて、頑張っていたら希望をいたします。

最後になりますが、新庁舎建設にはぜひ私も呼んでいただきたいと、こんな希望をいたしまして私の挨拶といたします。

長い間ご苦労さまでした。



◎閉会の宣告

○芳賀沼順一議長 それでは、今期定例会は我々議員の在任期間における最後の定例議会であります。有終の美を飾り、副議長の音頭で皆様方と万歳を三唱いたしたいと思いますので、ご起立をお願いします。毎回、最後のときにやっているものですから、万歳という話になりましたので。

○菅家幸弘副議長 ただいまご指名をいただき、最後の4年間の3月の定例会ご苦労さまでした。本当にお疲れさまでした。

それでは、ご指名をいただきましたものですから、南会津町のますますの発展と皆様方のご健勝、ご健闘をお祈りいたしまして万歳三唱をしたいと思います。

それでは、ご唱和をよろしくお願いいたします。

南会津町、万歳。

万歳。

万歳。

どうもありがとうございました。

○芳賀沼順一議長 ありがとうございます。

着席願います。

以上をもちまして、平成27年第1回南会津町議会定例会を閉会いたします。

長期間、慎重審議まことにありがとうございました。

閉会 午後 4時01分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 芳賀沼 順 一

署 名 議 員 室 井 実

署 名 議 員 高 野 精 一